

令和4年9月

# 指宿市議会会議録

第3回定例会

# 指宿市議会会議録目次

## 令和4年第3回市議会定例会

会期日程	1
8月30日	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	5
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定による出席者	5
職務のため出席した事務局職員	5
開会及び開議	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
報告第4号及び議案第51号～議案第70号一括上程	7
提案理由説明	7
報告第4号（質疑）	17
議案第51号及び議案第52号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	17
議案第53号（質疑，委員会付託省略，表決）	18
議案第54号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	18
議案第55号～議案第62号（質疑，決算特別委員会付託）	22
議案第63号～議案第70号（質疑，委員会付託）	23
新たに受理した陳情上程（委員会付託）	23
散会	23
9月16日	
議事日程	25
本日の会議に付した事件	25
出席議員	25
欠席議員	25
地方自治法第121条の規定による出席者	25
職務のため出席した事務局職員	26
開議	27
会議録署名議員の指名	27

一般質問 .....	27
恒吉太吾議員 .....	27
1. スポーツを通じた地域活性化について	
東伸行議員 .....	36
1. ヘルシーランドの管理について	
2. 山川港周辺鰹節加工団地も含めた整備状況について	
3. 山川老人福祉センターの屋根付きゲートボール場について	
4. 市道の整備について	
井元伸明議員 .....	49
1. 市道の維持管理について	
2. 定住促進策について	
3. 公共施設維持管理について	
4. 市営住宅について	
東勝義議員 .....	61
1. 空き家・空き地対策について	
2. 市営陸上競技場について	
延会 .....	76

9月20日

議事日程 .....	77
本日の会議に付した事件 .....	77
出席議員 .....	77
欠席議員 .....	77
地方自治法第121条の規定による出席者 .....	77
職務のため出席した事務局職員 .....	78
開議 .....	79
会議録署名議員の指名 .....	79
一般質問 .....	79
高田チヨ子議員 .....	79
1. 安心・安全な生活のために	
松下知恵議員 .....	87
1. 生活保護について	
2. マイナンバー制度について	
前之園正和議員 .....	97

1. 政治姿勢について	
2. 温泉資源の保護に関して	
3. 高齢者の補聴器購入に対する助成制度創設について	
吉村重則議員	111
1. ヘルシーランドおよび山川砂むしについて	
2. インボイス制度について	
3. 子育て世帯支援について	
議案第71号上程	122
提案理由説明	122
議案第71号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	123
散会	124

9月29日

議事日程	125
本日の会議に付した事件	127
出席議員	127
欠席議員	127
地方自治法第121条の規定による出席者	127
職務のため出席した事務局職員	127
開議	128
会議録署名議員の指名	128
議案第63号（委員長報告，質疑，討論，表決）	128
議案第64号（委員長報告，質疑，討論，表決）	129
議案第65号（委員長報告，質疑，討論，表決）	130
議案第69号及び議案第70号（委員長報告，質疑，討論，表決）	136
議案第66号及び議案第67号（委員長報告，質疑，討論，表決）	137
議案第68号（委員長報告，質疑，討論，表決）	138
審査を終了した陳情（委員長報告，質疑，討論，表決）	139
閉会中の継続審査について（議案第55号～議案第62号）	145
報告第5号，報告第6号及び議案第72号一括上程	146
提案理由説明	146
報告第5号及び報告第6号（質疑）	148
議案第72号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	150
意見書案第2号上程	151

提案理由説明	151
意見書案第2号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	152
閉会中の継続調査について	153
議員派遣の件	154
閉議及び閉会	154
参考資料	
議員派遣書	156

# 第 3 回 定 例 会

令和 4 年 9 月 議 会

令和4年第3回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 31日間（8月30日～9月29日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
8月30日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会期の決定</li> <li>・報告第4号，議案第51号～議案70号一括上程（議案説明）</li> <li>・報告第4号（質疑）</li> <li>・議案第51号，議案第52号及び議案第54号 （質疑，委員会付託省略，討論，表決）</li> <li>・議案第53号（質疑，委員会付託省略，表決）</li> <li>・議案第55号～議案第62号（質疑，決算特別委員会付託）</li> <li>・議案第63号～議案第70号（質疑，委員会付託）</li> <li>・新たに受理した陳情上程（委員会付託）</li> </ul>
31日	水	休 会	一般質問の通告限（12時）
9月1日	木	〃	
2日	金	〃	産業建設委員会（10時開会）
3日	土	〃	
4日	日	〃	
5日	月	〃	総務水道委員会（10時開会）
6日	火	〃	文教厚生委員会（10時開会）
7日	水	〃	
8日	木	〃	
9日	金	〃	
10日	土	〃	
11日	日	〃	
12日	月	〃	
13日	火	〃	
14日	水	〃	
15日	木	〃	
16日	金	本会議	・一般質問
17日	土	休 会	
18日	日	〃	
19日	月	〃	

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
20日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般質問</li> <li>・ 議案第71号上程 (議案説明, 質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)</li> </ul>
21日	水	休 会	
22日	木	〃	
23日	金	〃	
24日	土	〃	
25日	日	〃	
26日	月	〃	委員長報告に対する質疑・討論の通告限 (12時)
27日	火	〃	
28日	水	〃	
29日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議案第63号～議案第70号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)</li> <li>・ 審査を終了した陳情 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)</li> <li>・ 閉会中の継続審査について</li> <li>・ 報告第5号・報告第6号及び議案第72号一括上程 (議案説明)</li> <li>・ 報告第5号及び報告第6号 (質疑)</li> <li>・ 議案第72号 (質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)</li> <li>・ 意見書案第2号上程 (説明, 質疑, 委員会付託等省略, 討論, 表決)</li> <li>・ 閉会中の継続調査について</li> <li>・ 議員派遣の件</li> </ul>

# 第 3 回 定 例 会

令和 4 年 8 月 30 日

(第 1 日)

### 第3回指宿市議会定例会会議録

令和4年8月30日 午前10時00分 開議

~~~~~

#### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第4号 令和3年度指宿市公共下水道事業会計継続費精算報告書について
- 日程第4 議案第51号 令和4年度指宿市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第5 議案第52号 令和4年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 議案第53号 農業委員会委員の任命について
- 日程第7 議案第54号 令和4年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第8 議案第55号 令和3年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第56号 令和3年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第57号 令和3年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第58号 令和3年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第59号 令和3年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第60号 令和3年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について
- 日程第14 議案第61号 令和3年度指宿市公共下水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について
- 日程第15 議案第62号 令和3年度指宿市温泉供給事業会計決算の認定について
- 日程第16 議案第63号 指宿市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第64号 指宿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第65号 令和4年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について

- 日程第19 議案第66号 令和4年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 議案第67号 令和4年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 議案第68号 令和4年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第22 議案第69号 令和4年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第23 議案第70号 令和4年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第24 新たに受理した陳情上程
  - 陳情第10号 川内原発の20年延長運転期間に関する陳情書
  - 陳情第11号 市議会の委員会に於いて、休憩中に実質的な討議がされていて、その内容が委員会会議録には残らない事態が発生しているため、委員会での休憩中の討議をせず、議論の過程が全てきちんと議事録に残る様にすることを求める陳情
  - 陳情第12号 6月議会で審査された令和4年陳情第8号「陳情者は2004年に指宿市へ転入してきているが、それ以来、今年2022年に至るまで一回も回覧資料の配布がなく、そのことの確認が市当局から拒否されていることについての陳情」に於いて、陳情者は自治会費を納め、自治会に加入していることが陳情本文に記載があるにもかかわらず、自治会未加入であるため回覧がされないのは当然だという審査結果が出ているため、再度の審査を求める陳情
  - 陳情第13号 令和4年6月議会で陳情第4号から同8号までのタイトルが異例にも、全く読み上げられず、本会議の議事録に記録されない事態になり、陳情の意味が曲解された形で議事録に残ることになったため、そのようなことを明確に禁止し、必ず、陳情のタイトル全体を本会議の場で読み上げることを求める陳情
  - 陳情第14号 令和4年6月議会の委員会審査で陳情第4号から同9号までについて、異例にも市側（執行部）からの説明が無いまま議員だけの審査がされたので、同陳情内容についての市側の事実認定や説明を委員会審査の場ですることなどを求め

る陳情

---

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 2 番 議 員  | 松 下 知 恵 | 3 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 4 番 議 員  | 前 原 五 男 | 5 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 6 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 7 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 | 9 番 議 員  | 田 中 健 一 |
| 10 番 議 員 | 吉 村 重 則 | 11 番 議 員 | 東 伸 行   |
| 12 番 議 員 | 西 森 三 義 | 13 番 議 員 | 井 元 伸 明 |
| 14 番 議 員 | 新川床 金 春 | 15 番 議 員 | 福 永 徳 郎 |
| 16 番 議 員 | 高 田 千ヨ子 | 17 番 議 員 | 前之園 正 和 |
| 18 番 議 員 | 下川床 泉   |          |         |

---

1. 欠席議員

1 番 議 員 中 村 昭 二

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|           |         |                 |         |
|-----------|---------|-----------------|---------|
| 市 長       | 打 越 明 司 | 副 市 長           | 有 留 茂 人 |
| 教 育 長     | 吉 元 鈴 代 | 総 務 部 長         | 下吹越 寿   |
| 市民生活部長    | 増 永 智 美 | 健康福祉部長          | 山 元 成 之 |
| 産業振興部長    | 野 元 伸 浩 | 農 政 部 長         | 寺 田 昭 宏 |
| 建 設 部 長   | 星 倉 淳 一 | 教 育 部 長         | 紺 屋 聖 一 |
| 水道事業部長    | 坂 元 一 博 | 山 川 支 所 長       | 中 島 裕 一 |
| 開 聞 支 所 長 | 山 下 秀 一 | 市 長 公 室 長       | 渡 部 徹 也 |
| 総 務 課 長   | 山 下 浩 二 | 経 営 改 善 推 進 室 長 | 木 下 英 城 |
| 財 政 課 長   | 東 忠 孝   | 環 境 政 策 課 長     | 富 永 敏 尚 |
| 観光施設管理課長  | 岩 林 茂 樹 |                 |         |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 鮎 川 富 男 次長兼議事係長 池 水 拓 也

主幹兼調査管理係長

川 畑 裕 二

議 事 係 主 査

古 川 浩 仁

### △ 開会及び開議

午前10時00分

○議長（下川床泉） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、令和4年第3回指宿市議会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

### △ 会議録署名議員の指名

○議長（下川床泉） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、山本敏勝議員及び東勝義議員を指名いたします。

### △ 会期の決定

○議長（下川床泉） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月29日までの31日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月29日までの31日間と決定いたしました。

### △ 報告第4号及び議案第51号～議案第70号一括上程

○議長（下川床泉） 次は、日程第3、報告第4号、令和3年度指宿市公共下水道事業会計継続費精算報告書について、から、日程第23、議案第70号、令和4年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、までの21議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

○市長（打越明司） 今次、第3回指宿市議会定例会に提出いたしました案件は、継続費精算報告に関する案件1件、補正予算の専決処分の承認を求める案件2件、人事に関する案件1件、決算に関する案件8件、条例に関する案件2件、補正予算に関する案件7件の計21件であります。

提案理由の説明の前に、先の定例会以後、これまでの諸般の経過及び当面する課題等につきまして、報告させていただきます。

まずは、新型コロナウイルス感染症対策についてですが、現在、より感染力が強いとされるBA・5への置き換わりが進み、全国的に多くの新規感染者が確認されております。この

ような中、医療提供体制の逼迫を受け、鹿児島県は8月3日、BA・5対策強化宣言を発令しました。本市におきましては、6月以降、小中学校におきまして、学級閉鎖や休校も含め、積極的な感染拡大防止策を取っており、また、県に強く要請しておりました無料PCR検査につきましても、7月23日と24日、8月20日と21日に実施いたしました。このPCR検査は、指宿庁舎において実施し、4日間合計で546人の市民の皆さんが検査を受けられております。新型コロナウイルス感染症対策につきましては、引き続き、こまめな手洗いや手指消毒、換気の徹底、場面に応じた正しいマスクの着用など、基本的な感染防止対策の徹底はもちろん、体調がすぐれないときには、仕事や会合等への出席を自粛してくださるよう呼び掛けるなど、引き続き感染防止対策の徹底に取り組んでまいりたいと考えております。この急激な感染拡大に伴う外出控えや仕入れ価格の高騰、光熱費等の高騰などにより、市内の飲食店などでは、経営が圧迫される毎日が続いております。この状況を少しでも打開するため、短期間で飲食店の消費喚起を図り、あわせて、飲食店以外の業種の活性化にも寄与できる一石二鳥の事業として、いぶすきのまち応援大作戦を実施いたしました。このいぶすきのまち応援大作戦は、市内の飲食店で支払った3千円以上のレシートや領収書を市役所や商工会議所などに提出しますと、3千円ごとに1千円の商品券と交換できるというものであり、1人当たり、1日最大9千円までの支払い分で、最大3千円の商品券に交換できるという事業であります。市内の飲食店の活性化に併せて、市内の様々な店舗で使える商品券を配布することで、本市の地域経済の活性化に寄与できます。市民や街に元気を取り戻す事業につきましては、今後も、時機を逸しないよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、主な行事等について報告させていただきます。

今年開庁しました指宿市役所開聞庁舎のシャッターに、地域おこし協力隊によるシャッターアートが完成し、7月15日にお披露目されました。このシャッターアートは、開聞中学校の生徒や地域住民の皆様のアイデアをもとに、開聞地域に関する名所や伝説、エピソードなどが盛り込まれた作品となっております。図書コーナーを備える開聞庁舎は、土日も一部開放をしており、これからも多くの市民や観光客で賑わう交流の場、地域の活性化を広げる新たな拠点として活用されるものと期待しております。7月27日には、運行開始10周年記念事業の一環として、JR指宿駅前に観光特急指宿のたまて箱をモチーフにした白と黒のツートンカラーの郵便ポスト、いぶたまポストが設置されました。JR西大山駅に設置されている幸せを届ける黄色いポストに次ぐ、新たな人気の観光スポットに育ててまいりたいと考えております。8月11日には、第54回かいもん夏祭りが開催されました。今年のかいもん夏祭りは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、アルコール類を飲まない、飲ませないことを目標にした開催でありました。また、唐船峡そうめん流し開設60周年記念として、子供たちを主人公にした祭りとして位置づけ、実行委員、運営委員の皆様が献身的に準備をしていただき、まちに活気を与えることができたのではないかと考えております。8月21日に

は、7月31日に供用を開始した新指宿市民会館のオープニングイベントを実施しました。イベントでは、本市出身のオペラ歌手大山大輔さんらによるオペラ公演や地元高校生によるダンス、新たに創作された新ハンヤ踊りの披露など、盛りだくさんのアトラクションが行われました。また、本市出身の漫画家バロン吉元さんのバロン吉元里帰り展も開催され、新しい指宿市民会館の船出にふさわしい、充実したオープニングイベントとなりました。また、翌週、新指宿市民会館では、8月27日・28日の両日、いぶすきフラフェスティバルも開催されました。いぶすきフラフェスティバルも3年ぶりの開催ということもあり、全国から多くの愛好家が参加をし、真新しいステージで美しいフラが披露されました。この新指宿市民会館は、これから多くの方々に御利用いただき、皆様の思い出づくりや芸術文化活動に役立てていただきたいと思っております。

このように、先の定例会以後、本日までの間、様々な行事が行われてまいりましたが、同時に、様々な分野における取組を充実させることを目的に、4つの連携協定を締結してまいりました。まず、7月25日に、観光を軸とした街づくりや地域交通に係る課題解決、地域産品の開発・促進に関する事など、市の産業振興を目的に、一般社団法人九州経済連合会と包括連携協定を締結いたしました。また、8月9日には、野球イベントの開催や大会誘致、キャンプ誘致への協力、市営野球場をはじめとする体育施設PRへの協力など、スポーツを通じた地域振興を目的に、社会人野球クラブチーム、一般社団法人鹿児島ドリームウェーブと包括連携協定を締結いたしました。翌日、8月10日には、災害時における救援物資の提供として、災害対策本部が設置されたときなどに、市役所に設置してある自動販売機内の缶ジュースや備蓄飲料水の無償提供について、ワールドサンフーズ株式会社と協定を結んでおります。さらに、8月18日に、デジタル技術に関する専門的な知見や情報に加え、幅広いネットワーク、広域的な情報発信を本市のDX推進に活用させていただくことを目的に、一般社団法人日本デジタルトランスフォーメーション推進協会と包括連携協定を締結いたしました。この4つの協定は、それぞれ、産業振興、地域振興、災害対策、自治体DXの推進に特化した協定であり、これからの指宿を縁の下の力持ちとして支えてくださるものと期待しております。今後は、協定を締結していただきました皆様方と一緒に、市民サービスの向上を図っていきたいと考えております。

さて、明後日、9月1日からは、指宿市に関する様々な情報をタイムリーに配信することを目的に、指宿市公式LINEの運用が開始される予定であります。この公式LINEに友達登録をしていただければ、市政に関する情報や本市のふるさと納税に関する最新情報などをタイムリーに受信することができるようになりますので、1人でも多くの市民の皆様へ御利用いただけるようにPRしていきたく思います。市議会議員の皆様をはじめ、市民の皆様におかれましても、市外にお住まいの家族や親戚、友人にどんどん広めていただき、指宿のファンを増やしていく取組に、是非、協力いただきたいと考えているところであります。

来月、9月24日・25日には、3年ぶりの指宿温泉祭の開催も予定しております。できる限りの感染防止対策を積極的に行いながら、もっともっとまちの元気を取り戻していきたいと考えているところであります。

それでは、本日提出いたしました21の議案につきまして、提案理由を御説明いたします。

まず、議案第51号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて、ですが、この補正予算は、冒頭で御説明いたしました、いぶすきのまち応援大作戦を実施するための負担金を計上したものであります。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出控え等により、又は仕入れ価格の高騰、光熱費高騰などにより疲弊してきた指宿に一刻も早く元気を取り戻したいという思いで専決処分させていただきましたので、何とぞ、御理解の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

次に、議案第53号、農業委員会委員の任命について、ですが、本案は、農業委員会の委員に下吉一郎氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。同氏は、50年以上にわたり農業に従事するとともに、平成2年から平成30年までの28年間、当該委員を務められるなど、農業に関する実績、知識及び見識を有していると判断されることから、当該委員として適任であると考えております。何とぞ、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第55号、令和3年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、から、議案第59号、令和3年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について、までの5議案につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

なお、決算付属書類をお示ししてありますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第60号、令和3年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、であります。

本案は、指宿市水道事業会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。また、剰余金処分につきましては、令和3年度未処分利益剰余金4,930万9,249円のうち、1,400万円を減債積立金へ、130万9,249円を利益積立金へ、3,400万円を建設改良積立金へ積み立てるため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第61号、令和3年度指宿市公共下水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、であります。

本案は、指宿市公共下水道事業会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。また、剰余金処分に

つきましては、令和3年度未処分利益剰余金996万948円のうち、147万7,265円を資本金へ組み入れ、200万円を減債積立金へ、98万3,683円を利益積立金へ、550万円を建設改良積立金へ積み立てるため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものがあります。

次に、議案第62号、令和3年度指宿市温泉供給事業会計決算の認定について、であります。

本案は、指宿市温泉供給事業会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

次に、議案第65号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ4億3,171万7千円を追加し、予算の総額を276億6,974万7千円にしようとするものであります。

この補正予算の主なものについて御説明いたします。

まず、農業費であります。新型コロナウイルス感染症の拡大や、円安の進行、世界情勢の変動などを受け、農業用資材や配合飼料の価格が高騰し、農業者や畜産農家は、非常に厳しい経営を強いられている現状にあります。このことから、農業経営の安定化を目的に、土壤診断を実施した上で、堆肥や緑肥等の購入を行う農業者グループに対して、購入費用の10%を助成する肥料価格高騰対策支援事業として3,702万円を、購入した配合飼料1t当たり1千円を補助する配合飼料価格高騰対策緊急支援事業として3,665万4千円を計上するものであります。

次に、商工費であります。昨年11月23日に発生しました山川砂むし温泉保養施設の法面崩壊は、熱水や蒸気によって継続的な風化が進行したことなどが主な原因でした。復旧工事は、風化が進んでも崩壊しないよう安定勾配を確保するとともに、内部の地熱や蒸気を開放するパイプ等を設置することとしており、その工事請負費として3億3,000万円を計上するものであります。

今回の補正につきましては、ただいま御説明いたしました、肥料・飼料の高騰対策に係る補助金と山川砂むし温泉保養施設の法面等の復旧に係る費用を合わせた4億367万4千円が主なものとなっております。

このほかの議案や詳細な事業内容等につきましては、関係部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長（下吹越寿）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の3ページを御覧ください。

まず、議案第51号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

別冊の令和4年度指宿市一般会計補正予算、予算に関する説明書（第7号）の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,080万円を追加し、歳入歳出予算の総額を272億3,531万7千円にしたものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、13ページを御覧ください。

款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費、節18負担金補助及び交付金2,080万円の補正につきましては、先ほど市長が説明いたしました、いぶすきのまち応援大作戦事業の実施に伴う負担金を計上したものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、12ページを御覧ください。

款15国庫支出金1,456万円の補正につきましては、説明欄にお示しの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であります。

款19繰入金624万円の補正につきましては、説明欄にお示しの財政調整基金からの繰入金であります。

次は、提出議案の8ページを御覧ください。

議案第54号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について、であります。

別冊の令和4年度指宿市各会計補正予算書（第8号）の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ271万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を272億3,803万円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、13ページを御覧ください。

款4衛生費、項1保健衛生費、目7環境衛生費、節12委託料271万3千円の補正につきましては、指宿・山川両火葬場の包括的管理業務の受託者から8月31日をもって契約を解除したい旨の申し入れがあったことに伴い、9月1日から協力業者との間で新たに契約を結ぶ必要があることから、不足する業務委託料を増額しようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、12ページを御覧ください。

款19繰入金271万3千円の補正につきましては、今回、補正の財源調整として、財政調整基金からの繰入金であります。

次は、提出議案の17ページを御覧ください。

議案第63号、指宿市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が行われたことに伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきまして、御説明申し上げますので、18ページを御覧ください。

第2条第3号ア（ア）につきましては、非常勤職員の育児休業の取得要件について、子の出

生後8週間以内に育児休業をしようとする場合には、任期の要件を、子が1歳6か月に達する日までから、子の誕生日から起算して8週間と6月を経過する日までに緩和するものであります。

第2条第3号イ及び第2条の4につきましては、子の1歳以降の育児休業の取得を柔軟化させるため、特別な事情にあつては、1歳以降の育児休業の開始時点が1歳又は1歳6か月到達日の翌日に限定されているものを、1歳又は1歳6か月到達日の翌日以外でも取得可能とし、配偶者と交互に育児休業を取得できるようにするものであります。

次に、20ページを御覧ください。

第3条第5号につきましては、育児休業が2回までの分割取得が可能となるよう、再度の育児休業取得に係る条例で定める特別の事情に関し、育児休業承認請求書により申し出た場合の再度の取得に係る規定を削除するものであります。

なお、附則につきましては、改正条例の施行期日、経過措置等を規定しているところであります。

次は、提出議案の24ページを御覧ください。

議案第65号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について、であります。

別冊の令和4年度指宿市各会計補正予算書（第9号）の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億3,171万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を276億6,974万7千円にしようとするものであります。

第2条で、地方債の補正をするものであります。内容につきましては、8ページの第2表地方債補正でお示しのとおり、事業債の追加と限度額をそれぞれ変更するものであります。

それでは、御説明させていただきます。今回の補正予算の各目に、人件費を計上しておりますが、これにつきましては、職員の育児休業や、令和4年4月1日に行われました人事異動による予算の整理及び共済費の負担率改定等に伴う増減であり、各目の人件費につきましては、36ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。人件費以外の補正予算の概要につきましては、別冊の提出議案の概要17ページから20ページに記載しておりますので、併せて御参照くださいますようお願い申し上げます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○市民生活部長（増永智美）** それでは、命によりまして、市民生活部所管の議案について、御説明申し上げます。

提出議案の22ページを御覧ください。

議案第64号、指宿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、指宿広域市町村圏組合が、ごみ処理施設の休業日を変更したことに伴い、この条

例の所要の改正をしようとするものです。指宿広域市町村圏組合のごみ処理施設は、名称が指宿広域クリーンセンターとなっておりますので、以降の説明において、クリーンセンターと申し上げます。

改正の内容につきまして、御説明申し上げますので、23ページを御覧ください。

市の指宿ごみ処理場は、クリーンセンターと同じ敷地内に設置し、一般廃棄物のうち、陶磁器製品等の安定品目のみを搬入対象物としております。建物等の配置は、進入路に近い手前側がクリーンセンター、その奥が市の指宿ごみ処理場となっておりますが、いずれの施設への搬入であっても、クリーンセンターが管理する計量システムを使用して重量を計測することになっておりますので、これまで、両施設の開業日及び使用時間を整合させる形で管理運営に取り組んでいるところであります。このような中、本年、指宿広域市町村圏組合が、クリーンセンターの休業日に12月31日を加える改正を行っております。したがって、12月31日はごみの計量ができませんので、市の指宿ごみ処理場の休業日について、クリーンセンターの休業日と整合させ、12月31日から翌年1月3日までと定めるものであります。

なお、附則につきましては、改正条例の施行期日を規定しているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○健康福祉部長（山元成之）** それでは、命によりまして、健康福祉部所管の議案につきまして、御説明申し上げます。提出議案の25ページを御覧ください。

議案第66号、令和4年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の令和4年度指宿市各会計補正予算書の50ページを御覧ください。

今回の補正は、令和4年4月1日付けで健康保持増進事業が交付要領により定められたことに伴い、予算の組替えが必要になったことから補正を行うものであります。

なお、今回の補正予算の概要につきましては、別冊の提出議案の概要21ページに記載しておりますので、御参照いただき、以後の説明は割愛させていただきます。

次は、提出議案の26ページを御覧ください。

議案第67号、令和4年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の令和4年度指宿市各会計補正予算書の53ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,888万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を60億6,624万3千円にしようとするものであります。

主な補正につきましては、令和3年度介護給付費等の確定に伴う精算返納金や一般会計への繰出金の増額であります。

なお、今回の補正予算の概要につきましては、別冊の提出議案の概要21ページに記載して

おりますので、御参照いただき、以後の説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○開聞支所長（山下秀一）** それでは、命によりまして、開聞支所所管の議案について、御説明申し上げます。

提出議案の27ページを御覧ください。

議案第68号、令和4年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について、であります。

別冊の令和4年度指宿市各会計補正予算書の71ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ11万8千円を減額して、歳入歳出予算の総額を2億1,062万9千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明申し上げますので、80ページを御覧ください。

款1経営費、項1管理費、目1総務管理費、節3職員手当等から節4共済費までの合計29万8千円の減額補正につきましては、令和4年4月1日に行われました人事異動に伴う補正であります。人件費につきましては、81ページの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。

同じく、節7報償費18万円の補正につきましては、唐船峡そうめん流しの在り方、経営改善等を検討する委員会開催に伴う各委員の出会謝金であります。

次は、歳入について御説明申し上げますので、79ページを御覧ください。

款4繰入金、項1基金繰入金、目1唐船峡そうめん流し整備等基金繰入金11万8千円の減額補正につきましては、今回の補正の財源といたしまして、唐船峡そうめん流し整備等基金繰入金を減額するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○水道事業部長（坂元一博）** それでは、命によりまして、水道事業部所管の議案について、御説明申し上げます。

提出議案の1ページを御覧ください。

報告第4号、令和3年度指宿市公共下水道事業会計継続費精算報告書について、であります。

この報告は、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、令和3年度指宿市公共下水道事業会計の建設改良費に係る継続費精算について、報告するものであります。

2ページを御覧ください。

継続費精算に係る潟口雨水ポンプ場吐口築造事業につきましては、新潟口雨水ポンプ場の

完成に伴う旧潟口雨水ポンプ場の解体及び水路吐口の整備に伴う3年間の事業であり、全体計画の4億746万円に対し、実績額は3億8,343万円となったものであります。財源内訳としましては、約5割が国庫補助金で、残りは企業債等となっております。

なお、全体計画と実績額計の差額2,403万円につきましては、入札に伴う執行残などが主な理由であります。

次は、提出議案の5ページを御覧ください。

議案第52号、令和4年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

別冊の令和4年度指宿市公営企業会計補正予算書のうち、指宿市公共下水道事業会計補正予算（第1号）の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出に係る第1款公共下水道事業費用を720万円増額し7億8,686万9千円に、第1項営業費用を7億3,215万5千円にしたものであります。支出の内訳につきましては、潟山汚水中継ポンプ場において、固形物などの異物を除去する自動除塵機が故障したことに伴い、自動除塵機の部品取替整備に係る修繕費を計上したものであります。

なお、7ページ以降に実施計画を添付してありますので、参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

次は、提出議案の28ページを御覧ください。

議案第69号、令和4年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の令和4年度指宿市公営企業会計補正予算書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出に係る第1款水道事業費用を98万7千円増額し6億7,684万2千円に、第1項営業費用を98万7千円増額し6億2,590万8千円にしようとするものであります。内訳につきましては、令和4年4月1日に行われました人事異動に伴う人件費の増額であります。

なお、7ページ以降に実施計画等の説明書を添付してありますので、参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

次は、提出議案の29ページを御覧ください。

議案第70号、令和4年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の令和4年度指宿市公営企業会計補正予算書の21ページを御覧ください。

補正の内容は、第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出に係る第1款公共下水道事業費用を118万9千円増額し7億8,805万8千円に、第1項営業費用を118万9千円増額し7億3,334万4千円にしようとするものであります。内訳につきましては、令和4年4月1日に行われました人事異動に伴う人件費の増額であります。

なお、25ページ以降に実施計画等の説明書を添付してありますので、参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前11時07分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 報告第4号（質疑）

○議長（下川床泉） これより、質疑に入ります。

まず、報告第4号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありますので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第4号は終了いたしました。

#### △ 議案第51号及び議案第52号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（下川床泉） 次に、議案第51号及び議案第52号の2議案について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第51号及び議案第52号の2議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第51号及び議案第52号の2議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありますので、討論を終結いたします。

これより、議案第51号及び議案第52号の2議案を一括して採決いたします。  
2議案は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 御異議なしと認めます。

よって、議案第51号及び議案第52号の2議案は、承認することに決定いたしました。

#### △ 議案第53号(質疑, 委員会付託省略, 表決)

○議長(下川床泉) 次に、議案第53号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第53号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 御異議なしと認めます。

よって、議案第53号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第53号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 御異議なしと認めます。

よって、議案第53号は、同意することに決定いたしました。

#### △ 議案第54号(質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)

○議長(下川床泉) 次に、議案第54号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

○14番議員(新川床金春) 議案第54号、令和4年度指宿市一般会計補正予算(第8号)について、質疑します。

今日の朝、執行部の説明を受けましたが、契約解除の理由は、火葬業務委託従事者の体調不良により、業務の継続が困難な状況になったと聞いているというものでしたが、体調不良は3名の従事者が同じような状況と聞いていますが、どうなのか。現状を担当課としてどのように捉え、どのような対応をしたのか、伺います。あわせて、施設内の点検は、症状が出てからどのようになっているのか、伺います。

最後に、一般的な業務委託はいつでも解除できるのか。ペナルティは発生しないのかについても質疑します。終わります。

**○環境政策課長（富永敏尚）** ただいまの御質疑につきまして、答弁させていただきます。

まず、火葬場の従事者の方々の体調不良でございますけれども、こちらは、その火葬場に従事する方から、随時報告を受けて、市といたしましても承知していたところでございます。その後、必要に応じて協議を重ね、現状の補正予算の上程に至っているところでございますが、その体調不良後の施設の点検ということもございましたので、こちらのほうといたしましては、毎年、火葬炉をはじめ、必要な部所について定期的に点検をしているところでございます。

また、この契約の途中解除ということに対するペナルティの発生ということに関しましても、事前に調査をいたしましたけれども、本件につきましては、ペナルティは発生しないということで把握しているところでございます。

**○14番議員（新川床金春）** ただいま説明を受けましたが、2施設の業務従事者の健康被害、対してですね、市としてどのような対応をしたかと聞きたいんですけども、1名の方は亡くなっています。そして、2名の方も同様の病気だと聞きました。ですので、あの二つの施設に何が起きたのか。1の方が亡くなったあとでも、2人が病気を発症したわけですから、健康管理のために、そして、ここを使う多くの市民があそこに出入りするんですよ。ですので、施設の管理は十分なのかなということで、私は聞いているんです。ですから、市民をはじめ、火葬場の従事者の健康管理するのが、行政の役割だと思いますし、施設を管理してる環境政策課の仕事じゃないかなと思います。これは、どのようにしたか、詳細に教えてください。あわせて、施設の瑕疵によるものなのか、調査する必要が私は絶対あると思います。実際、先ほども言いました、施設従事者、市民が利用します。安全確保は喫緊の課題です。今までその庁議の中とか、担当部課でどのようなことをしたのか。実施したら、答弁、質疑を、しているのか、質疑を求めます。2回目、終わります。

**○環境政策課長（富永敏尚）** ただいまの御質疑でございますけれども、昨年度来、体調不良につきましては、把握はしてきたところでございます。個別の状況につきましては、答弁は差し控えさせていただきますけれども、市が把握をいたしましてから、その状況に応じて、必要に応じて協議をしながら、対策を講じているところでございまして、今回、令和4年度に両火葬場施設を包括する形で契約をしたのも、その状況を踏まえてしたものでございますし、今回、あげさせていただいております補正予算につきましても、受託者といたしましては、受託者というのは、現在の契約相手方でございますが、受託者としては年度内、この業務を続けたいといったような意向もあった中で、いろいろな形で協議をしながら、今回、このような補正予算の上程に至った状況になったものでございます。

それから、施設の管理につきましては、そのような状況に左右されるわけではなく、当然

のこととして、施設の管理、衛生面でのチェック、こういったものはしているところがございます。また、その施設自体の瑕疵によるものではないかといったような調査につきましては、それだけに特化してしているものではございませんけれども、定期点検の中で集塵機の中に含まれる成分が基準値をクリアしているかどうかと、そういったことについては調査をしております、特に異常は認められたことなどは聞いていないところでございます。

**○14番議員（新川床金春）** ありがとうございます。3回目に入ります。

施設の瑕疵点検が、しているということですね、点検はしているということでした。だけど、重要なところを見過ごして、今後、業務委託を受ける民間火葬業者が同様の健康被害を発生させた場合、賠償問題につながるんじゃないかなと私は危惧しているので、この質問、質疑をしております。点検、しっかりしてですね、健康被害が発生しないような対策を、今後、講じる考えはないのか、質疑します。

**○環境政策課長（富永敏尚）** 市といたしましては、現時点におきましても、先ほども申し上げましたが、火葬炉の点検をはじめ、消防用設備であったり、自家用電気工作物、空調設備、あらゆるその場所、それから、機能についての点検を行っているところでございます。今後、必要に応じて、どこの点検を行うのかというのは、今後、検討することになりますけれども、現時点におきましても、このような形で、必要と思われるものは点検をしているということで御理解をいただきたいと思えます。

**○議長（下川床泉）** 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

**○17番議員（前之園正和）** 先ほどの質疑で、今回の場合にペナルティは発生しないということでしたが、私はペナルティを取れということを言っているわけじゃないんですが、ペナルティが掛からないということでしたので、契約上はどのような表記になっていたのかですね。途中解約の場合のペナルティについての表記はどのようになっていたのか。特別な事情がある場合には、これに当たらないとか、そういうことも含めてですね、どういう表記になっていてペナルティがないのか、いうことをちょっと伺いたいと思えます。

もう1点は、271万3千円の補正でありますけれども、途中、中途の解除で、あとの分ということで、7か月になるんですかね、トータルとしては12か月ですので、これは変わらないわけですがけれども、途中の切替えによって271万3千円が必要となるということになるわけですが、それはどういうふうに理解をすればいいのかですね。単純に分ければ、考えれば、12か月が変わらないのでという考え方もあろうかと思うんですが、そののところ、説明、ちょっといただきたいと思うんです。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時29分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○環境政策課長（富永敏尚） 契約の解除につきましてでございますけれども、この契約書の第13条の項目におきまして、甲は乙が次の各号の一に該当するときは、書面により乙に通知して、この契約を解除することができるということで、その契約解除についての規定がございます。また、この同条第3項におきまして、この契約を解除した場合において、委託業務の一部、完了部分の引渡しを乙に請求することができる。この場合において、甲はその一部完了額を乙に支払うものとし、その支払金額は甲乙協議して定めるものとするというふうになっておりますので、8月31日に契約解除した場合においては、8月分までを市が受託者に払いまして、ここで契約が終了すると、解除されるということになります。

続きまして、補正額につきましてでございますが、まず、8月末までの分につきましては、当初契約額で、8月分を支払うことで終了するところでございます。9月以降の契約につきましては、新たな別途の契約になるところでございますが、これを積算いたしましたところ、その当初契約の残額よりも高額な試算となったために、この補正予算案を出させていただいたものでございます。

○17番議員（前之園正和） 契約上のことについては、13条がうんぬんということでは申しましたが、結局、ちょっとよく分からなかったんですが、いつでもその解約の申出ができる。そして、そのときは精算をすることのみかなというふうに、ちょっと理解をしたんですけれども、そういうことですか。いつでも、言葉悪いですが、いつでも解約できると。解約の申入れができる。そして、そのときは精算をするというだけで、ペナルティという言葉を使っていいかどうか分かりませんが、そのようなものは発生しないというふうに理解をしたんですけれども、そういうことですか。

それから、新たな契約を結ぶ段階で、こういう額が変わったということですが、これは積算の項目がちょっと違って来たのか、時間単価と言いましょかね、その部分が違って来たのか、その点はどうでしょうか。もう少し詳しくいただきたいと思っております。

○環境政策課長（富永敏尚） 契約の解除につきましては、正当な理由があれば、書面により通知することができるということでございます。

それから、この積算の根拠につきましては、項目自体が変わったために差額が生じたものでございます。

○議長（下川床泉） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第54号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第54号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第54号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第55号～議案第62号(質疑、決算特別委員会付託)

**○議長(下川床泉)** 次に、議案第55号から議案第62号までの8議案について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第55号から議案第62号の8議案については、委員会条例第6条の規定により、8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第55号から議案第62号までの8議案は、8人の委員をもって構成する決算委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

ただいま、設置されました決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、松下知恵議員、東勝義議員、西田義哲議員、新宮領實議員、東伸行議員、西森三義議員、井元伸明議員、前之園正和議員、以上8人を指名いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時35分

再開 午後 0時00分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

御報告申し上げます。

休憩中に開催されました決算特別委員会において、委員長に西森三義議員、副委員長に前之園正和議員がそれぞれ互選されましたので、報告いたします。

#### △ 議案第63号～議案第70号（質疑、委員会付託）

○議長（下川床泉） 次に、議案第63号から議案第70号までの8議案について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第65号を除く7議案については、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第65号については、各常任委員会の所管に従い分割付託といたします。

いずれも、休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

#### △ 新たに受理した陳情上程（委員会付託）

○議長（下川床泉） 次は、日程第24、新たに受理した陳情を議題といたします。

新たに受理した陳情5件については、お手元に配布の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

いずれも、休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

#### △ 散 会

○議長（下川床泉） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 0時02分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 下川床 泉

議 員 山 本 敏 勝

議 員 東 勝 義

# 第 3 回 定 例 会

令和4年9月16日

(第2日)

第3回指宿市議会定例会会議録

令和4年9月16日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

2 番 議 員	松 下 知 恵	3 番 議 員	山 本 敏 勝
4 番 議 員	前 原 五 男	5 番 議 員	東 勝 義
6 番 議 員	西 田 義 哲	8 番 議 員	恒 吉 太 吾
9 番 議 員	田 中 健 一	10 番 議 員	吉 村 重 則
11 番 議 員	東 伸 行	12 番 議 員	西 森 三 義
13 番 議 員	井 元 伸 明	14 番 議 員	新川床 金 春
15 番 議 員	福 永 徳 郎	16 番 議 員	高 田 ちよ子
17 番 議 員	前之園 正 和	18 番 議 員	下川床 泉

---

1. 欠席議員

1 番 議 員	中 村 昭 二	7 番 議 員	新宮領 實
---------	---------	---------	-------

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	打 越 明 司	副 市 長	有 留 茂 人
教 育 長	吉 元 鈴 代	総 務 部 長	下吹越 寿
市民生活部長	増 永 智 美	健康福祉部長	山 元 成 之
産業振興部長	野 元 伸 浩	農 政 部 長	寺 田 昭 宏
建 設 部 長	星 倉 淳 一	教 育 部 長	紺 屋 聖 一
水道事業部長	坂 元 一 博	山 川 支 所 長	中 島 裕 一
開 聞 支 所 長	山 下 秀 一	市 長 公 室 長	渡 部 徹 也

総務課長	山下浩二	経営改善推進室長	木下英城
危機管理課長	竹下修一	財政課長	東忠孝
商工水産課長	宮地主税	観光施設管理課長	岩林茂樹
スポーツ振興課長	和田哲郎	耕地林務課長	大牟禮伸英
土木課長	東恵一	建築課長	中吉竜治
学校教育課長	山下信久	山川支所市民福祉課長	渡部晃子

---

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	鮎川富男	次長兼議事係長	池水拓也
主幹兼調査管理係長	川畑裕二	議事係主査	古川浩仁

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（下川床泉） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（下川床泉） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、西田義哲議員及び恒吉太吾議員を指名します。

## △ 一般質問

○議長（下川床泉） 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、恒吉太吾議員。

○8番議員（恒吉太吾） 皆さん、おはようございます。議席番号8番、恒吉太吾です。明日から3連休ではございますが、台風14号が南の海上より九州南部地方に近づいております。市民の皆様には事前に対策をお願いするとともに、早め早めの防災行動をとるように重ねてお願い申し上げます。

それでは、通告に基づき、一般質問を行います。

令和3年3月策定の第2期指宿市教育振興基本計画、前期計画では、スポーツ、文化の振興を施策の重点事項の一つとして掲げています。一部引用しますと、健康志向の高まりを背景にスポーツに関心を持つ方が増え、健康増進や生きがいがづくり、明るく豊かで活気に満ちた生活を送り、スポーツの果たす役割を十分に発揮するために、環境づくりを進め、安全・安心に利用できる体育施設の管理運営に努める必要があります。スポーツ少年団、スポーツクラブ等を育成・支援し、部活動の在り方に関する方針を踏まえ、スポーツに親しみ、体力の向上が図られるよう、運動部活動の充実に努め、スポーツを通じた交流を推進し、スポーツ人口の増加に努める施策が求められております。また、少子高齢化、人口減少といった重大な課題を抱えている中、交流人口の増加と地域インバウンドの増加による地域経済への波及効果や、スポーツによる地域活性化が求められています。

このような観点から、1点目に、スポーツを通じた地域活性化について、どのような取組が行われているか、お聞きします。

少子化や人口減少は中学校の運動部活動にも大きな影響を与えています。2点目に、現在の中学校生徒数と部活動数、運動部活動加入率をお尋ねします。また、比較のために、過去の生徒数、部活動数、加入率についてもお尋ねいたします。

次は、社会人野球クラブチーム、鹿児島ドリームウェーブと締結された連携協定の内容と

目的、今後、どのような取組が行われていくのか、お聞きします。

最後に、体育施設使用料の減額、免除対象はどうなっているかをお尋ねし、1回目の質問といたします。

**○市長（打越明司）** おはようございます。答弁の前に、一つだけ御報告をいたします。今回の台風については、非常に危険なコースをとっているという状況で、この薩摩半島についても、一番悪いルートになりそうな状況でありますので、本日の本会議が終わり次第、市の警戒本部を立ち上げて、十分な対応に入りたいと思いますので、御報告しておきたいと思えます。

さて、恒吉議員から、鹿児島ドリームウェーブとの連携協定の中身、今後の取組についての御質問がありました。連携協定内容といたしましては、市民への娯楽の提供を目的とした野球イベントの開催、青少年育成を目的とした野球イベントの開催、経済効果を目的とした大会の誘致、キャンプ誘致への協力などであります。また、目的は、両者の持てる人材や資源を生かした、スポーツを通じた連携により、指宿市の地域と経済の活性化の実現を目指すこととしております。今後の取組といたしましては、検討・計画も含めてということになりますが、指宿商業高校との交流試合の計画、プロの3軍チームや社会人チーム等との練習試合の検討、市民体育祭など、地域イベントへの参加に取り組んでいく予定でもあります。今後、連携協定内容に基づいて、鹿児島ドリームウェーブと野球を通じた地域活性化の実現を目指していきたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係部長等に答弁させます。

**○教育長（吉元鈴代）** 令和4年度の中学校運動部活動の状況でございますが、県の学校体育活動状況調査表等によりますと、生徒数979人、部活動数は野球、サッカー、バスケットボールなど42部、加入率は約61%となっております。平成30年度が生徒数1,034人、部活動数62部、加入率約62%でありましたので、5年前と比べて生徒数の減少により部活動数も減少しておりますが、加入率につきましては、ほぼ増減なしの状況でございます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** スポーツを通じた地域活性化に向けた取組でございますが、市民を対象とした事業につきましては、健康増進を目的とした事業をはじめ、スポーツ推進委員による自主事業、市体育協会のスポーツ関連事業に取り組んでいるところでございます。それ以外の事業につきましては、スポーツコミッションいぶすきが中心となりまして、スポーツを通じた誘客を目的に、市内の観光業が潤うような宿泊を伴う大会、合宿、キャンプの誘致のほか、スポーツ等の合宿を行う団体や個人に対する支援助成制度の活用・推進を行い、交流人口の拡大と地域経済の活性化に向けて取り組んでいるところでございます。

続きまして、体育施設使用料の減額・免除対象ということでございますが、減額・免除の対象につきましては、市体育施設条例施行規則に定められているところでございます。全額免除の対象につきましては、市又は市の機関が主催して使用する場合、市内に住所を有する

小学校、中学校、幼稚園又は保育園等が教育活動又は保育活動で使用する場合、学校の教育活動として行われる各種大会又は公的機関の目的達成のために行われる活動で使用する場合、県民体育大会の地区代表となった場合の強化練習で使用する場合となっているところで、2分の1相当の減額の対象につきましては、市又は市の機関が共催して使用する場合、市内に住所を有する高等学校が教育活動で使用する場合、使用する団体の構成員の半数以上が市内に住所を有する障害者で構成する団体が使用する場合、市内に住所を有する社会福祉関係団体、地域コミュニティ団体、NPO団体、社会教育関係団体、教育関係団体が当該団体の目的のための活動で使用する場合となっているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** はい、ありがとうございます。スポーツを通じた地域活性化についても、インナー事業とアウトター事業に分けて説明いただきましたが、今後も、様々な取組をしていただきたいと思います。中学校の運動部活動の現状についても、先ほど答弁いただきましたが、平成30年と比べても部活動数が62から42と、20部活動、大幅に減少しております。今、教育長からも答弁ありましたが、加入率はそんなに変わっていないということでした。生徒数が減少する中で、部員不足によりチーム編成が大変難しい部活動も大変増えております。したい活動がある部活動があっても、実際、それができないからできない、そういった声も聞かれ、生徒の選択肢というのも大分狭められているのではないかとこのように思っております。中には、複数の学校で合同チームをつくるなど、いろんな工夫をされておりますが、近隣の中学校において、部活動の部員不足による合同チームでの出場が2年続くと、翌年は部員募集停止となり、廃部となるとこのことがありました。近隣他市でこのような部活動の存続に関する規程があることを、まず、把握しているか、お伺いいたします。

**○教育部長（紺屋聖一）** 本市におきまして、部活動の存続等に関する規程を作成している中学校はございます。部活動の存続等に関しましては、教職員や保護者等と協議をしながら進めるようにしているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** このことは後ほど聞きますが、次にですね、令和4年6月にスポーツ庁の有識者会議で、運動部活動の地域移行に関する検討会議提言も、スポーツ庁長官に手交されております。休日の運動部活動から段階的な地域移行を進めていく、これを基本としておりまして、令和5年度から令和7年度末の3年間を目標としております。地域移行まで3年というスケジュールが組まれておりまして、大変限られた時間ではありますが、この地域移行をスムーズに進めるために、現状認識や課題の洗い出しも大変重要となってまいりますが、まず、この地域移行のメリット、デメリット、課題について、お尋ねしたいと思います。

**○教育部長（紺屋聖一）** 運動部活動の地域移行につきましては、スポーツ庁の提言では、令和5年度から3年後の令和7年度末をめどに、休日の中学校部活動について、段階的に地域で各競技の専門を有する方々に指導していただくことを目指しております。その目的は、地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等に取り組むと

もに、地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進を図ることとなっております。運動部活動の地域移行のメリットといたしましては、生徒にとって専門性の高い指導を受けられ、活動の選択肢が広がることや、教職員にとって長時間勤務の軽減につながるものが挙げられます。また、最終的には、地域にとって幅広い世代が参加する地域スポーツ環境の構築の基礎となり、生涯を通じた運動習慣づくりが促進されることなどが挙げられます。一方、課題といたしましては、まず、地域の受け皿となる団体や専門性、資質を有する地域指導者の確保が挙げられます。さらに、施設及び活動場所の確保はどうするのか、会費や保険など、保護者の経済的負担が増えるのではないかと、大会等の運営や参加資格はどうなるかなど、様々な課題があるものと考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** はい、ありがとうございます。国からは、令和5年度から地域移行を進めていきなさいよというふうなことだと思うんですが、実際、本市において、この地域移行に向けたスケジュール、どうなっているのか、お伺いしたいと思います。

**○教育部長（紺屋聖一）** 令和4年6月6日にスポーツ庁から運動部活動の地域移行に関する検討会議における提言が出されました。この提言では、令和5年度から3年後の令和7年度末をめどに、休日の部活動から段階的に地域移行することが提案されております。それを受けて、本年8月末に県教育委員会から、各市町村教育委員会に説明会が行われたところでございます。本市においては、令和2年1月に部活動に関するガイドラインを作成しております。スポーツ庁の提言及び県教育委員会からの説明を受けて、今後、その改定や国の動向等も踏まえながら、仮称ではございますが、地域部活動推進協議会の設置に向けて、まずは今年度中に市役所内関係部署と協議を進めてまいりたいと考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 本市においても、着々と準備は進んでいるというふうに受け取れるんですが、この推進協議会、地域移行に向けた検討委員会かなと思うんですが、メンバー構成とか、どのようにお考えになっているのか。もし、今の段階で分かるのであれば、お伺いしたいと思います。

**○教育部長（紺屋聖一）** 今の段階で、具体的なメンバーというのは、まだ決めていないところでございますが、考えられるところによりますと、市役所関係部署、市内の各スポーツ団体、クラブチーム、学校等で構成される予定としているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 是非、メンバーには、この実情を分かってらっしゃる、今、ありました、地域の方、スポーツクラブはじめ、実際に携わっている方もより多く入れていただいて、子供たちのために、地域移行がしっかりと進むようお願いして、次の質問に移りたいと思います。

先ほどありました提言の中で、課題として、スポーツ指導者の質と量の確保、これが課題として挙げられております。スポーツ指導者を確保するために、国では、退職した教員であったり、体育教員を志望する学生を活用するというようなことも検討されてはいますが、こ

れだけでは十分じゃないと思っています。本市において、是非、スポーツ指導者の確保のために、例えば職員、また、会計年度任用職員として採用し、この地域移行に当たって、指導者として確保できないか、採用する考えがないか、お聞きしたいと思います。

**○総務部長（下吹越寿）** 指導者不足については、先ほど教育部長が答弁しましたが、地域部活動推進協議会で協議がなされて、その結果として、そういう指導者が必要となった場合には、さっきもありましたような任用方法をいろいろ考えて、設置する方向も検討しているんじゃないかなと考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** この指導者の確保については、もう喫緊の課題だと思いますので、移行に合わせて、是非、検討していただきたいと思います。

改革の方向性として、先ほどありました教職員の負担軽減、もちろんのことですが、スポーツ機会の確保、また、生徒の様々なニーズに応じた部活動の充実、活動機会の充実ですね、こういったもの、是非、市が先頭に立ちながら、いろんな方に協力いただきながら、地域移行、前に前にと、この令和7年度末というのが、一応、決まっておりますので、進めていただきたいというふうに思います。

次の質問に移りたいと思います。先ほど市長より、連携協定内容について答弁いただきましたが、締結式のあとに、地元の少年団であったり、中学野球部、野球交流が行われました。選手の方々から直接指導を受けたり、一緒にいろんなイベントをするということで、自分の憧れの、一番近い野球選手が指導していただくというのは、本当に子供たち目を輝かして、いつもより真剣に、いつもより熱心に取り組んでおりましたので、本当にこの締結に関してましては、すばらしい締結を結んでいただいたのではないかなというふうに思っています。ただ、締結は、やっぱり結んで終わりというわけではありませんので、市長からもありましたが、今後、いろいろなことを考えているというふうなことがございましたので、質問させていただきたいと思います。この地元の少年団であったり、中学校野球、そういった子供たちと、是非、今後もドリームウェーブの選手と交流を持っていただきたい。野球教室であったり、そういうのを開いていただきたいんですが、まず、今後も継続して行う考えがないか、お聞かせ願いたいと思います。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 連携協定の内容に、青少年育成を目的とした野球イベントの開催が入っているところです。連携協定の締結式では、式後、中学生野球部やソフトボールスポーツ少年団などを対象に、選手との交流イベントを含めた野球教室を実施することができたところがございます。このような青少年育成を目的とした野球交流などにつきましては、1回のみで開催ではなく、継続的に開催することで、子供たちの技術力向上につながっていくというふうに思っておりますので、鹿児島ドリームウェーブに、今後も継続した開催ができるように努めてまいりたいというふうに思っております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 是非、地域の子供たちのためにも継続して、これからも交流の機会を

もっていただきたいと思います。お願いいたします。

次は、体育施設の整備・改修について、お聞きします。7月の初旬でしたが、私は、雨の日に開聞総合体育館に行く機会がございました。入ってびっくりしたのは、ロビー部分ですね、天井、崩落したのか、あえて外したのかはちょっと分かりませんが、上がむき出しになっておりまして、天井から雨漏りをしておりまして。それを防ぐために、下にはブルーシートが敷かれ、バケツが置かれる、そういった状況でございました。大事な開聞の施設、ちょっとびっくりしたんですが、まず、現在の状況について、お尋ねしたいと思います。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 開聞総合体育館においてですけれども、6月の下旬に、大雨の影響によりまして、1階ロビーの天井の一部が崩落したところがございますけれども、当時、幸い、けが人等はなかったところがございます。今現在は、補修等をして、雨漏りがないような形で天井のところを塞いでいるところがございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 実際、雨漏りが発生しているということですが、その根本的な原因というのは、もう把握されているのでしょうか。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 今回の開聞総合体育館のロビーの天井ボードが崩落に至った原因は、屋上デッキ部分の防水機能の低下であるというようなことを専門の業者からお聞きしているところがございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 原因が分かっている。そして、実際、崩落が起きたときに、幸いなことにけがとか、そういったことはなかったということなんですが、やはりですね、今の状況でも大変危ないんじゃないかというふうに思うんですが、利用者の利用の支障であったりとか、危険性っていうものはないのか、お尋ねします。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 利用者等には、崩落した周辺的安全対策を講じまして、原因となった雨漏り箇所につきましては補修を行って、現在は、先ほど申しましたとおり、天井を塞ぎ、現状復旧をしておりますので、利用者等への支障等はないものと思っているところがございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 先ほど冒頭でも、台風14号の被害が考えられるというところをお話しました。市長からもございましたが、あの総合体育館というのは、二次避難所になっていると思うんですね。利用者の不安解消、またですね、安全確保のためにも、早急な、抜本的な改修が必要ではないかというふうに思うんですが、改修を早期に行う考えはないか、お尋ねします。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 施設の修繕等については、その都度、必要に応じて対応をしているところがございますが、周辺の経年劣化ということも見受けられますので、今回、屋上デッキ部分の防水機能の低下ということがございましたけれども、全体的な改修につきましては、計画的に実施してまいりたいというふうに思っているところがございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 是非、指宿市民、その中でも開聞の方々はとても大切にしている建物

ですので、早急に、抜本的な改修をお願いしたいと思います。

体育施設の整備、改修に関しまして、次は、指宿市宮野球場についてお聞きしたいと思います。大規模な改修が行われ、たくさんの方が使われておりますが、施設は、造って終わりというわけではなく、利用者が使いやすい、より良いものになるように、どんどんバージョンアップしていかなければならないというふうに思っております。その中で、利用者の方から聞かれた中で、一塁側、三塁側にブルペン、投球練習場があるんですが、その照明量が圧倒的に足りないという声を多数いただいております。モニターをお願いします。今、見えておりますのが、三塁側ブルペンのピッチャー側になります。こういった形で、雨除けの屋根がありますので、雨天時でも利用でき、自主練習や大会前の調整にブルペンを使用する中学生、高校生もたくさんいます。こうした雨除けのある練習場があるというのは、大変助かっているという感謝の声も多数聞かれております。しかしですね、雨天時であったり、曇天時、また、夕暮れの場合は、この立派な屋根がある影響もありまして、照明をつけていても暗い。投球に危険が伴う場合もあるそうです。こういった声を聞きまして、私も実際、中学生の息子となんですが、一緒に投球練習場を使わせていただきました。実際、息子が投げて、私がキャッチャーで捕るということをしたんですが、実際に、中学生の子が投げるボールでも捕りづらいということを感じることもございまして、中学生ですので、急速で言えば100km/h前後しか出ないと思うんですね。そういった軟式の中学生でも感じるぐらいですから、今回、締結を結んだドリームウェーブであったりとか、報道でもありましたが、中学校の硬式野球部の交流戦が開かれるということでしたので、そういった子供たちが使うときに、やはり照明の光量が少ないというのは危険性を伴うのではないかというふうに思っております。けがの可能性があるというふうに思います。今後、ますますこの球場を使用するチーム、団体が増えてくると予測されます。しかし、その中で照明の光量が足りないために事故やけがの危険性がある。これはあってはならないことでもありますし、今、この現時点で、もう既に危険性が予見できているのではないかというふうに思っております。この予見、可能性の観点から、仮に、照明量の不足が原因と考えられる事故があった場合、市の責任となると考えてよろしいのでしょうか。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 天気の状況とか、そういった部分によって、薄暗くなったりとか、見えづらくなるということもあるようでございます。そのような中、もし、仮にですけれども、利用者がけがをした場合については、市側に責任が求められる可能性もあるのではないかというふうに思っているところです。

**○8番議員（恒吉太吾）** 今の時点から危険性が予見できているというのであれば、事故やけがの未然の防止のために、是非、照明を明るくする、若しくは、新たに照明を設置するという考えもあると思うんですが、あのブルペンですね、今、ついている電気の照明の光量を上げる、若しくは新しく照明を設置する考えがないか、伺います。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 利用者が安全に施設を利用していただくということが第一でございますので、そういった考えの下で、屋根のない空間の照度とか、そういったところをどのように対応していくのか、そういったことを踏まえて、指定管理者とも協議をしてみたいというふうに思っているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 是非、造って終わりということではなく、利用者の生の声を聴きながら、もっと使いやすい、利用しやすい施設になるようにしていただきたいと思います。

次は、体育施設利用料金の減額、免除についてお聞きしたいと思います。部活動の地域移行が、今後、さらに進むにつれまして、地域内での合同チーム編成だけではなく、他市との混合チームが編成される可能性も高くなります。そうなれば、施設を利用する機会もますます増えるのではないかとこのように思っております。現在、混合チームに他市の児童生徒がいる場合、減免対象にはならないという認識でよろしかったでしょうか。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 市内の学校でも、児童生徒数の減少などによって、団体競技において、単独チームで編成できない場合については、他市の学校との合同チームを編成している事例もあるようでございます。現在の条例、規則におきましては、合同チームについての表記はなく、減額、免除の対象にはなっていないところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 今、部長からも答弁ありましたが、今後、他市の児童生徒との合同チーム、可能性があります。その中で、先ほど答弁にもありましたが、ある対象団体においては、使用する団体の構成員の半数以上が市内に住所を有していれば2分の1の減額対象となっているという答弁があったと思いますが、この対象を、児童生徒の場合にも適用してほしいというふうに思って質問させていただきます。児童生徒の他市との混合チームでも、その構成員の半数以上が市内に住所を有していれば減額対象とすることができないかどうか、その考えがないか、お伺いいたします。

**○産業振興部長（野元伸浩）** スポーツ交流が拡大していく中、今後も少子化が進行しまして、児童生徒数が減少することによって、市内外を問わず、合同チームで編成する事例も増加することが予測されるところでございます。減免や免除の対象の取扱いにつきましては、体育施設を管理運営する指定管理者の指定管理料との兼ね合いなども考慮した上で検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 是非、地域の子供たちのために、選択肢を狭めることのないように、この減額であったり、免除については、本当、柔軟に検討していただきたいと思います。

開聞総合グラウンドのですね、今度は照明料金についてお伺いしたいと思います。まず、現在の開聞総合グラウンドの1時間当たりの照明料金は幾らになっているか、お伺いいたします。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 開聞総合グラウンドの照明料金の1時間当たりの使用料金で申し上げますと、ソフトボールで使用する場合1,560円、野球で使用する場合は3,120円、全面で

使用する場合につきましては4,680円となっているところです。

**○8番議員（恒吉太吾）** 今、お聞きしたのは1時間の料金ということですが、ソフトの試合でも野球の試合でも、1時間で終わるということではなく、2時間、場合によっては2時間半、3時間かかることとなります。ソフトでいっても4,500円を超える、野球でいえば1万円を超えるというような金額になっておりまして、個人的にはとても高いなというふうに思っております。どこのチームも、特に小学校であったり、中学校、潤沢にそのチームの運営費、部費があるわけではありません。現在、個人的になんですが、割高と思っておりますこの開聞グラウンドの照明料金の、まず、値下げができないか、お伺いします。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 照明料金につきましては、利用者に負担いただいているところでございますが、今後における地域社会の変化や子供たちを取り巻く環境など、大きく変化していくことが予想されます。照明料金の見直しにつきましても、体育施設を管理運営する指定管理者の指定管理料との兼ね合いなども考慮した上で、検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 是非、スポーツ振興のためにも、行政の支援というのは不可欠ですので、検討していただきたいと思えます。

この照明料に関して、もう1点、質問させていただきます。今、この照明料、全体の値下げのお話をしたんですが、児童生徒が使う場合、使用料については、グラウンドとかは減免の対象であると思うんですが、照明料金に関して減額、免除の対象にすることができないか、お伺いいたします。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 照明料金そのものの引下げや減額、免除の対象の見直しなども含めまして、今後、検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 指宿市には、本当にすばらしい施設がたくさんあります。しかし、今言ったように料金が高い、また、ちょっと暗くて使いにくいとですね、実際に使えないのであれば、何のために造ったのか、本末転倒ではないかというふうに思っております。今回はこの、特に児童生徒への扱いについて質問させていただいておりますが、やはりこの指宿は子供たちが夢を描き、夢を叶えられるような町であってほしいと思っております。そして何より、子は宝、この指宿の宝でございます。改めて、再度になりますが、この児童生徒の混合チームへの減額や免除、照明料金の値下げや減額、免除、最後にどうお考えか、市長にお伺いしたいと思います。何よりですね、子供の選択肢、そして、子供の未来を私たち大人が奪ってはいけない、狭めてはいけないというふうに思っております。市長、最後にお聞かせ願えないでしょうか。

**○市長（打越明司）** 今回は、子供たちに絞っての、その利用、使用についてのお話でありますけれども、指宿市において、一番大きな役割は、市内にある様々なその競技施設、体育施設、随分たくさんあります。御案内のとおり、それを維持をし、多くの方々が満足して使っ

ていただけるような状態にキープしていくことには、相当なコストが掛かるということも御存じだと思います。その中で、できる限り多くの機会を提供して、いわゆるその大会の誘致であったり、様々な練習機会の提供であったりという、ソフトな部分を十分に生かしながら、まずは多くの方々に使っていただくということが、一番最初にくる課題だろうと思いませんけれども、その中で、ほかの地域やほかの施設と比較して、この地域はちょっと割高だよ、使いにくいよねっていう声があると、逆にその利用、使用が減ってしまって、議員の指摘のとおりの本末転倒な結果になってしまうということも、もちろんあり得ると思います。先ほど、市民の2分の1以上と、子供たちにおいても、そういう状況であればというお話も議論の中にありましたけれども、私もそれはもう、そのとおりだなというふうに思っていますけれども、開聞地域のこの部分の問題だけではなくて、全体的に料金の在り方、見直しについては、今後、検討していきたいなというふうに思います。一番大事なことは、施設が十分に生かされること。そして、それを通じて、多くの市民、子供たちが元気に活動できること。そのことを一番目指せるように、その答えに近づけるような検討をしていきたいというふうに思います。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時53分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、東伸行議員。

○11番議員（東伸行） 11番、東伸行です。先ほど来、話が出ておりますように、台風の接近によりまして、今回は直撃をするんじゃないかという懸念が出ております。今まで何とか避けて通って来てくれた台風が、いよいよ今回はまともに来るのかなという思いがあります。そのためにも、事前の対策は早急に取り組むべきであろうなというふうに思っています。

それでは、通告に従いまして、質問いたします。

まず、1問目のヘルシーランドの管理についてであります。まず、指定管理者についてお聞きします。現在のヘルシーランドの指定管理者は今年度で期限が終了することになっております。令和5年度以降の指定管理者についてはどうするのか、お聞きします。

次に、2問目の山川港周辺かつおぶし加工団地内も含めた整備状況について。

まず、(1) 港の岸壁整備については、鹿児島県が主体の事業ではありますが、以前の一般質問でも、市としての考え方を聞いた経緯もあり、市長も変わられたことでありますので、今回、再度質問いたします。この度、外港の岸壁整備を主目的とした山川港整備促進協議会が設立され、第1回目の会には市長にも出席いただきました。先日、幹事会が開かれ、具体的な活動が始まる所であり、今後は、多くの方々に協力をいただきながら進めていくことになると思います。なかなかハードルの高いことではありますが、山川港を改修

することにより、水産業に限らず、観光客、農産物の搬出入等、物流、人流の拠点港として、また、災害時、緊急時の海上ルートの役割も担えることもできると思われます。市を挙げて取り組んでいくことが、山川地域の願いでもあります。市としての考えをお聞きします。

次に、(2)加工団地内の道路整備について、それと、境界道路との間の緑地帯の活用について伺います。道路整備については、路面状態が悪く、車両等の通行に支障があるところが多量見受けられます。県の管轄の所もありますが、周辺の内陸側は市道であります。県にも要望しながら、今後の市としての改修状況について、お聞きします。また、境界道路との間に緑地帯があります。以前、活用方法について、加工組合等から要望が出されていたと思いますが、その後の状況はどうなっているか、お聞きします。

次に、(3)かつおぶし製造のための薫製用のまきについて。以前、市有林の木材を薫製用のまきとして使用できないかとの要望があったと思いますが、調査を含めた検討結果についてお聞きします。

次に、3問目の山川老人福祉センターの屋根付きゲートボール場についてですが、現状を見られたと思いますが、施設の老朽化により使用が困難な状況にあります。早急な改修が必要と思われます。今後の市の方針についてお聞きします。

次に、4問目の市道の整備について伺います。市全体について言えることですが、各集落の要望事項の中でも最も多いのが道路の整備の要望であります。特に幹線道路から集落内に入った道路についての要望が聞かれます。現在の整備状況と今後の計画についてお聞きします。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○市長（打越明司）** 東伸行議員から、山川港の整備についての質問をいただきました。山川漁港は鹿児島県が整備・管理する第3種漁港であります。現在、特定漁港漁場整備計画に基づいて、鹿児島県が深さマイナス9m岸壁の整備や、マイナス9m航路の浚渫など、大型化する海外まき網船の入港に対応できるよう、漁港機能を向上させる整備を進めているところであります。御指摘のように、私も本年の6月10日でしたか、山川整備促進協議会に出席をさせていただきましたけれども、今後のこの協議会の運営の在り方、要望内容等については、幹事会を設けて詰めていこうということになっておりましたが、先日、その第1回の幹事会が開催されたというふう聞いております。この協議会が目的として掲げている多目的岸壁の整備につきましては、ハードルが高く、この実現には相当な時間を要するというふうに思いますけれども、幹事会で調整をし、協議会の要望活動等を行うと決まった際には、市としてもできる限り協力をしてまいりたいと思ひますし、私も御一緒したいというふうに思ひます。

残余の質問につきましては、関係部長等に答弁をさせたいと思ひます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** ヘルシーランドの指定管理者の関係でございますが、ヘルシーランドの温泉保養館と露天風呂につきましては、いずれも施設や設備等の老朽化が進んでいることから、施設を今後も長期的に利用できるよう、施設の長寿命化を図るため、令和5年度から令和6年度にかけて、順次、改修を計画しているところでございます。改修の工事の際には、各施設を休館する必要がございますので、令和5年度からの次期指定管理者に係る公募は行わず、令和5年度と令和6年度につきましては、市が直営で施設の運営を行うこととしているところでございます。

続きまして、山川港周辺の関係でございますが、緑地帯のことについて、加工組合のほうから何かないかということでございますが、かつおぶし製造業者の方々から、従業員の駐車場不足を解消するために、緑地の一部を駐車場にできないか、というような相談は受けているところでございます。

**○農政部長（寺田昭宏）** かつおぶし製造のための薫製用まきに市有林の木材を利用できないかという御質問についてでございますが、本市の市有林の状況につきましては、全体面積が約164haとなっており、樹種ごとの面積を申し上げますと、マツが39ha、スギが12ha、ヒノキが1ha、広葉樹が112haであり、広葉樹林が全体の約68%を占めているところでございます。広葉樹林のうち、約40%が尾下牧場跡地の山林であります。薫製用まきにつきましては、過去に山川水産加工業協同組合から確保に苦慮しているとの情報が寄せられており、その中で、樹種については広葉樹が適していると聞いているところでございます。市有林の木材払下げにつきましては、本市山川地域の主要な産業であるかつおぶし製造業の振興、発展に寄与するものであります。一個人業者に対してのみ払い下げることは公平性を欠くものであり、市といたしましては、公有財産管理規則第49条に基づいた入札、若しくは、同業種全体からの要望、今回で言えば山川水産加工業協同組合と市の間で薫製用まきの提供に関する協定を締結し、それに基づき、木材を払い下げる形が望ましいというふうに考えております。また、今後は関係課と連携を図りながら、薫製用まきの需要や調達方法の状況、市有林の資源量などの現状把握に努め、市有林の伐採や植林などの長期的な計画について、検討してまいりたいというふうに考えております。

**○山川支所長（中島裕一）** 山川老人福祉センターの施設について、市公共施設等総合管理計画、個別施設計画における方針では、長寿命化で今後も保有すべき施設として維持保全を行うことが示されております。屋根付きゲートボール場は平成8年建設の築26年であり、平成23年度に屋根の大規模な雨漏り修繕を行って以降、ボルト周りの小さな修繕は行ったものの、その後の大規模な修繕は行っていないところであります。老朽化が進み、修繕が必要な箇所が出てきている施設になっているところであります。また、改修についての要望もいただいているところであり、これまで施設を利用しているゲートボール協会の代表者と話し合いをしながら、対応できる要望には応えてきたところであります。今後の改修方針につつま

しては、長寿命化を図ることとし、その内容につきましては、協会の方々と協議を重ね、アイデアもいただきながら、工夫して進めてまいりたいと考えております。

**○建設部長（星倉淳一）** 市道の整備について、幹線道路から集落内に入った道路の整備状況と今後の計画について御説明します。生活道路の整備計画におきましては、本市総合振興計画に、利便性に優れた快適なまちという基本目標があります。その中で、近年の車社会の進展に伴い、交通量が増加しつつある市道につきまして、幹線道路を補完する整備を推進するとともに、生活道路としての機能を高め、安全で安心して通行できる、利用者の視点に立った道づくりを基本方針として定め、整備計画を立てております。

**○11番議員（東伸行）** ただいま、答弁をいただきましたけれども、2回目以降の質問に入りたいと思います。

まず、ヘルシーランドについてですが、指定管理者については、先ほどの答弁で、来年度、5年度、6年度については市で運営することとの答弁でした。それは答弁の中にありましたように、ヘルシーランドの大規模改修工事の目的のためというふうに理解しますが、今回の補正予算で基本設計業務委託料が計上されております。大規模改修の期間は市で直営ということというふうに理解しますが、その2年間を市で運営しながら改修をしていくというふうに理解したいと思いますが、それでよろしかったですか。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 先ほど申し上げましたとおり、温泉保養館と露天風呂、施設の経年劣化がありますので、そういった部分の設備とか、そういったところを改修しようということで計画をしているところです。令和5年度、令和6年度につきまして、市の直営で運営していこうということを考えているところです。

**○11番議員（東伸行）** 5年度、6年度、市の直営となると、今、指定管理者が運営しているわけですので、その改修工事、その辺のところはどう状況が変わるか分かりませんが、市直営の人員も必要になると思います。その辺のところはどういうふうにお考えですか。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 今現在、指定管理者が運営しているところなんですけれども、市の直営で2年間を行う形になりますが、その部分については、関係部署との協議という形になりますけれども、職員を配置したのち、現在の指定管理者から十分な引継ぎを受けまして、対応していきたいというふうに思っているところです。

**○11番議員（東伸行）** 人員についても、随時、考えていくということでもありますけれども、やはり現状から人員を割いてっていうわけにはいかないと思いますので、どういう形になるにせよ、人員増が出てくるんだろうなというふうには思いますが、その辺のところは、今後、見ていきたいと思います。

その大規模改修について、先ほど話が出ましたように、保養館、露天風呂、多目的グラウンドとありますが、それについては、どのような改修になるのか。それと、今現在あるレストランは廃止するというふうな話を聞いておりますが、市の直営となったから、そのレスト

ランはなかなか運営は難しいだろうということでの廃止なのか、ほかに何か理由があるのか、その辺の状況と、それから、保養館、露天風呂、多目的グラウンドの改修状況を分かればお答え願います。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 改修の内容でございますが、この施設につきましては、建築後かなり経っておりますので、設備の部分が経年劣化によりまして、その部分について改修をしていなければならぬというふうに思っているところです。保養館と露天風呂につきましてはそういうことでございますが、グラウンドにつきましては、特に改修の予定はないところでございます。レストランの関係でございますけれども、レストランにつきましては、これまでも厳しい経営が続いておりまして、コロナ禍においては利用者の減少に拍車が掛かり、さらに赤字額が大きくなっていることが、まず1点目でございます。2点目に、さらに営業を続けるとすれば、施設の老朽化が進みまして、建物の改修や空調機器、厨房機器の更新など、多額な費用が見込まれること。3点目に、今後も大幅な利用者の増加が見込めないということから、続けるのであれば、さらに累積赤字が膨らむということ。四つ目に、山川地域には、ほかにも同種の飲食店がございまして、民間が営業している飲食店を活用してほしいこと。このようなことから、あえて市が営業を続ける必要性について検討した結果、令和5年度以降の運営は行わないという方針にしたところでございます。

**○11番議員（東伸行）** 基本設計業務委託料が、今回、計上されておりますので、その結果がどういうふうに出てくるのかということも踏まえた上での、また今後の検討になるだろうと思いますが、地元にも同様の業種があるのでという、今、部長からのお話でしたけれども、あそこの場所は、かなりほかの地域から離れたところにあります。そして、温泉に来て入って、露天風呂に入って、さあ食事をどっかするところはないのかということにですね、ここはありません、ずっと下まで下ってください、上まで上がってくださいというようにことになるとですね、何もありませんかというような話になるのかなと私は思います。ですから、多少形を変えてでも、何らかのその食事をする場所というのは必要なのじゃないかなと私は思うんですが、今回のその基本設計の中で、今のそのレストラン部分の老朽化、今、言われましたけれども、もうあの部分は取り壊すのか、どうするのか、その辺のところは、ある程度その方針というのは決まっているんですか。その辺のところはどうですか。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 温泉保養館につきましては、ほとんどが市内の方の利用になってくるのではないかなというふうに考えているところです。それとまた、露天風呂につきましては景観もすばらしいということで、観光客が来る施設になっているのかなというふうには思っているところです。保養館については、今回、レストランの運営を行わないということでございますが、観光客に対しては、何らかの形で飲食ができるような、そういうところを、今後、検討していきたいというふうに思っているところです。現在のレストランにつき

ましても、今後、取り壊すのかどうするのか、そういったところも含めまして、検討をしてみたいというふうには思っているところです。

**○11番議員（東伸行）** 今の答弁を聞いていると、多少は食事をするような場所を何とかするような考えもあるように聞こえるんですが、それはその、観光客の方々が何か持ち込んで食べられるようなスペースは造りますよということで、こちらで何らかの食事を作って提供するというような、ああいう食堂と言いますか、レストランと言いますか、そういう形式のところは、もう今後はしないよというふうなことなんでしょうか。その辺のところ、もう1回、確認します。

**○産業振興部長（野元伸浩）** レストランにつきましては、先ほどから説明していますとおり、かなりな累積赤字が膨らんでくるということですので、今後の運営については、令和5年度以降は実施しないということを決めているところでございます。露天風呂に関しては、観光客とかかなり来ますので、そういった方々を対象という形で、飲食ができるような形ができればというふうに、今後、検討していきますけれども、そういったことを考えているところでございます。

**○11番議員（東伸行）** なかなかはっきりとどういうことなのか、あんまり理解できないような状況もありますけれども。先ほどからそのレストランが赤字だ赤字だという話ですが、要はそれは指定管理者からそういう決算書なり何なりが出てきて、かなりのそのレストランの赤字部分があって運営は厳しいというようなことを、今の指定管理者のほうからそういうのがあったのか。もう、今、指定管理者に任せているわけですから、市が運営しているわけではありませぬので、そのレストランが赤字だ赤字だという状況は、単純にその指定管理者の決算状況とか、そういうのの報告を受けた上での判断ということによろしいんですか。その辺のところはどうでしょう。

**○市長（打越明司）** 通告よりもちょっと深い質問になっていますから、私のほうで答えますが、平成11年の開業以来、山川町直営時代を含めて、このレストランの営業については、やはり随分苦戦してきているという歴史を、いろんな方々から聞いているところです。先ほど答弁したように、これまでの赤字の状況、そして、現在、もし続行するならば、さらに相当な金額の投資をしなければならぬと。そして、その投資をした結果、非常に上向くという状況は今の段階では見通せないということで、空調であるとか厨房機器であるとか、あるいは建物の維持であるとか、管理であるとか、いろんなことを考えますと、現状のままのレストランの経営は、これはないと。議員からも指摘があったように、形を変えてでも、なにがしかのリクエストに応えたほうがいいのではないかというお話もありますけれども、その場合は、今、ちょっと部長の答弁が分かりにくかったかもしれませんが、様々なところでヒアリングを行って、いろんな意見の中でもですね、本格的なレストランでなくてもいい、いわゆる簡単な軽食を提供できるようなコーナー、場所、そういったものを検討していただけたら

いかといったような話は既に伺って、検討をしている最中です。建物の在り方等々については、今回、基本設計を出して、その結果を踏まえながら、具体的に実施していくための設計を、来年度組むこととなりますけれども、6年度中をめどに、保養館についてはやっていきたいと思っていますので、この間の、2回の設計で詳細は出てくると。だから、今はまだ検討する部分が相当あるけれども、あの形で営業を続けるということは、今の段階では考えていない、そういうふうを受け止めていただければありがたいと思います。

**○11 番議員（東伸行）** よく理解できました。ありがとうございます。そういう方向で進めていただければと思いますが、この件についての最後の質問となりますけれども、現在の指定管理者から今度引き継いで、5年度、6年度は直営でやるというようなお話ですけれども、今の指定管理者については、過去いろいろな問題がありましたよね。そういう中で問題点とか、そういうものは全て引継ぎをすることによってクリアされているというふうに考えてよろしいのでしょうか。その辺のところはどうでしょう。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 指定管理者が行った改造とか、そういった部分がございますけれども、指定管理者のほうで、平成22年の頃に配管改造工事を施工していた件につきましては、平成29年度の決算特別委員会等において、様々な御指摘をいただいたように、建設時の竣工図を紛失していたことや、配管の改造等を口頭でのやり取りだけで行うなど、市としましては適切な事務処理がなされていなかったことについて、深く反省をしているところでございます。平成25年度から平成29年度の指定管理期間及び平成30年度から現在までの指定管理期間の改造等につきましては、工事の申請に基づきまして、市が承認している経緯等から、この件に関しては現状回復は必要はないというふうに考えているところでございます。指定管理者が指定管理期間の終了の際に、業務の引継ぎ等を行わなければならないことから、今後、指定管理者と連携しながら、施設の確認や業務の引継ぎを確実に行って、来年度からの施設の運営には支障がないように進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

**○11 番議員（東伸行）** 現在の指定管理者との間で、今後、引継ぎをいろいろやりながらやっていきたいという、今、答弁をいただきましたので、今後については、その経緯を見守っていききたいと、そのように思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。2問目の、山川港周辺の整備状況について伺います。まず、(1)山川港整備促進協議会についてですが、先ほどの市長の答弁で概ね理解をいただき、方向性としては同じ方向であるというふうに、私なりには理解をいたしました。この協議会を中心に、多目的岸壁を整備し、多種多様な船舶が入出港できる港にすることを目標に、県・国に要望活動していくことを確認したところであります。県・国への要望活動については、市が先頭に立っていくことが第一条件であると、そのように思います。もちろん、地元を中心とした市民の熱意、気運の盛り上がりも必要であります。先日、非公式ではありますが、現

在、整備が終わっている290mの水揚げ岸壁の中の北側、製氷工場前の、まだ延伸がなされていない部分があるわけですが、その部分の20mの延伸工事が決定し、令和5年度中に工事が実施されるということをお聞きしました。本当に短い距離ではありますが、協議会を中心とした願いが少しでも進みつつあるのではないかなという思いをしているところでもあります。今後は、この製氷工場の前の残りの岸壁整備と、それから、それにつながる多目的岸壁の整備を強く要望していきたいと、そのように思っております。そこで、市長に伺いますけれども、協議会としての国・県への要望活動及び諸々の事務経費等については、それなりの運用経費が必要であります。もちろん協議会として、負担金、会費について、どうするかについて、先般、行われました幹事会等で協議中であり、また、今後もその協議を続けながら、協議会の皆さんに理解を求めていく方向で、今、進んでいるようであります。そのために、先ほど市長は何らかの協力はしていきたいというような答弁をいただきましたけれども、その一部として補助をする考えはないか、市長に答弁願います。

**○市長（打越明司）** この協議会の運営については、先ほど申し上げたとおり、構成団体が幾つかございますので、それぞれの立場、思いによって、温度差は多少あるのかもしれませんが、幹事会において、適切なその負担の在り方についても協議されるというふうに理解をしております。この港全体の計画ということになりますと、第3種ということから、鹿児島県を中心とした活動という面もありますので、国や県との協議等を含めて、指宿市が果たす役割も大きいというふうには考えておりますので、それなりの協力、応分の負担は考えておりますが、これは幹事会のほうで十分に議論してもらい、そういうつもりでおります。

あと、先ほど質問の中にありましたけれども、20mの延長について、私も聞いていますけれども、当面のまき網船の大型化に伴って、同時に3杯入るときに対応ができるというのが、非常に大きいと思いますので、当面、それをしていただきながら、将来的な構想については後を追っかけながらやっていくという方向でいきたいというふうに思っています。

**○11番議員（東伸行）** ありがとうございます。おおむね理解いただいたというふうに思っております。山川港は本当に指宿の宝だと、私は思っております。市町村合併で指宿・山川・開聞が合併してから17年、私は指宿市の将来はこの港をどう活用するかに懸かっていると言いつけてまいりました。指宿市の基幹産業である観光、農業、漁業水産業。この港の活用次第で大きく発展すると思われまふ。山川港整備促進協議会を中心にした要望が実現すれば、人口減少、少子化の解消等、それから経済発展にも大きく飛躍すると思ひます。そのように思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に移ります。(2)加工団地内の道路整備、境界道路との間の緑地帯の活用についてですが、まず、道路整備についてですが、先ほどの答弁で、随時、対応しているとのことですが、私も現地を見てまいりましたが、一部、加工団地内に多少の市道部分の路面へこみが見られます。車の通行にはなんら支障はないんですが、団地内はフォークリフト

等が頻繁に通行します。車高が低いため、路面と接触するところが何箇所かあるようです。加工業者の方々の声を聴いて、対応していくよう、要望しておきます。県の管理道路もありますので、必要に応じて県との協議をしていくよう、お願いしたいと思います。

緑地帯の活用についてですが、先ほど答弁いただきましたが、以前、その活用法について、加工業者の方々から要望が出されたと思います。先ほど多少、お答えはいただきましたけれども、もうちょっと詳しく、その状況と、それから、今現在、その進んでいない状況、その辺がありましたらお答え願います。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 緑地の一部の駐車場でございますが、先ほど申し上げましたとおり、相談をいただいているところですが、市としましては、漁港施設用地でありますことから、駐車場として整備するためには用途変更が必要になってくるところでございます。設置者である鹿児島県に用途変更の可否につきまして、今の段階は相談をしているというところでございます。

**○11番議員（東伸行）** 現在、相談をしているということのようですが、現在のあの緑地帯の部分の所有者は、正式にはどういうふうになっておりますか。その辺が分かっておりますか。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 緑地帯の所有者ということでございますけれども、現在、山川漁港の外港の管理につきましては、県の担当課と協議、相談をしているところでございまして、今、ちょっと時間がかかっているという状況でございます。

**○11番議員（東伸行）** 今、私が聞いたのは、その所有者がどうなっているのか。ちょっと一部聞いたところによりますと、所有者がはっきりしないというような話も聞きましたけれども、以前、合併したわけですから、元々山川町から県に移管されて、県と山川町の間でどういう取り決めがなされていたのか。現在、その土地がどういう土地になっているのか、そのところがなんかはっきりしないので、ことが進まないというようなこともちょっと小耳に挟みました。その辺がそうなのかどうかということをお聞きしているところであります。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 緑地帯の所有者ということでございますが、登記簿上では市の所有という形になっているところでございます。経緯でございますけれども、この土地については、その当時ですけれども、市が県に譲渡をするということで話が進められていたところでございますが、現状では、登記簿上では市の所有という形になっているところでございまして、その辺のところを、今、県と確認をしている段階でございます。

**○11番議員（東伸行）** 私もちょうといろいろ調査したり、関係者の方々から、加工業者の方々からいろいろちょっと意見を聴いたりしてきたんですが、加工組合の皆さんは、ちゃんとそういうふうに申入れをして、ちゃんとそれができれば、我々が全部その管理もするし、それから、賃借料といいますか、そういうものが発生するのであれば、それも協議をしたいというふうに思っているということのようです。ですから、加工業者の方々も、今、非常

に、先ほど申しあげました道路とも関係するんですが、従業員の方々が路上駐車をしたりとか、そういう状況もあったりして、やはり少しでもきちっとした駐車場がほしいというようなこともあったりして、あの部分をというふうなことでお願いをしたような状況のようです。ですから、今、お聞きしていると、絶対駄目だということではないようですので、その辺のところを早期に進めて、地域の業者の方々とも話を進めていって、少しでもその有効利用ができるということであれば、管理もできるということになりますので、そのほうが私もいいと思います。ですから、そういうことも含めて、引き続き、関係機関、それから、地元の方々の皆さんとの協議を続けていって、その方向になっていくようにやっていただきたいなということをお願いしておきます。よろしくお祈りします。

次の質問に移ります。(3)のかつおぶし製造のための薫製用まきについて。先ほどの答弁で、市有林の状況と木材払下げについては、公有財産であることから、一個人業者に対してのみ払下げすることはできないというようなことでした。そこで、先ほどちょっと答弁をお聞きしましたが、重複するかもしれませんが、山川水産加工業協同組合のようなところから要望があれば、協定を締結をして、そして、払下げに応じることはできるというふうにご理解しましたけれども、それでよろしいですか。

**○耕地林務課長(大牟禮伸英)** 協定につきましては、木材提供を目的とした協定内容になるかどうかと思いますので、協定に基づいた木材の提供は可能であると考えております。

**○11番議員(東伸行)** 分かりました。薫製用のまきは、御存じのように、広葉樹がいいわけですが、先ほど答弁の中で、その面積についても述べていただきましたけれども、そこでお尋ねしたいんですが、条件が整って払下げをできるとなったときに、市としてはどのような形で、例えば、量的に一番まとまっている尾下牧場跡地から、そういうふうなふうにご払下げをしながらやっていくのか、それとも、市全体の、先ほど広葉樹が112haあるということでしたけれども、その地域的な条件の整ったところから、随時、払下げをして、伐採をしていくのか。その辺のところの計画とか、そういうものっていうのは、市としてはどういうふうにお考えですか。

**○耕地林務課長(大牟禮伸英)** 市有林の今後の管理につきましては、スギ、ヒノキなどの人工林は森林の持つ地球温暖化防止、国土保全、水源の涵養等の公益的機能の維持保全を図りながら、定期的な間伐を行うとともに、樹齢が30年以上のものにつきましては伐採を行い、その後、植林などを行うなど、検討してまいりたいと考えております。質問内容にありました広葉樹林につきましてはですが、広葉樹林につきましては天然林でございます。保安林になっている森林もあることなどから、山地防災などの観点から不必要な伐採は行いませんけれども、今回の薫製用まきへの活用のほか、バイオマス発電の燃料など、新たな活用方法などもあることから、樹種や伐採可能な資源量などを把握し、長期的かつ持続可能な森林資源の循環利用を検討してまいりたいと考えております。あと、市内には市有林、何箇所もあ

るんですけども、その中で、伐採可能な広葉樹林につきましては、やはり奥地にありましてそれなりの費用も掛かりますので、まずは道路沿いに広葉樹がある、特に水産加工組合から要望のありますクヌギ等の場所を確認しまして、なるべく低コストで伐採可能な箇所を、今後、選定して、また情報提供なりを行ってまいりたいと考えております。

**○11番議員（東伸行）** 分かりました。ちょっと今、答弁の中にもありましたけれども、伐採後をどうするのか。植林をするのか、植林をしたらどのような樹木を植えるのか、そういうこともありますけれども、ちなみに広葉樹については、伐採後、その切り株から新しい幹が出てきて植林は必要ないというようなことがあるようです。ですから、そういった意味で、植林は必要じゃないというようなことで、いろんな文献等を書いてありますけれども、それはそれでよろしいんですかね。

**○耕地林務課長（大牟禮伸英）** そのとおりでございます。

**○11番議員（東伸行）** 分かりました。この件については、今まではあまりこういう一般質問等が出てきたことはなかったように思われますけれども、山川の水産加工業組合に組合員として登録されている方が、今のところ27業者ぐらいありますけれども、その中のある程度大手のところと申しますか、そういうところをちょっと取材をさせてもらったりしたんですが、ある加工業者の方は、月にこの薫製用のまきを100t使うと。年間1,200tだと。金額はどうですかって言ったら3,000万ぐらい掛かると。まき代としてですね。いろんな保管の場所とか、そういうものも含めてでしょうが。割ったりすることも含めてでしょうけれども、まきにやはり年間3,000万ぐらい必要だということです。それはそれなりにそういう製造をするのでですね、必要なことで、やらなきゃならないということで、我々はそういうふうに行っているということでありましたけれども、そういった意味で、加工業者の方々が、薫製用のこのまきの確保に非常に苦労されているということは、御存じの方もいらっしゃると思います。私もある程度は理解しておりましたけれども、なかなかみんな厳しい状況であるのは確かです。そういう中で、市有林の木材が市の代表的な基幹産業であるかつおぶし製造に役立って、そして、計画的に木材の伐採をすることで、今、問題になっている森林保全を推奨するということになるのではないのかなというふうに思います。ですから、前向きな検討をお願いしたいということをお願いしておきます。

次に行きます。3問目の山川老人福祉センターの屋根付きゲートボール場についてですが、先ほどの答弁で破損状況とか、今後の計画についてはお聞きしましたけれども、屋根部分とコート面について、どのような改修方法を検討されたのか、お伺いいたします。

**○山川支所長（中島裕一）** 屋根につきましては、屋根の取替を検討したところですけども、当分の間は雨漏り防止を講じるなど対策を行って、利用状況、施設の状況を見ながら、さらに今後も検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。コート改修につきましては、その補修方法等をこれまでも検討してきましたが、さらに工夫できないか検討

しているところであり、今後もゲートボール協会の方々と協議を進めていきながら、このことについては進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○11番議員（東伸行）** 今、全面的な改修は予算的にもかなり厳しいのかなということは理解できます。ただ、ゲートボールをする人は今でも多くおまして、応急処置的な改修がどの程度かはちょっと分かりませんが、最低限の補修でプレイに支障がない状況にするための改修方法について、先ほどから答弁ありますけれども、重複するかもしれませんが、どの程度でどのぐらいを使用できる期間として考えているのか、その辺が分かればお答えください。

**○山川支所長（中島裕一）** どの程度の期間ということまでは、具体的な数字というのはこちらのほうでは持ってはおりませんが、施設の状況を見ながら、できる部分の補修等は行い、長寿命化を図ってまいりたいというふうに考えております。どうしてもそれ以上の補修ができず、何らかの方策を考えなければならないときには、利用状況等を見ながら、さらに検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

**○11番議員（東伸行）** 再度また、市長に伺いますが、こういった施設は市内、何箇所かあると思います。こういう施設について、今後、どういうふうにしていこうというふうなお考えをお持ちか、お聞かせ願います。

**○市長（打越明司）** 正式には、今、管理計画の中では144か所。今年、さらにまた出来上がってきた新市民会館であるとか、池田湖周辺での観光施設であるとか、さらに145か所目、6か所目と、だんだんと増えていくわけですが、今までの144か所については、もう一定の方向性は管理計画の中で示されているということでありまして、現実には、例えば壊すなり、造り直すなり、長寿命化するなりということになりますと、やはりこれはもう1対1の、その施設とやっぱり市が向き合って、その利用の状況、それを支えている方々の状況を見ながらきちんとやっていかなければいけないというふうに思いますので、一概には言えないんですけども、少なくともこの、今、山川の老人福祉センターの中にあるいろんな施設については、いろんな方々が活用している現場は、僕も何度も見させていただいていますので、利用の現在の状況、今後の利用はどうなっていくか、増えていくのか、減っていくのか、いろんなことを考えながら、当面、30年間もつようなものを造ってくれというようなことはなかなか難しいというふうには思いますけれども、いろんな方法を考えますと、今回のこの件でも、いろんなところに相談をしていきますと、なかなかいい方法がいろいろあります。まだここでは確定的なお話はできませんが、いろんな方法があるなど。いろんな投資の仕方はあるなどということを、今、感じておまして、できるだけその現地に応じた一番いい方法を、実際に使用している方々との間で協議をしながら決めていきたいと、そう思います。

**○11番議員（東伸行）** 今、市長から答弁いただきました。本当に、今、関係者の皆様がこれ

を聞いていたら、非常に嬉しい思いであるだろうなというふうに思います。できるだけ前向きな検討をお願いしたいと思います。

次に、最後になりますが、4問目について伺います。市道の整備状況については、先ほどの答弁で分かりましたけれども、冒頭で申し上げたとおり、市民の方々から寄せられる声の多くが道路状況の苦情です。人間的な面もあり、全ての道路について完璧に対応することは非常に難しい状況であることは理解をいたしますが、高齢化が進んで歩行するのも厳しい状況の中で、道路にくぼみがあったりとか、ちょっとしたくぼみでも、やっぱり年寄りにとってみれば、非常に大きな障害になるのかなという思いも、我々ももうその域に達しておりますので、そういう思いがいたします。そういう中で、いろんな状況の中で、市のほうにも要望が上がってきていると思いますが、現時点での、市道の補修依頼ということが、それがまだ補修途中であったりとか、まだ手は付けられていないとかっていうものもあるでしょうけれども、現時点でのそういう状況はどのぐらいあるのか、把握されていますか。

**○建設部長（星倉淳一）** 現時点での、地区からの補修依頼について御説明します。補修依頼が地区から、市民の方々から来ておまして、その都度、現場に職員が急行して、すぐに対応できる部分については補修を行っております。あわせて、道路パトロールを定期的に、週に1回行っており、安全・安心に利用していただけるよう、早期に対応しているところです。今、お話にあった、全体のその整備率はどうかということですが、アスファルトが剥がれている箇所などにつきましては、職員やまちづくり公社により、ほぼ毎日のように補修を行っているところです。また、道路の改良工事が必要な箇所につきましては、道路パトロールや地域からの要望も踏まえ、道路状態や交通状況、拡幅の必要性等の諸条件を総合的に判断して、過疎債などの有利な起債を活用して、年次的な整備により安全性、快適性の向上を図っているところでございます。先ほどの道路の改良工事につきましては、令和4年3月現在の時点で、整備の要望箇所が270件ございまして、そのうち、もう整備が済んでいるのが152件でございます。

**○11番議員（東伸行）** 今、270件のうち152件は、現在、整備しているという答弁でありました。やはりまだこれだけ残っているという状況でありますので、やはりその関係の市民の方々からすれば、うちの近くは全然、まだ手も付けられていないというようなこともあるんだろうなと思います。ですから、その辺のところは、できるだけその集落の集落長さんとか、その辺の方々と綿密に連絡を取りながら、いつ、こういうふうにやりますと、今、現状としてはこういう状況ですということを、やはり言っていただければなと思います。その辺のところはよろしくお願ひしたいと思います。

分かっていると思いますが、市道以外の道路、いわゆる集落道と言いますか、4m未満の道路について、市道ではないので、それは直接、市がどうこうということはありませんけれども、やはりそれも市民の方々からすれば、道路の一部です。ですから、うちの前の道路

はもうどうしようもないと、なんとなかていうのを我々もよく聞きますけれども、そこはやはり市道ではないという部分もありますけれども、そういう状況について、担当部署として、その辺のところは、ある程度、調査をしたりとか、状況を把握しているとかっていうことについては、どういうふうになっていますか。

**○建設部長（星倉淳一）** 市民の方々が迷っていらっしゃる、市道なのか、里道なのか、私道なのかということで区別がついていないということのお話ですけれども、道路は、市民の方を含めまして、利用者に安全・安心に利用していただけるようにパトロールをして、特にその調査自体はしておりません。しかしながら、必要に応じて調査をしてまいりますので、遠慮なく、お問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

**○11番議員（東伸行）** はい、分かりました。

道路は、市民の方々の生活の原点です。一步家を出れば、道路を歩いたりしていかなきゃいけないところがありますので、先ほど答弁がありましたように、その市道に限らず、全体的な道路の把握っていうのはきっちりしておいていただいて、市民の方々が安心して、安全に生活できるような状況を作っていけるようお願いしたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 0時58分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、井元伸明議員。

**○13番議員（井元伸明）** 13番、井元でございます。通告してございます、4項目について、順次、質問をさせていただきたいと思っております。

まず、市道の維持管理についてでございますが、改修工事をはじめとした様々な維持管理については、一生懸命に対応していただいていることに心から感謝を申し上げたいと思っております。市道の維持管理の中で、草払い等につきましては、各地区で責任を持って行っておられますが、最近、高齢化が進んでいく中で、各地域内でも奉仕作業に参加される方が、年々、少なくなっている状況もございます。特に地域間の市道等についての草刈り作業ができなくなりますと、2・3年そのままの状態でありまして、竹や雑木が生えてまいります。すると、通行にも支障が出てきているところも多数見られるようになっている状況もございません。そこで、お尋ねをいたしますが、現在の市道の草刈り作業の状況等については、予定どおり進んでいるのか。また、各地域の公民館長さん方からの要望をどのように聴いておられるのか、お尋ねをいたします。

次、2番目に、定住促進策についてでございますが、人口減少策として、移住・定住に関する事業について、どのような事業に取り組んでおられるのか、主な事業等についてお示し

をいただきたく、お尋ねをいたします。

3番目に、公共施設維持管理についてでございます。4年前に公共施設等総合管理計画の改定版について、現在、目標値の見直しをされているとございました。計画期間の残り36年間の予防保全型管理による公共施設の更新費用を再試算したところ、総額は約1,344億円、年平均額にして37.3億円と試算をされました。この試算額と、当初計画策定時の普通建設事業費の年平均額約29億3,000万円と比較し、約8億円の不足が生じると想定されることから、今後の維持更新費用を36年間で24%削減することを新たな目標として設定したと説明をされておられます。現在の公共施設が約144か所と聞いております。既に合併後、16年経過もしておりますけれども、これ以上の維持管理費を増やさないためにも、整理する必要があると思われれます。公共施設の対象となる建物、施設はどれぐらいあるのか、お尋ねをいたします。

次に、市営住宅についてでございますが、指宿市市営住宅管理条例においては、家賃の減免ができるとされておりますが、減免については非課税収入となっている障害年金や遺族年金、児童手当などの収入も対象となることから、非課税収入項目を減免対象としていくのか、もう少し調査をしたいということでもございました。その後、家賃減免の現在の検討状況についてお尋ねをいたしまして、1回目の質問といたします。

**○市長（打越明司）** 井元議員より、定住促進策についての御質問をいただきました。指宿市にとっても定住促進というのは非常に大きな施策の柱の一つであり、今後、非常に重くなる大事な政策だというふうに思っております。現在、市が実施している移住・定住に関する主な事業は、まず一つ目に、指宿市お試し滞在サポート事業といたしまして、移住の候補地として、本市に下見に来てくださる方を対象に、交通費や宿泊費の一部を補助する旅費補助金を、また、補助金を利用された方が、その後1年以内に本市に移住された場合には、世帯の人数に応じてですが、お一人当たり5万円、1世帯当たり最大25万円の定住準備金を追加で補助しているところであります。二つ目に、世帯全員が本市の住民基本台帳に一度も登録されたことがない、いわゆるIターン、Jターンの方が、住宅の新築や中古住宅を購入された場合に、その費用の一部を補助する定住促進助成金を交付しております。三つ目には、移住相談のワンストップ窓口として、地域おこし協力隊を採用し、各種相談や市内の案内などの業務を行っております。四つ目に、若者世代の移住者を増やすことを目指して、令和2年度から、フリーランスに優しいまちづくり事業に取り組んでおります。そのほかに、令和2年度から、どんどんかごしま移住就業・起業支援事業を県と合同で実施しており、また、同じく令和2年度から、移住に役立つ様々な情報を網羅した専用のホームページを開設し、情報発信にも努めているところであります。

残余の質問につきましては、関係部長に答弁をさせます。

**○建設部長（星倉淳一）** 市道の維持管理について、市道の土手等の草刈り作業の状況について御説明します。市道の維持管理については、総路線数913路線、延長約580kmの市道を指宿

温泉まちづくり公社に委託して実施しております。まちづくり公社においては、指宿・山川・開聞の地域ごとに作業班を配置し、年間及び月間計画に基づき、草刈りや路面補修などの維持管理作業を計画的に実施していただいております。近年、各地区において実施していた草刈りや清掃活動が地域住民の高齢化や参加者の減少により難しくなっております。そのため、市への要望が多く寄せられ、作業量が増加しており、作業進捗が遅れている状況であります。そのような地域からの要望や、災害による突発的な作業につきましては、緊急性や危険度を考慮しながら、早急な対応に努めておりますが、まちづくり公社での対応が困難な場合には、業者への業務委託も行いながら、地域からの要望に対応しているところであります。

次に、市営住宅について、家賃減免の現在の検討状況について御説明いたします。進捗状況につきましては、県及び県内各市に調査を依頼し、回答が揃ったところです。現在、県を基準としまして、併せて県内の各市からいただいた回答を参考にしながら、要綱制定に向けて取り組んでいるところでございます。

**○総務部長（下吹越寿）** 公共施設の維持管理についてでございます。先ほど、議員のほうからもありましたように、市では公共施設の総合的かつ計画的な管理を行うため、平成29年3月に指宿市公共施設等総合管理計画を策定しました。また、令和4年3月には計画の見直しを行い、計画策定後、直近5年間の施設の増減に伴う建替費用等の再試算を行い、更新費の削減の目標値を改定いたしました。お尋ねの件でございますけれども、公共施設の数についてでございますが、この計画を見直した時点で言いますと144施設ございまして、それ以降完成した新しい市民会館、それと、池田湖観光施設公園につきましては、この計画の144の中に含まれていないところでございます。

**○13番議員（井元伸明）** それでは、2回目の質問に入りますけれども、まず、市道の維持管理についてでございますけれども、これは先ほども同僚議員からのお尋ねもあったようにですね、市民よりいろんな要望が、170件ほど届いているということでもございましたけれども、これは的確に、今、作業としては、各地域で作業というのは責任を持ってやられているのが基本なんでしょうけれども、高齢化に従って、これはもう、市内全域が大体そういうところであろうかと思うんですけれども、特にこの地域間というか、集落の集落の間がですね、市道が特に整備が、草刈り、それ等がなかなか進まない状況があったりですね、最近、今年はこの猛暑日というか、暑いためかですね、そういうので、若い人は、元気な人はちょっとあそこやるので手伝ってほしいということ、声を掛けてもですね、2・3人しか出て来れないと。やろうと思っても、なかなか作業が追いつかないということが非常に多いみたいなんですよね。そういうところなんかの要望っていうのは、特にそういう手つかずの場所っていうのは、往々にして、市道の中で何件ぐらいを確認されていらっしゃるんですか。

**○土木課長（東恵一）** 今、維持管理につきまして、まちづくり公社にお願いはしているところ

なんですけれども、まちづくり公社の令和3年度の実績でいきますと、約100件ほどございます。ただ、今回、議員のおっしゃいます、そこのはっきりした件数というものは、把握はしていないんですけれども、実績としましては、まちづくり公社にお願いしている部分は100件ほどということになっております。

**○13番議員（井元伸明）** これ、我が指宿市だけではなくしてですね、新聞なんかでも、ちょくちょくこの清掃作業についての記事が最近をよく見かけますけれども、例えば日置市になんかにおいてもですね、建設課内に建設草刈り隊課というのを設置した、こういう記事が出ておりました。今月の6日には、こういう場所をですね、職員の方々に出てきて、払ってこれっていうのも何だからということで、今年は6日の日に草刈り大会を吹上で開催をしたということがありました。3人1組の8チーム、24人参加をされたということでありました。これで、草の刈り具合とか、いろんな安全性の問題とか、そういうのを含めて、職員の方々に無理を言って刈ってもらったと、大会と称してですね、そういうところもあるようであります。それでまた、鹿屋においてもですね、町内外の50から70代の住民の15人ぐらいのボランティアの方々が、電線なんかに絡んだ枝とかですね、そういうのを伐採をして回ったというのが、新聞記事でも紹介されております。これからもですね、我が指宿市においてもですね、ますます高齢化がどんどん進んでいくだろうと思うんですよ。今さっき言われた、相当な延長の市道を管理されているわけですので、草刈りだけではありませんし、また、いろんな側溝の敷設替えとかですね、そういうのはまた別なんでしょうけれども、特に緊急の場合は民間事業者にもお願いはされることもあろうかと思うんですけれども、それよりかもですね、一つはその提案を申し上げたいんですけれども、隣の南九州市ではですね、トラクターとかコンボと言われるああいいう機械の先にですね、草刈りの竹とか、ちょっとした枝木の、10cmぐらいの直径の木なんかはですね、頭から全部砕いていく機械が、今、ありますので、そういうのも使ってやっていかないと、これから、今、この夏場の暑いときにですね、まちづくり公社の作業員の方々に無理を言ってやっていただいてもですね、事実、今の農免道路、田口田から池田に行くところ、農免道路もですね、普通、例年であればお盆前にはきれいに整備をしていただいております。今年は、今、やっと手を付けて、あちこちやっている状況もあるようにですね、非常に大変な作業ではあろうかと思うんですよ。だから、こういうときにですね、これ、南九州市じゃありませんけれども、こういう草刈機の導入とかですね、こういうのを含めて、また、昨日もちょっと聞いたんですが、南九州市においては、こういう草とか枝を刈ったのを国の補助事業として、バイオマスの燃料にするということですね、国がそういう事業を、今、立ち上げているそうなんです。それに南九州市は手を挙げて、なんか申し込みをされたということをちょこっと聞きましたけれども、そういうのを含めてですね、もう機械に幾らか頼っていかないと、今、市長が言われるように、経費は幾らか削減しようと言っても、これにも限界があると思うんですよ。人数を幾ら

かけてもですね。だから、こういうときにやっぱり、この機械化というか、草刈機の導入ですね、これなんかもしながらですね、やっていかないと、なかなか難しいだろうと思うんですよ。聞けば、山川にはそういうのが、機械があるみたいなんですけれども、ああいうのも含めてですね、ちょっと、教育委員会、今、管理しているですかね、あの芝管理機ですね。エアレーションをしたりとか、いろんなトラクターも何台か持っておられるようでしたけれども、ああいうのも含めてですね、専門の職員さんがおられて、あれ、誰でも彼でも乗れるものじゃないしですね、慣れないと危険だし、けがもしますので、だから、そういうのを含めていけば、専門の職員さんを何人か養成しながら、そういう、ある機械はですね、教育委員会は教育委員会、農政は農政とか、そういう持ち方じゃなくして、ありとあらゆるところでみんなが使えるような、いろんな形で回していかないと。夏場の草刈りなんかもですね、今、我々もですけれども、月に2・3回刈らないと、もう後ろ振り向いたら、また生えてきています、草がですね。そういう状況の中で、是非、この草刈機というか、これは導入してですね、国・県の補助金が、いろんなものがあるかとも思われますので、こういう導入をすすめる考えはないのか、一つ、お尋ねをいたします。

**○建設部長（星倉淳一）** 今後の草刈りの作業等について、機械の導入について御説明します。議員のおっしゃるとおり、機械導入は効率的な作業実施のためにも、また、作業員の負担軽減の面からも有効な手段の一つであると考えております。本年度におきましては、土手などの草刈りを効率的に実施するため、バックホウに取り付けて、草や雑木を粉碎できる機械を導入することとしております。導入後は、作業効率の向上が図られるものと考えておりますが、今後も地域からは作業要望箇所の増加が見込まれます。高齢化や人手不足の中で、作業効率の向上を図るためには、さらなる機械導入やメンテナンスフリー化の手法を積極的に取り入れてまいります。

**○13番議員（井元伸明）** 私もこうして通告して、まだ、そんな日を経っておりませんけれども、当然、担当課としてはですね、費用の面についてもでしょうけれども、国・県において、こういう、南九州市が申し込みしたということ、国の事業に対してですね。やっぱりこういうのを幅広く勉強しながら、もうその草刈機専用じゃなくして、それをまた、草とか木なんかもですね、燃料として使おうじゃないかという、今、国もエネルギー庁というのができて、エネルギーの問題については、いろいろ苦勞されているようですので、そういうのを含めて、幅広く、やっぱり取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、そういったことは、まだ、今までされていなかったのでしょうか。

**○建設部長（星倉淳一）** 今までは、先ほども答弁しましたけれども、まちづくり公社と、それをフォローする形で、職員が直接作業する形にしておりまして、これまではその補助的なものは取り入れていませんでした。

**○13番議員（井元伸明）** これなんかは、早急に、是非、取り組んでいただきたいと思いま

す。今まで検討と聞けば、もう私なんかはずっと聞いていると、なかなか、5年経っても10年経ってもやらないのが現状のようですけれども、これなんかはすぐですね、やっぱし、現在、まちづくり公社の作業員の方々も、一生懸命頑張っているのはよく見えています。今、いろんな形でですね。彼らの負担を軽減するためにも、安全性を守るためにも、早急な取組をお願いしたいと思います。

時間の都合で次にまいります。次は、定住促進策についてですが、先ほど市長のほうからお答えいただいたように、令和2年より取り組んでいるということをお尋ねしておりますけれども、これはですね、もう、どこの市町村においても、今、少子高齢化というか、人口はどんどん減り続けております。そういうような中で、いろんな取組もしているようであります。この日置市なんかについてはですね、過疎地域移住定住促進事業というので、2012年から取り組んでいるんだそうですけれども、10年間で約266件の利用者があったということでした。県内が215件、県外が51件というのを聞いておりますけれども、これに支出した補助金が1億8,415万円、補助金を使っているようです。実績としては20代で36件、30代が111件、40代で47件。このうち、子育て世代が約70%おられたということを聞いておりますけれども、指宿の場合ですね、この主な事業についてですね、さっき、事業を幾つか説明いただきましたけれども、指宿はどの事業に大体どれぐらいの予算を費やしているのか。ただ、やったやったという掛け声ばかりじゃなくて、本当に本腰入れて、どれぐらいやっつけいらっしやるのか、一つ、お尋ねをいたします。

**○総務部長（下吹越寿）** どこの自治体もそうなんですけれども、人口減というのは、やはり一番大きな問題というのは捉えているところでございます。指宿市における移住・定住にかかわる、令和4年度の事業費につきましては、総額としましては1,783万2千円を予算化しております。内訳といたしましては、市の単独事業としまして、お試し滞在サポート事業に200万円、住宅の新築や中古住宅を購入された場合に、その費用の一部を補助する定住促進助成事業に300万円、移住・定住に関する専用のホームページの年間維持管理費用を含む定住情報発信強化事業に21万6千円を計上しております。また、今言ったのは単独事業ですけれども、国や県の支援をいただいている事業といたしましては、地域おこし協力隊の雇用や活動などに関する経費として611万6千円。これにつきましては、586万8千円、約96%が国の特別交付税措置がございまして、それと、どんどんかごしま移住就業・起業支援金事業が130万円。これにつきましては、65万円の国の交付金と32万5千円の県の交付金、国・県合わせて75%の支援がございまして、それと、フリーランスに優しいまちづくり事業につきましては、本年度、国の100%補助であります過疎地域持続的発展支援交付金事業に採択されまして、520万円の予算を計上させていただいております。なお、お試し滞在サポート事業については、9月12日現在、予算額200万円に対して、既に141万8,750円、約71%を執行しており、コロナ禍でございまして、多くの方に御利用いただいているところでございます。

○13番議員（井元伸明） それぞれの事業に一生懸命頑張っているのは、今、御説明いただきましたけれども、それではですね、実際この事業を活用して、今まで取り組んできた中で、実績としては、延べ数でいくとどれぐらい実績があがっているのか。実際、これは頑張っているのは分かりますけれども、ただ、事業をやっているんじゃないで、やるだけじゃなくて、実際、こういう積み重ねがあって、どういうふうに生かされてきているのか。もし、そこが分かれば、一つ、お答えいただきたいと思います。

○総務部長（下吹越寿） 平成29年度から令和3年度までの過去5年間の実績のうちでございますけれども、お試し滞在サポート事業の実績については、延べ258人の方が本制度を利用して、うち57名の方が本市に移住をされております。また、定住促進助成事業の実績については、新築、中古住宅の購入合わせて、19世帯の方が本制度を利用され、30人の方が移住されております。助成制度を重複して利用している方もおられますので、市の何らかの補助制度を活用し、過去5年間に移住された方は83人となるところでございます。

○13番議員（井元伸明） 徐々にそれなりの効果は表れているという説明いただきましたけれども、移住・定住については、これで終わらせるわけじゃないと思いますので、これから先ですね、この人口減少に対応するためにはですね、今後、施策、このまま続けていくのか、今後、こういうことをしていきたいというなんかがあるんですかね。やっぱし、どんどん、これは指宿だけの問題じゃなくして、もう全国どこでもこういうの、一生懸命策を出しながらですね、知恵を出してやっているようですけども、指宿は今後、これについて、どれぐらいの頻度というか、力入れというかですね、施策を考えていく腹づもりではあるのか、覚悟があるのかですね、あれば、一つ、お尋ねいたします。

○総務部長（下吹越寿） 人口減少というのは、市場の規模縮小による地域経済力の低下や税収等にも影響を与える大きな課題であると認識しております。バブル期の頃と比べますと、出生率も低下しております。時代とともにライフスタイルというのも大きく変化しております。人口の自然減が進んでいる現状がございます。また、市外への就職、進学等で社会減というのも続いているのが現状でございます。双方の課題に対応するための取組としましては、まずは先ほど言ったような事業の展開というのもございます。具体的には、先ほど説明した各種移住政策などの展開。それと、仕事の紹介やマッチング。それと、空き家の有効利用。そして、出会いの場の創出の支援。子育ての環境充実など、関連する施策をワンパッケージとして捉え、再構築し、横断的、面的な展開をしていく仕組みづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○13番議員（井元伸明） 今、空家対策のうんぬんということを説明いただきましたけれども、顛娃町辺りではお茶畑の真ん中に空き家があるのを活用して、そこでお茶を出したりとか、今、こういうコロナ禍ですので、バスとか観光の姿はあんまり見受けられないようですけれども、ああいう空き家を改修したり、いろんな事業をする人、指宿でもこの前、あるコ

一ヒーショップが古民家を活用してとありましたけれども、あのような事業をですね、新しくすればいいというもんじゃなくして、やっぱり古ければ古いので、また、生かし方もあろうかと思うんですよね。そういうのを含めて、もう少し生かしていけばですね、もう私なんかの周りでも聞くのは、空き家がもう壊れそう。もう空き家となればですね、人が1年、2年住まなければですね、風通しがなければ、どんどん雨漏りは酷くなるし、もうそれこそあと解体するのに何10万とお金が掛かるという状況が本当に多いようですので、これなんかも真剣にですね、空き家なんかの活用についても、今後、取り組んでいただきたいと思うんですけれども、なんか、それについて、お答えがありましたら、一つ。

**○総務部長（下吹越寿）** 今、議員がおっしゃったのは、川尻元気プロジェクトだとか、池田を楽しむ会とか、そういうところで地域として、そのような空き家対策だとかというのを取り組んでいる事例もございます。また、先ほど答弁しましたように、空き家対策も含めて、人口対策としましては、食と住という、やはりその、食べていけないといけない、住むところもないといけないとしたときに、いろいろな施策の中で、それをマッチングさせていくところも、さっき言ったような子育てだったり、住むところだったり、仕事だったりというのが、一連の流れで政策を展開しないといけないという考えでもおりますので、これからまた、組織等も見直していかないといけないんですけれども、そのような対策が一元的にとれるような、そういう組織のあり方というの、一つの考え方かなというのは思っているところでございます。

**○13番議員（井元伸明）** 今、説明いただきましたように、それぞれよく頑張っておられると思うんですよ、そういう意味ではですね。やっぱりこういうのを真剣に取り組む窓口とかですかね、そういうのもやっぱりあったほうがいいのかなと思いますけれども、専門の職員さんもいらっしゃると思うんですけれども、本当にこれからも、腹を据えて頑張ってくださいようお願いしたいと思います。

時間もありますので、次に、公共施設の維持管理についてのお尋ねをさせていただきますけれども、この公共施設というのはですね、維持管理というのは、造るのは簡単かもしれませんが、いろんな補助金を使って造ったということもありますけれども、維持管理していくためには、非常に金も掛かれれば労力も掛かるだろうし、一番いい例でお尋ねしますと、山川小学校が4校が一緒になって、3校が、今、廃校という状況もありますけれども、この小学校の維持管理についてはどうなっているのか、お尋ねしたいと思うんですけれども。先月の一般質問の中で、この学校の維持管理というか、これはどうなっているのかと聞いたときに、学校整備室の環境整備チーム、5名から7名の作業員と、それとまた、経営改善推進室の職員さんが2・3名と。夏場については月1回のペースで草刈りとかいろんなことをやっているということで、どれぐらい経費というか、人件費掛かっているかということでありましたが、そこの人件費についての積算はしていませんということでありましたけれども、

やっぱり市長が言われるですね、いろんな施設の事業費の見直しをこの前されましたけれども、ああいうのを含めて、これは通告してありましたので、していただいていると思うんですけれども、この3校の整備について、大体どれくらい掛かっているのか、積算はされていると思うんですけれども、数字についてお尋ねをさせていただきます。

**○総務部長（下吹越寿）** 山川小学校合併後の、廃校になった3校の維持管理状況と経費についてでございますけれども、年間の維持管理経費につきましては、まず、必要な経費としまして、電気料、水道料をはじめ、浄化槽の保守点検委託料、不審者対策として、学校機械警備業務委託料、消防用の設備の点検業務委託料、建物災害に対する損害保険料を合わせて438万円を計上しております。また、周辺住民の皆様へできるだけ御迷惑を掛けることがないよう、先ほど言っていましたように、草払いなど定期的な環境整備も実施しているところでございます。従事する経営改善推進室の職員、それと、教育委員会の環境整備チームの人件費、職員単価でかけた大体の概数でございますけれども、290万円ほど掛かるのではと見込んでいるところでございます。そのほか、突発的に発生する災害復旧業務などに早急に対応する経費といたしまして、樹木の伐採業務、雨漏りの復旧業務、漏電復旧業務などの費用を229万円計上しております。なお、電気、水道、トイレ、エアコン設備につきましては、月1回程度、施設の設備点検を行っているところでございます。

**○13番議員（井元伸明）** この公共施設の中でもですね、結局、南九州市のまた例ですけれども、旧松原小学校の跡地を青果会社に売却をされたというのが新聞報道されておりました。校舎の敷地、土地ですね、1万4,328㎡と教頭住宅が312㎡を、約1,292万円で売却し、校舎3棟と体育館の建物等は無償譲渡をされたという報道がされておりましたけれども、また、指宿市においても、今、利永小学校の校長住宅は既に売れているようですけれども、また、今、教頭住宅を、公募というか、それでされておりましたけれども、ああいう形でですね、学校のこういう広い敷地、建物ですけれども、1・2年前ですかね、各学校の教室にクーラーを取り付けるときに、もう既に合併は決まっておりましたので、もう当たり前のクーラーじゃなくして、セパレート型の、置くやつのクーラーでもいいんじゃないですかということでありましたけれども、それについてはお答えとして説明があったのが、いや、これから地域のために、各教室、学校を使っていくから、クーラーも全部、正規に設置をするという説明をいただいておりますけれども、それについても、もう、ぼつぼつ1年経とうとしますけれども、そういうときに、幾らか地域の方々に学校の利用をどういう形でするかとか、いろんな相談もあったと思うんですよね。そういう中で、今、教頭住宅、校長住宅、売りに出して、売れて、もう1件、今、そういうことがありましたけれども、ほかの学校についても、南九州市じゃありませんけれども、地域活性化のために、青果会社がそこを拠点として集荷をしたり、選果場に使ったり、そこに事務所や従業員の宿舎に利用したいということを聞いておりますけれども、そうして、やっぱり、幾らかそういう人の地域の雇用というかです

ね、そういうのも幅広く生まれてきたり、少しでも人口減少につながるのもあるのじゃないかと思われまますけれどもですね、こういう学校の敷地等についての御相談っていうのは、今までどれぐらいあったのか、お尋ねしたいと思います。

**○総務部長（下吹越寿）** 学校の跡地の活用というのは、非常に大事な課題だと認識しておりますし、他市においてもいろいろな活用の事例というのが報道されているのは実情でございますけれども、市としましては、民間事業等によります学校跡地の利活用につきましては、市の財政面における施設維持費の縮減や地域の活性化など、あらゆる視点において非常に大切なことだと思っております。市では、学校跡地の有効的な利活用に向けて、先月、指宿市学校跡地利活用等基本方針を作成しております。この方針に基づきまして、民間事業者等から御意見をいただくサウンディング型市場調査等に向けた準備を、今、進めているところでございます。それと、問い合わせにつきましては、経営改善推進室長が答えます。

**○経営改善推進室長（木下英城）** 学校跡地の利活用につきましては、数件の問い合わせが、実際、届いております。内容といたしましては、学校敷地の全体を使わせていただけませんかといったような提案から、校舎の一部、あるいは施設の一部を部分的に活用させていただきませんかといったような提案、様々な問い合わせを頂戴しております。一つ、例を申し上げますと、学校跡地のプールを使って事業をさせていただきたいんですがといったような相談等も来ております。具体的な提案内容につきましては、民間事業者の方々の個別のアイデアというのが含まれておりますので、この場での答弁は少し控えさせていただきますけれども、数社、問い合わせが来ているところでございます。

**○13番議員（井元伸明）** 利活用については、今、一生懸命この議論をされたり、また、相談を数件いただいているということですが、公共施設というのは、ずっと持ち続けていけば、さっき申し上げましたように、空き家と一緒に、本当にどんどんどん傷んでまいりますので、最終的にはこれを解体してなれば、解体費は相当な費用が掛かりますので、できるうちに、やっぱり生きていくうちに譲渡するなり、いろんな形を、策を取っていかないとですね、と思うんですけれども。

それと、今、説明いただいた、この管理費の中で、電気代とか、いろいろ点検をしなければいけないと。いろんなのを含めて、438万程度ということでありましたけれども、こういうのでいけば、それは致し方ない部分もあろうかと思えますけれども、例えば土木が持っている草刈機とか、維持管理、それと今の教育委員会の学校整備室の、推進室の職員さんとか、ここで作業をされる時の機械というかですね、それと、サッカー場なんかで、今、使う、大きな芝刈機ですよ。あれなんかもアタッチメントを取り換えれば、いろんな方法で使えると思うんですけれども、市長、これはどうなんですかね。これはまちづくり公社があれば、まちづくり公社の中にも開聞、山川と、それぞれいらっしゃいます。機械も1か所にあるわじゃないと思えますけれども、こういうのをなんか一元化して、縦割りばかりじゃ

なくて、横でつながるような管理をしながら、無駄のないような使い方はできないのか。市長について、これぐらい、今、言った中で、お聞きになってですね、通告はしてありませんでしたけれども、もしお答えできるのであれば、なんか一つ、お答えいただければありがたいんですが、いかがですか。

**○市長（打越明司）** 作業用のいろんな機械については、指宿市並びにその関係のいろんな団体でそれぞれ所有し、活用しているという実態がありますけれども、議員の提案のとおりですね、例えば市があり、まちづくり公社があり、場合によってはシルバー人材センターがあり、あるいは地域の整備会があり、いろんなところがいろんな形で必要としているわけですが、それぞれが別々に購入をしたり、別々に管理をしたり、遊んでいる機械あり、遊んでいない機械ありということですので、その購入であったり、運用であったりというのは、できるだけ共同で効率よくできるのであれば、絶対そのほうがいいというふうに思いますので、現在、その運用の在り方、あるいは購入の在り方について、できる限り無駄のないような利活用の仕方を検討する方向で、今、職員にも指示をしているところであります。あわせて、先ほどの学校の跡地利用につきましても、いろんなところで、既に取り組んでいるところもありますけれども、うちもですね、できる限り、遊ばせておくよりは使ってもらったほうがいいのは、もう間違いないですので、あまりこの欲をかくと、遂には引き合いもなくなってしまう。もう引き合いのあるうちに、できる限り活用をしてもらいながら、もっとより良い方法があれば、さらに改善をしていくということで、なるべくなるべく、その建物は活用してもらおう。活用してもらおうことで、そのどんだんだんだん老朽化することを防いだり、それぞれの努力の中で修繕をしていただいたりとか、長寿化をしていくということも出てくるので、経営改善推進室のほうでも、そのような思いをもって、今、取り組んでいるというふうに承知しております。

**○13番議員（井元伸明）** 是非、前向きに御検討いただければと思います。

時間の都合で、もう最後に入りますけれども、市営住宅について、これ、同僚議員がもうずっと長年言っておられることに対してですね、私もそれはそうだよねと思うから、今、改めてお尋ねしているんですけども、この対象というか、減免対象としてですね、今の我々も本当にですね、コロナ禍の中で仕事がない、できない、行けないという方々が非常に多い中ですね、特に市営住宅に入りたいんだけど、なかなか空きがないという状況ありますけれども、まず、市営住宅の、今ですね、この減免もとにかくやっていただきたいということでお願いしているんですけども、今の市営住宅の入居率について、どういう状況なのか、まず、お尋ねいたします。

**○建設部長（星倉淳一）** 市営住宅の入居率についてお答えいたします。令和4年8月末現在で662戸入居しております、入居率は89.1%となっております。

**○13番議員（井元伸明）** ちょっと聞き取りにくかったんですけども、82.4%ということ

したっけ。

○建設部長（星倉淳一） 令和4年8月末現在で、57団地、管理戸数は796戸あります。そのうち、662戸が入居しておりまして、入居率は89.1%となります。

○13番議員（井元伸明） それとですね、この市営住宅をですね、今の空いているところもあるということでしたけれども、本人の希望によっては、弥次ヶ湯の住宅でも、あそこが一番いいんだというような方もいらっしゃると思うんですよね。ここしか駄目だとかいう人がですね。学校の都合とか、仕事の都合とか、いろんな都合で、そこがいいという方がおられると思うんですけれども、この市営住宅のですね、自分で思ったところに入れなくて、待機されているというか、そこが空いたら連絡をください、お願いしますという方はどれぐらいいらっしゃるんですか。

○建設部長（星倉淳一） 令和4年8月末現在で、137名の待機者がいるところです。待機者が多い団地としましては、新田ふれあい団地の46名。次に、高野原団地の36名。次に、敷領団地の15名が待機者が多い順となっている状況です。

○13番議員（井元伸明） 市営住宅の維持管理についても、非常に頑張っていると思うんですけれども、こういう中で、ずっと計画的に市営住宅のトイレを含めて、改修工事をずっとされておりましてけれども、この状況等については、全部終わったんですかね。それとも、進捗状況というのはどういう状況か、お尋ねしたいと思います。

○建設部長（星倉淳一） 今現在の進捗状況について御説明いたします。市営住宅の改修工事につきましては、指宿市公営住宅等長寿命化計画に基づいて実施しております。本計画の期間の平成25年度から令和4年度までに予定されていた改修工事については、おおむね完了しているところです。

○13番議員（井元伸明） この中で、今後、市営住宅の建替え計画もあったと思われましても、年次的に古い団地から建替えをするという説明を聞いておりましたけれども、今後、新たに建替えをする予定の住宅はどこがあるのか、一つ、お尋ねをいたします。

○建設部長（星倉淳一） 今後の市営住宅の建替え計画について御説明します。今後の建替え計画については、敷領団地の2棟目を予定しております。1棟目は令和3年度に完了しており、2棟目は令和8年度に着工して、令和9年度の完成を予定しているところです。

○13番議員（井元伸明） それぞれ建替えの計画もあるということでありましたけれども、最後に、私の地域でございます池田校区で、もう恐らく20何年前だろうと思うんですけれども、この前、市長と語る会っていうので、校区の役員、館長さん方はじめ、役員会で話している中で、池田校区の入り口の県道沿いに、過疎化に歯止めを、その目的のためには池田に公営住宅を早く建ててほしいという要望書も出しておりましたけれども、住民のアンケートなり、いろんな書面をもらって、私も一緒に陳情に来た覚えがございますけれども、その後、まだ看板が立ってまして、館長さん方はやっばし、短い人は2年ぐらいで交代しま

す。長い人で7・8年か10年ぐらいされる方もおられますけれども、そのときにそういう話が出て、あの看板は、あれ立っているけれども、どげんなっととっかっていう話もありましたけれども、この池田校区のですね、住宅の建替え、陳情の取り扱いについてはどうなっているのか、もう全然、一切、予定にも入っていないのかどうか、最後にお聞きしておきたいと思います。

**○建設部長（星倉淳一）** 平成6年11月22日に、当時の池田校区公民館長を委員長とする池田校区公営住宅建設推進委員の連名で陳情書が提出されております。この陳情に対しましては、当時、旧指宿市で管理している市営住宅は老朽化した建物が多く、建替えについて計画を進めているところであること。また、高齢化社会を迎え、これらに対応した住宅についても計画を進めているところであり、池田校区の公営住宅建設については、その需要に応じ、今後、検討してまいりたいと、同年の12月5日に文書で回答しております。市としましては、市営住宅に関する修繕及び改善、建替えにつきましては、指宿市公営住宅等長寿命化計画に基づき実施しているところです。本計画は平成25年度に策定され、令和4年で10年の計画期間満了となることから、現在、令和5年度以降の長寿命化計画の策定業務を実施中です。建替えなどは、本市全体で実態に即した効果的な市営住宅の供給、管理の中で計画していく必要がございますので、今、策定中の長寿命化計画の中で検討していきたいと考えているところでございます。

**○13番議員（井元伸明）** 是非、早急なですね、計画の中に入れていただければと思うんですけども。池田校区はですね、もう住宅地の周りは全部畑かんにってしまったおかげで、帰って来て家を造ろうと思っても、なかなか許可にならない。どこに行くかって言ったら、中川地区とか、五郎ヶ岡とか、あそこに出て行って家を造って、子供が生まれれば保育園に行く、小学校が近くに行く、もう帰って来ないのがほとんどです。そういうのもありますので、是非、検討をお願いしながら、前向きによろしくお願いしたいと思います。終わります。ありがとうございました。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時04分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、東勝義議員。

**○5番議員（東勝義）** 5番、東勝義です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

本年第1回定例会でも質問させていただきました、空き家、空き地対策についてであります。空家等対策の推進に関する特別措置法の規定にない緊急的な応急措置等を盛り込んだ、市独自の条例を策定する考えはないかとの質疑に対し、前回の定例会で、非常に前向きな回答をいただきました。その後、市空家対策協議会を開催し協議されたのか、また、協議され

たのであれば、どのような内容が検討され、その進捗状況がどうなっているのか、お答えください。

次に、市陸上競技場についてであります。2017年より指宿ナイター陸上と題して、公認の記録会の開催が始まり、今年10月15日土曜日には第8回の記録会が予定されているようです。現在の陸上競技場の照明では明るさが足りず、工事現場等で使用されている照明設備をレンタルして開催されている状態です。しかし、今年8月27日土曜日に開催された第7回の大会では、照明不足で写真判定機の読み取りに時間がかかり、運営に支障があったと聞きました。陸上競技場の照明設備の改修及びLED化については、4・5年前から検討してほしいと、そして、改修していただきたいことなどお願いしてきましたが、未だ実現されておりません。照明設備の新設及び改修など考えていないのか、お答えください。

以上で、1回目の質問といたします。

**○市長（打越明司）** 3月議会で、東議員からも空き家の、特に危険空き家についての質問をいただいたところでありましたけれども、危険空き家であろうと、通常の空き家であっても、非常に増え続けている中で、今後の地域の大きな課題であるというふうに認識しております。そうした中で、これまで市の空家対策協議会、コロナ等の影響もあり、なかなか開催が延び延びになっていたようですが、その議会以降に、さっそく、前向きに踏み込んでいこうということで、市の空家条例について、これまで提案をいただいておりますので、7月11日に開催をいたしました、市空家等対策協議会で協議もさせていただいたところであります。協議の結果、委員の意見を踏まえながら、他市を参考に、空家等対策の推進に関する特別措置法を補完する事項を定めた市の条例を制定する考えであります。現在、今年度中の制定に向けて作業を進めており、今後、条例案ができましたら、再度、市空家等対策協議会で協議をし、委員の意見を聴取した上で制定することとしているところであります。

残余の質問につきましては、関係部長に答弁させます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 市営陸上競技場の照明設備に関しましては、市民の皆さんが夜間にジョギング等で陸上競技場を使用する際に、照明がないと安全に利用できないことから設置をしているところでございます。ナイター陸上記録会を行う場合は、選手等の安全を確保する必要があるため、競技に支障のない範囲の照度を大会主催者の市陸上競技協会が確保しているようでございます。市としましては、体育施設の照明設備に関して、LED化する方向で検討をしているところでありますが、各施設の状況を見極めながら、計画的に改修できればと思っているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** これから、2回目の質問をさせていただきます。

この7月11日、空家対策協議会が開かれたってということなんですが、そこでの内容について、もしよければ、どういう内容が盛り込まれたのか、また、どういう検討がされたのか、教えていただければ助かりますが。

○**総務部長（下吹越寿）** 7月に開催した市空家等対策協議会の協議内容でございますけれども、特定空家等の認定について、危険空き家についての報告を行ったほか、その不良度の判定を実施しましたが、建築物の構造が一部確認できなかったために、その建物を特定空き家と認定できるかできないか、するかしないかという方針について協議をいたしました。また、さっき言ったような条例についての協議とかと併せまして、そういうような危険な空き家、特定空家等でございますけれども、その対策の施策についての条例、それと解体費補助についても協議をいたしたところでございます。

○**5番議員（東勝義）** 条例の制定については、また、条例の内容っていうのは、まだ、多分発表できないところがあるんだろうと思いますが、私の知っている方が、空き家っていうのについて、どういうのが空き家って呼ばれるのかっていう条件的なものがまだないっていうことを聞いたんですが、条件的なものがないのかどうなのか、空き家っていうのが何か月空き家状態で空き家って言われるのか、そういう認識があるんでしょうか。市としての空き家についての条件ってありますか。

○**総務部長（下吹越寿）** 空き家といっても、出られて数か月しか空いていない空き家もあれば、経年劣化して住めないような空き家というのもありますけれども、市の条例においては、危険空き家という、特定空家に類するような事項を盛り込んで、検討しているところでございます。さっき言った協議会において、空家等対策の特別措置法を補完する事項について協議しております。他市の状況というのも踏まえながら協議しているところでございます。現在のところでございますけれども、その内容につきましては、管理不全な、管理ができない空き家により、人命、財産への危害を回避するために実施する応急対策措置及びこれらの措置に係る所有者等からの費用の徴収。それと、特定空家等の状況を改善するに当たり、必要がある場合、警察と関係機関への協力要請及び措置内容等の情報提供。空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく命令に従わない所有者等の住所、氏名、空き家の所在地等の公表に関する事項等を定める内容で考えているところでございます。

○**5番議員（東勝義）** ありがとうございます。危険空き家って、我々が簡単に言いますけれども、この危険空き家については、どういう設定があるのか。瓦が落ちたら危険空き家なのか。設定科目があるんでしょうか。項目があって、例えば、5項目あって、5項目のうち何項目以上が危険空き家だと認定するのかわからないのか、そういう項目があるのかなのか、お答えもらえませんかでしょうか。

○**総務部長（下吹越寿）** 危険空き家の認定でございますけれども、そのまま放置すると倒壊、著しく保安上危険となる恐れがある状態にある危険な空き家を特定空家として認定することになりますけれども、その認定につきましては、建築物を構成する屋根、梁、基礎などの状況等を外観目視にて不良度を判定する必要があることから、そういった専門の、うちで言うと建築士の資格を持った、そういう方々に評価をしてもらった上で、評価、認定をしてい

る、そういう流れになるということでございます。

**○5番議員（東勝義）** 国の特措法の中に、危険空き家については、固定資産税などが高くなるってところ、条例的に、制定するところがあるみたいですが、指宿市としてはそういう検討がなされているでしょうか。

**○総務部長（下吹越寿）** さっき言った特措法の中におきましては、固定資産税が、そういう軽減措置が外れたりとかっていうの、その率についてはちょっと定かではございませんけれども、家屋が建っていると、そこが空き家になったとしても軽減措置というのがあると思えますけれども、それがなくなったりというような、そういうような内容が盛り込まれているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** ありがとうございます。現在の法律では、空き家を壊すと固定資産税が上がってしまって、空き家解体を自重する方々がいらっしゃると。その中で、空き家解体除去の促進のために、除去跡地の固定資産税の一定期間の減免をしている自治体があります。新潟県の見附市が2年間、富山県の立山町が2年間、鳥取県の日南町に至っては10年間、空き家を壊したあと、その土地に関して一定期間、固定資産税は免除するという、解体を促進するところの条例があるんですが、指宿市としてはそういう条例を盛り込む考えはないのか。また、もしそういうところがあれば、それを見習って条例改正、やっていきたいというのがあれば、答えられないでしょうけれども、それを参考にしてもらいたいと思いますが、どう思いますか。

**○市民生活部長（増永智美）** その件につきましては、今後、参考にさせていただきたいと思えます。

**○5番議員（東勝義）** 是非、条例の中で、こういうことがあれば空き家を壊しやすいんじゃないかなど。確かに、空き家を壊せば銭が高くなってやっていう方がいらっしゃいます。空き家を壊して、ミカンなんかを植えて、雑種地にして対策を取る方もいます。それはそれでいいんでしょうけれども、だけど、その除去のためには、やはりそういう、解体費用を援助するんじゃなくて、一定期間減免しますよと、早く壊してください。その代わりに、空き家が一定期間、3年でも4年でも過ぎた場合は、ちょっと税率が上がりますよとかいう、そういう方法も、まず、あると、この前も聞きました。東京でも空き家が問題になっていて、東京の世田谷区ですかね、もう一定期間、5年間、空き家状態であれば、ちょっと税率が上がりますよと。だから、早めに取り組んでくださいとか、活用できれば活用させていただきたいということをお願いしている状態もありますが、それについて、また、検討していただければと思います。その一定期間、固定資産税の税率を上げていくっていう方法もまた、検討材料に入っているか入っていないか、お答えいただければ助かりますが、どうぞ。

**○総務部長（下吹越寿）** 議員からいろいろ、他市の事例等もいただきましたけれども、そこら辺りもひっくるめて、さっき答弁させていただきましたが、解体費用とかそこを、そ

ういう恒久的な活用がしやすいようなとか、その税の軽減措置を外すとかですね、そういう対策、いろいろなところを検討していきたいと考えております。

**○5番議員（東勝義）** これはもう、長年、我々の議員の中でも、本当に空き地、空き家については注目されております。他市においても、一生懸命頑張っているところもありますので、そういうところを参考にして、是非、指宿市独自の条例が、皆さんに分かっていただけるような条例にしていいただければ助かります。

次に行きます。空き家、空き地の有効利用について。いろいろ有効利用はあると思います。皆さん方でどういう利用をされようとしているのか。また、どういう利用があると考えていらっしゃるのか、お答えくだされば助かりますが。

**○総務部長（下吹越寿）** 今、空き家は、指宿市内でもかなり多くございますので、その活用については、いろいろなアイデアで使っている方もございますけれども、今現在、市では、地図情報にその空き家の情報を落とし込んでいくというような作業をしておりますので、まず、そこら辺りの作業を進めてから、いろんな対策を取って、そういう事例なんかも踏まえた形で、活用について考えていければと考えております。

**○5番議員（東勝義）** 今、市のほうに住居がほしい、店舗付きがほしいとか、シェアハウスにしたいという要望がもしあった場合、それに対して、ここはシェアハウスに向くんじゃないでしょうか、ここは昔ラーメン屋さんがあったと、店舗として住居付きでいいんじゃないかという、そういう把握をして、紹介できるシステムがあるんでしょうか。

**○総務部長（下吹越寿）** さっき言った答弁と重なるところはございますけれども、市内の空き家、空き家の位置情報をデータベース化しているところでございます。現在、市が運用している地図情報にまとめた管理システムに、空き家の情報ですね、例えばですけれども、売り家、貸家、貸店舗の看板が出ているとか、そういう看板はないけれども、見た感じ空いてるぞというような確認できる空き家等を、その地図上に落とし込む作業を進めている状況でございます。今後は、これらのデータベース化したものを基に、その空き家の管理状況、所有者の方、さらには貸す意思があるかないかどうかなど、そうした状況の把握に努め、例えば、移住を決められた方々に、一軒家を御希望なら紹介するなど、そういうような空き家の有効活用に使っていただければありがたいと考えているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** 現在の状況では、結局、市としては、こういうところをデータベース化して、今、こういうところはありますよっていうことは、まだ把握はできてないということのようなんです。今、空き地、空き家に関しては、危機管理課及び環境整備、市長公室とか総務課、全てがばらばらで動いているような気がするんです。

次の3番目に行きますが、3番目と4番目はちょっと関連しますので、一緒にしていきます。空き家、空き地対策に特化した部署並びに課の設置はできないかということと、それに対して、今、川尻元気プロジェクトとか池田の方々がボランティアでやられているところが

あります。今、ほかの地区でも、NPO法人化して、そこが空き家バンクを通して、市から委託を受けてやっているところがあります。この部署を設けていって、将来的には各地区に川尻元気プロジェクトのような、市民の方々が積極的に参加して、それでまた、ボランティアとして活動する。また、そのボランティアに対して、市としては1日保険を掛けるとか、ちょっとした材料費を見るとか、そういう、私としては、今、同僚議員も言いましたように、職員の方々も一生懸命委託を削って草刈りをやっている状態ですけれども、市民の方々が、もうその何10倍、何100倍います。その市民の方々のボランティアを使っていって、この空き地、空家対策を取っていくっていう方法を、私はできればやってほしいなど。将来的には市がバックアップして、NPO化して、国からの支援を受けて動けるような1団体にしてほしいと思うんですが、それについて、執行部として検討したことがあるでしょうか。

**○総務部長（下吹越寿）** 空き家の対策というのは、先ほども井元議員からもありましたように、移住・定住というところにもつながる、人口対策の意味でも重要な部分であろうと思います。その一部が空家対策ということでございますけれども、このような空家対策については、市民の安心・安全はもとより、地域活性化にも寄与することから、まずは、現在、それぞれ各課で取り組んでいる施策の充実を図りながら、さらなる関係課間の情報共有を進め、空家対策の推進を図ってまいりたいと考えております。ただ、空き家の活用につきましては、先ほどの繰り返しになりますけれども、人口対策といった側面というのも大きいことでございます。また、移住して、空き家の中に住むという方の職業とか、住むところのマッチングも重要な課題であると思います。他市においては、いろいろな空家対策の専門部署を設置し、専門家と連携することで速やかに個別相談することが可能になるなど、効率的な、かつ、一元的な空家対策を実現しているところもあるようですので、今後はそれらの市の状況も参考にしながら、調査研究して、組織の在り方につきましても考えなければならないものだと思っております。また、空き家周辺の草刈りとか、維持管理の中で市民の協力を得られるようなということもございましたけれども、先ほど答弁いたしましたけれども、有効活用のまず一つの段階として、空き家の位置情報のデータベース化というのを急いでやらないといけないと思っております。その次のステップとしては、そういうデータベース化できたものを、今度は公民館長とか、地域の方々の協力をもらいながら、その空き家の管理状況、所有者が誰なのかといった把握等に努めていきたいと考えているところでございます。議員も御存じのように、9月1日から公式LINEの運用もスタートいたしました。ゆくゆくはこれらのツールを広く活用しながら、市民の皆様に御協力いただくことができな  
いか、それも含めて、調査研究してまいりたいと思っております。

**○5番議員（東勝義）** はい、ありがとうございます。今、私もそのボランティアに関して、LINEの宣伝じゃないんですけれども、グループLINEを作って、ここの地区を、写真を撮って、ここの地区を、成川だったら成川の地区、1地区をちょっと草刈りをしたいと。グ

グループに登録している方々、ちょっと何月何日集まってくれと。何人集まれるっていうことが、もうグループLINEで分かります。その中で、皆さんで行って、草を刈ると。それに対して、市は1日保険を出しましょうというような感じでいってくれば、ボランティア精神というのは、最初はちっちゃい、2・3人かもしれませんが、だんだんだんだん広がっていくと。ボランティア精神が、私も消防を10何年やってきましたけれども、ボランティア精神があるからこそ、地域の消防団にも加入して頑張りたいという方が増えてくるんじゃないかなと。その輪を、40代、50代、60代じゃなくて、やっぱり中学生、高校生、そういう方々にも広げていくためには、その各地区でどういうボランティアがあると、ボランティアとして、こうして草刈りがあるとか、この地区をこうしてきれいにしたいとか、陸上競技場の審判の免許、ちょっと手伝いをするとか、私の専門なんですけれども、そういう中で、ボランティアが皆さんにアンケートを採って、どういうボランティアに参加できますかとか、どういうボランティアがあったら、皆さん、市のために協力してくれますかというアンケート調査を各地区で行っていくことで広がっていくんじゃないかと思うんですが、私のこれは個人的な考えなんです。市としてそういう考えを広げていけば、できれば皆さんで指宿市がきれいになると、クリーン指宿じゃないですけども、そういう考えを持っていく。また、私が知っている方が大工の免許を持っていて、もう60幾つ、70幾つなんですけど、ちょっとした改修ならしてあげると、有効活用できる住宅があったら、ちょっとした改修なら材料費を貰えばしてあげるよという方がいらっしゃる。そういう方を思い切って使っていて、今、市営住宅の建替えという問題もありましたけれども、ほかの地区では市営住宅はもう造らないと。造らずに、今の空き家を、市営住宅じゃなくて、そこに安くで住まわしていただいて、市営住宅の代わりにするっていう方法を取っているところもあります。そういうことも関連をしますので、このボランティアのこの何ができるかというアンケートをですね、NPOの集まりでもそうあったんですけども、市民の皆様でボランティアしたいという方がいらっしゃる。それをなぜ市はこういうボランティアができますかとアンケートを採らないんだろうかという方もいらっしゃいましたから、そういう施策を考えられないか、ちょっと、今、急ですけど、お答えいただければ助かりますけれども。

**○総務部長（下吹越寿）** 今、議員のほうから、ボランティアというか、昔と違いまして、道路清掃したりとか、地域の維持管理をするのにもなかなか人がいなくて、難儀をしている地域の方々もいらっしゃると思います。その中で、ボランティアの募集のかけ方、NPOとの関わり、そういうのも含めて、いろいろ、今、議員のおっしゃるようなこともございましたので、そこら辺りも含めながら、一つの方法としてアンケート調査というのが必要であると思いますので、そこら辺りというのは健幸・協働のまちづくり課もございましたので、その地域とのその連携だとか、協働とか、そういう意味でも、そういう需要と供給のバランスがどうあるのかという客観的な分析のためにも必要かなと思いますので、それは前向きに検

討したいと思います。また、技術を持った方もいらっしゃいます。高齢になっても、技術はその昔ながら持っている方もいらっしゃいますので、そこら辺りの活用というのも、ミニ人材バンクみたいな、技術だとか、自分の経験だとか、知見だとかひっくるめた形の、そういうものをデータベース化すれば、それを活用して、こういうことをしてもらいたいただけども、技術がある人にちょっとボランティアでとか、原材料支給するとかすれば、市のほうも安上がりになると。ただ、一般的に言うと入札とか契約の関係もありますので、そういうバランスを取りながら、検討が必要だろうなと感じたところでございます。

**○5番議員（東勝義）** 今、市が、もし、直接行くと、確かに不動産の方々、それから、建設会社とか、いろいろ、何でそんなことすつとよ市はっていうことを言われるはずです。だから、それでもって、やはりその市じゃなくて、市に関わるんだけど、一応、市民、地区の方、小川地区は小川地区、成川地区は成川地区の方々に、こういう活動をする人がいると。そこに投げかけていく方法をとっていく。地区、地区によって、ボランティア団体をつくっていくっていう。そうしていったって、市はその補助金を出すとか、さっきから言っている1日保険だけでいいと。飲み物だけを出しましょうとか、そういう関わりをしていくのがいんじゃないかなと。この前も小川のある40代の方と話をしたんですけども、小川は山川小学校があると。空き地もあると。小学校も中学校も近いから、誘致をしたいということ、今、空き地を一生懸命探して、その空き地の持ち主に売る気があるのかなのか、貸してくれるのかくれないのか、そういうことを回って言う団体をつくらうとしている方がいると。それで、私にも協力してくれんかということで、分かったということで、今、この空き地をもう1回、やっているところなんですけど、そのボランティアについても、健幸マイレージじゃありませんけれども、ボランティアポイントっていうのをもし作った場合、1ボランティアに5ポイント、それを累計していったって30ポイント貯まったらふるさと納税の3千円程度の商品を、どっからどこまで選んでいいですよっていう、そういう遊び心もあるボランティアだったら、またちょっと違って来るのかなと思っているところです。将来的に、私もこういう空き地、空き家に対しては、できればNPO法人を、課をつくって、指宿もスポーツクラブをNPO法人化して、指定管理をしてもらっていますけれども、そうしていったって、NPO化していったって、市が独自でするんじゃなくて、そういう組織をつくってNPO化すると。そうしていったって、その方々が徐々に広げていくという、空き家バンクをつくっていくという方法をとっていったほうが早いんじゃないかなと。どうせ、今、空き家はもう指宿市も25%なっている状態です。4件に1件です。本当にすばらしく増えている状態ですから、それを、まず、有効利用できる空き家か有効できない空き家なのか、また、その空き家を活用してほしいって方は、あげるよっていう方も中にはいます。だけれども貰っても、私もあげるよっていうけれども、固定資産税が高いし、そんなお金も持っていませんから、貰ってもどうしようもないですから、一応、断るんですけども、そういう方もいらっしゃいます。だから

ら、そういう方がもしいらっしゃれば、市としてそういう団体に、ここもありますよと、紹介していくのも手かなと思います。市長、この対策部署、並びにこの市民のボランティアについて、市長もどうお考えか、ちょっと最終的に、この空き家、空き地については答弁願えれば、助かります。

**○市長（打越明司）** 空き家をまちづくりに生かしていくということは、非常に大事なことだと思いますし、今、恐ろしい勢いで空き家が増えているというのが、全国各地、同じ景色が増えているというふうに思っていますけれども、それを放置しておけば、遂には危険空き家になる、特定空き家になってしまう。特定空き家になれば、もう手を出す、施すしかない。危険を回避するしかないという、どんどんどん消極的な話になって、税金を投入するにしても、どちらかと言うと、消極的な使い方になると思いますけれども、危険空き家になる以前に、元気な空き家という言い方もおかしいですが、いつでも活用できる、生まれ変わることができるような空き家、あるいは空き店舗、あるいはその活用できる空き地、そういったものについては、できるだけ市としても状況を、まずはしっかりと把握をして、それを活用できる方法を考える、情報を提供する、マッチングをする、紹介をする。借りたい人と貸せる人が出会わなければならないわけですから。売りたい人と買いたい人が出会わないといけないわけですから、そういったものについて、お互い地元に住んでいる方々同士の中では、民間の皆さんでそういう仕事をされている方々がおられますので、十分にそういったことはされているというふうに思いますが、こちらに相続を受けたけれども、なかなかいない、そういう方々は、ちょっと勘違いをしていて、都会の感覚で地元の土地を見ていると、いつの間にか、もう大変なことになってしまっていて、誰も欲しがる人も買いたい人もなくなってしまおうと。そういったものが、これから相当出そうな気がします。そういったことをOBの皆さん、ベテランの方々がおられる間に、持ち主を探し出して、そして、できればふるさとのために活用させてほしいと、貸してください、売ってくださいということも含めて、市がやはり汗をかく必要があると思いますし、その活用方法の中で、これを全て公共事業に置き換えて考えると、これはもう、先ほどの公共物の管理計画が144件が何千件にも増えるという形になりますから、これもまた、できれば民間の力を様々に活用しながら、その中で、私の義理の父も大工さんでしたし、家に携わる方々、たくさん仲間がおられますけれども、やはりこの自分が造った家、手を掛けた家というのは、死ぬまで忘れないそうであります。煩惱がずっとあるそうであります。そういう意味では、市民のいろんなグループの方々が、空き家をいろんな形でリノベーションをしたり、相手の欲しがるといった形で活用させてあげられるようなお手伝いをするのであれば、非常にそれはお互いにとって財産になっていくのではないかなというふうに思います。今、自由度の高い家ということで、関東圏を中心とした都市圏でも、リノベーションを最終的には自分の意志で好きにやらせてもらうという、いつでもリノベーションができる状態で貸してあげるといったのが、むしろ喜ばれるというよう

なお話もよく聞きます。ですから、借り手や住んでいく人たちの思いもよく受け止めながら、一番いい方法で、願わくば指宿の空き家が活用されていくような方法をどんどん取り組んでいきたい。そして、そのためには、先ほど総務部長からも答弁がありましたとおり、指宿市の中に、そういったことをしっかりと総合的に仕事ができるセクションが必要だろうというふうに思っています。一つの場所から、空き地の問題であったり職業の問題であったり、その様々なことが紹介をできるような場所、そういったものを市の中に設ける必要があると。早急にそのことについては取り組んでいきたいというふうに思います。

**○5番議員（東勝義）** ありがとうございます。これに関して、本当に私もこの問題について調べてきて、追っかけてきました。これについても、できれば成川、成川は、今、草刈りも年2回、3回ありますけれども、罰金制です。この罰金制っていうのじゃなくて、やはりそこには積極的にする方々でいいんですっていうことを、やっぱりこの広げていきたい。罰金だから出て行くんじゃないかって、罰金じゃなくて、逆に賞金をやるっていう。今、ポイントの話がありましたけれども、そういう方法にとって行って、貢献することはすばらしいことなんだっていうことを、今の小中学生に分かっていただきたいっていうのが私の思いであります。この件については、私もまた追っかけて行きますので、また皆さん方もいろいろ考えていただければ助かります、よろしくお願いします。

次に行きます。市営陸上競技場についてですが、明るさが足りないということで、なかなか上手くいかなかったっていう、私も話をしましたが、そもそもなんですけれども、明るさが足りない状態でナイター陸上しようという考えをした経緯について、教えていただければ助かります。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 指宿ナイター陸上記録会、この経緯につきましては、市駅伝運営委員会が駅伝チームの強化を図る目的で、夏場の日中に陸上大会を行ったところ、参加者が少なかったことから、夜間の開催なら参加しやすいのではないかとということで、平成29年度から市駅伝運営委員会、市陸上競技協会、県陸上競技協会が中心となって、ナイターによる大会が開催されたというふうに聞いております。

**○5番議員（東勝義）** そのとき、この照明設備の暗さっていうのが問題にならなかったんでしょうか。今、第7回まで来ています。今度第8回が開かれるんですけども、その照明については、当初からこれをするのか、それとも、照明設備を借りてきてやろうってしたのか、もう最初からそうだったのか、経緯を、またもう1回、お願いします。

**○産業振興部長（野元伸浩）** この記録会につきましては、先ほど申し上げましたとおり、平成29年度から開催されているようでございますが、特にその照明について問題になったということは聞いてはいないところでございます。

**○5番議員（東勝義）** 聞いてはいないということで、私は聞いたんですけども、すいませんね。

これからです。今、第1回から有名な中学校も、今度、7回、たくさん来ました。参加人数の推移を教えてくださいいただければ助かりますが、1回目からお願いします。

**○産業振興部長（野元伸浩）** エントリーされた人数で申し上げますけれども、平成29年度が359人、平成30年度が313人、令和元年度が485人、令和2年度が654人、令和3年度は2回開催されておりますけれども、8月の開催が611人、10月での開催が335人、そして、令和4年度が518人ということになっているところです。

**○5番議員（東勝義）** はい、ありがとうございます。10月の大会はちょっと市の大会と重なったという部分があるから335人だったと思いますが、500人から600人の方々が来てらっしゃいます。また、指宿市は特に中学校、高校の駅伝の県大会が行われるところで、皆さん来てらっしゃいます。それに対して、やはりナイターの設備をしたほうがいいんじゃないかなってということで、私が今、フットボールパーク、あそこ明るいですがけれども、あのフットボールパークは幾らぐらいなのかなって思って、ちょっと調べてもらったんですが、それ幾らぐらい掛かったか、ちょっと教えていただけたら助かりますが。

**○産業振興部長（野元伸浩）** いぶすきフットボールパークにつきましては、人工芝のサブグラウンドに6基ナイター照明がございます。1基当たり設置されている投光器の台数や、配線距離などに違いがございますが、単純に平均いたしますと、1基当たりおおよそ1,700万円の工事費となっているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** 1基で1,700万ですか。分かりました。

今、工事現場用の照明設備をレンタルしています。これ、1回の競技に幾ら掛かっていますかね。分かりますか。

**○産業振興部長（野元伸浩）** ナイター陸上記録会でリースしている投光器でございますが、大会主催者の陸上競技協会によりまして、運搬費等を含めまして、経費込みで13万円と聞いているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** これ、鹿児島陸協に払ってもらっているんですか。もう1回、お願いします。

**○産業振興部長（野元伸浩）** この記録会につきましては、平成29年度から開催されているところでございますが、今現在は市の陸上競技協会が主催となっているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** 市の陸上競技協会、市が助成をしているってことでよろしいんですね。

ホームストレート側がちょっと暗いものですから、今、1基当たり1,700万掛かるということで、今、水銀灯が使われているんですけども、この水銀灯ももうなくなってくるはずなんですけど、今の水銀灯をLED化するのに幾ら掛かるか、試算をしたことがあるでしょうか。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 議員御指摘のとおり、照明については水銀灯でございますが、水

銀灯については製造中止、あるいは輸入ができていないという状況でございますので、今後、LED化しないといけないということを考えているところでございまして、その費用については積算はしているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** ということは、もうLED化に向けた取組をせざるを得ないということでもよろしいんですね。LED化しても、多分、今の状態では1基に4個点いていますから、それが6か所。やはり照明が足りないと思うんですが、今のあのクラブハウス、ホームストレートだけちょっと明るくするためにクラブハウスのところ、それから、100mの決勝点は写真判定機があります。そこに別々に整備するという考えはあるでしょうか、それともないでしょうか。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 現在のクラブハウスの屋根部分を利用して、ホームストレートの部分に照らす簡易照明を設置するなどの改修をするということも一つの案としてあると思いますけれども、全体的な照度のバランス等も考える必要があると思っているところでございます。照明の設置については、そういったことを考えて、どのような方法がいいのか検討する必要があるのではないかとこのように思っているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** はい、ありがとうございます。陸上競技場に携わっている私、週4回も行きますから、いろんな方々から要望があります。それについて、計画があれば、やってもらいたいなということで、今、質問させていただきます。

次に行きます。照明については、またあとで市長にお伺いします。使用頻度の高い1レーンや100m地点が傷んできています。まだ改修の必要はないと思いますが、同じような陸上競技場が伊集院、また、国分、それから、南さつまもありますけれども、南さつまはまだ新しいですから、改修に向けて、改修したところが、伊集院も国分も改修していますが、幾らぐらい掛かったのか。全体的な改修なのか、ちょっと調べてくださいってことでお願いしていましたが、回答願えれば助かります。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 霧島市の国分陸上競技場でございますが、霧島市に問い合わせたところ、国分陸上競技場は昭和52年に建築され、築後45年の中で3回の改修を経て、令和3年度にトラックを含めたインフィールドの舗装改修等やトラックより外側のアウトフィールドの舗装改修などを行っておりまして、改修費用は約2億2,000万円ということでございました。

**○5番議員（東勝義）** ありがとうございます。45年ぐらいで3回改修があるっていうことだったようですけれども、国分の場合は、ちょっと指宿よりはいい材料を使っていたんですが、盤がちょっと固いやつなんですけれども、今の陸上競技場に置き換えて幾らぐらい掛かるかっていうのは、算定できないですね。できますかね、よろしく願います。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 陸上競技場については、それぞれ規模の大小というのがありますので、一概にそれを指宿市の陸上競技場に当てはめるということは難しいところでござい

す。

**○5番議員（東勝義）** ありがとうございます。ちょっと別なところですが、伊集院の1レーンがちょっと使用頻度が高くて、1レーンだけを改修した経緯があります。1レーンだけを改修して幾らぐらいになるかっていう、ちょっと業者に問い合わせさせていただいていうことをお願いしたんですが、幾らという回答があったのでしょうか、お願いします。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 使用頻度が高い1レーンと、100mのスタートライン、この辺のところの周辺もちょっと傷みがあるということで、こちらのほうを改修した場合、これは専門業者に聞き取ったんですけれども、あくまでもこの部分については概算でありますけれども、2,000万円程度の費用が掛かるということでございました。

**○5番議員（東勝義）** まだ改修が必要じゃないですけれども、今のところ2,000万程度というのを、また、計画に入れとってもらえれば助かります。これは、あと4・5年したら多分出てくると思いますから、そういうつもりでお願いします。

次です。山川小学校が、10月12日に陸上競技大会をすると。100m、ハードル、それとリレーについてしたいということで、そのハードルについて、市に問い合わせたらありますよということと言われたと。市にあるのは、もう50年前のハードルでありまして、小学生の、今の使用基準に全く合っていないハードルなんです。今、鉄パイプで非常にひっかかったらけがをする、重いやつなんですけれども、この備品、小学生用のハードル、また、今、高跳び用のマット。マットに対しては、中学生の背面跳びに対しては、今のマットはすごく固くて、ほかの中学校の先生方から、どうかしてほしいということで要望があがっていますが、最低限必要だと思います。ハードルについても、高跳びについても。これについて、検討されたことがあるのでしょうか。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 陸上競技場に備え付けてあります器具備品でございますけれども、市営陸上競技場につきましては、今年度4月に、日本陸連から公認認定をいただいているところでございます。当然ながら、その器具備品につきましても認めていただいているところでございますので、使用上については、特に問題はないというふうに考えているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** 2級認定は、多分、これは一般、小学生用のハードルを80何台揃えなさいって条件なんです。マットにしても、強度はあがりません。ただマットがあればいいという感じです。私が言っているのは、小学生用のハードルです。小学生のハードルっていうのは、今、小学生も、私、今、全国大会に6回か7回か行っています。ハードルについて、我々も揃えているんですが、今、小学生の大会もハードルがあります、60mハードルっていうのが。それについて、やっぱり5レーンでいいから、5かける8、40台、購入してもらえれば全然違ってくると思うんですが、そういう予算ぐらい、50台で幾らぐらいっていうのが、ちょっと予算を調べてほしいということでは言っていましたけれども、1台どんぐらいで

購入できるかを願います。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 小学生用のハードルでございますが、1台当たりの単価といたしまして3万3千円。これが8レーンで、その小学生用だと9台必要だということでございますので、全て揃えるとなると238万円掛かると思っているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** 小学生のハードルは、これ3万3千円ってのは、多分、市のやつなんですけれども、そこまで一流はいらないんです。2級品でいいんです。今の陸上競技場の一般用のハードルも、あれも一番高いやつです。だから、2級品って言ったら悪いんですけれども、試合用が、一番安いのがありますから、そういうので、小学生のハードルもやっぱり見積もってもらえれば助かります。これも検討材料に入れとってもらえれば助かります。どうせ整備するとは言わんでしょうから、覚えとってもらって、計画に入れとってもらえれば助かります。

次に行きます。クラブハウスの建替え。これについては、市の施設がたくさんあります。それについて、やはり、市営陸上競技場はたくさんの方々、利用する。また、県大会とかが来る中で、やはりトイレも、本当、昔のトイレで古いです。それで、臭いです。昔よりちょっと臭いが良くなったんですが、お願いして。建替えについても、やっぱり計画的にしてほしいんですが、クラブハウスの建替え、今、何年経って、どれぐらいに考えているのか。また、考えていないのか。それについて、また、お答え願えれば助かります。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 市営陸上競技場のクラブハウスですが、昭和59年度に建設されまして、築38年が経過しているところでございます。建物につきましては、老朽化が進んでいるということもございますので、建物全体の改修が必要になってきているということは思っているところでございます。クラブハウスにつきましては、改修を視野に入れて検討をしていきたいというふうに考えているところでありますが、各施設の状況を見極めながら、計画的に改修できればというふうに思っているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** 是非、検討にしていってもらえれば助かります。市の施設はたくさんあります。今、使用していない施設、使用できない施設とかいろいろあります。それをやはり精査して行って、身軽にしていくほうがいいんじゃないかなっていうの、私の考えなんです。市長、この照明については、最低限、本当に必要だと思います。これから陸上競技場、このナイター陸上がもう今年で終わりますよっていうのであれば、全然構いません。ただ、今の照明施設では、本当に夜、子供たちが飛び出しても分からない状態だし、バックストレートなんかは、ホームストレート側から、誰が走っているのか分からない状態です。LED化に向けた改修も必要なんですけれども、早急にこのホームストレートだけでもいいです。今、クラブハウスに2灯だか3灯、それと、決勝点にちょっと明るくする、そんだけでいいです。全体的な、すごくいいっていうのを造らなくてもいいと思いますが、それについて、ちょっと早急に、市長としては、ほかのハードルとか、いろいろ揃えてほしいのもあり

ますが、贅沢を言いません。私もちょっとマットについては、ある企業にお願いをしようかなと思っています。寄附してくれんかというお願いもしようかなと思っています。してくれるか分かりませんが。個人でちょっといいですよっていう人もあったものですから。もし、寄附してくれるんだしたら、市長、なおすところを、また、造らないかんですけれども、それ、照明につけて、また、その寄附を受け入れるか受け入れないか、市長に最後に答弁をお願いします。

**○市長（打越明司）** 議員の陸上競技にかけるエネルギーと情熱を大変感じた質問でありました。おかげさまで、随分いろんな勉強を、執行部もみんなでさせていただいて、ハードルとか走り高跳び用マットとか、一番いいのを買えば幾らかということも、いろいろ勉強させていただきました。本格的な改修等々になりますと、先ほど霧島の例もありますけれども、霧島も何年かに1回ずつ、こうして、最新のやつで2億2,000万円。それも、いままでもう数回やっているわけですから、指宿の場合も近いうちに、その整備を随分、4億円以上の整備を使ったばかりとは言いませんけれども、使ったこともあります。そういう中で、それぞれ私も勉強させて、今の質問の中でありましたように、2級品でいいからというのはですね、なかなか2級品の見積りっていうのはなくてですね、やはりちゃんとした見積りしか取っていないのもあるんで、どのように節約をできるのかっていうのは、いろいろまた検討の余地はあるところでしょうけれども、特にクラブハウスの正面のストレートのコースについても、図面付きでいろいろ私も勉強させてもらいましたが、まだ執行部の中では意見がまとまっていないというのが正直です。非常に明るくする方法は、この全面改装から考えればそれほど大きな費用ではないと思うんですね。ストレートに簡易照明を設置して、その中に一部LEDも入れてやった場合で約500万円程度かなという見積りは貰っていますけれども、ただ、この全体の中で、ある部分を非常に明るくすると、この光と闇というのはですね、相対的な関係があるもんだから、ある部分を明るくすると、ある部分が今まで以上に暗くなるということもあって、非常にそれが効率的かつ安全かどうかということでは、いろいろまた意見が執行部の中でも、正直言って分かれているところでして、もう少し、これについては、深い議論が必要かなと。当面はリース代が13万円というのは、まあまあリーズナブルな値段だなと思いつつながら、本格的にやれば、1基当たり1,700万円とか、あるいは全体で2,000万円掛かったよとか、いろんなところを考えますと、しばらくは13万円のリースで頑張つながら、その間にちょっと検討をさせてもらえないかなというふうに、正直、思っているところです。しかし、本当に指宿がそういう県内でもいい場所として、夜間の公式な記録会を開いてもらって、それを非常にいい機会だと思っている陸上競技の卵たちがたくさんいるというふうに思っていますので、そういうところを提供している地だという自覚と責任を持って、協議をしていきたいというふうに思っていますので、もうしばらく時間をほしいと思います。

**○5番議員（東勝義）** はい、ありがとうございます。今、指宿の陸上競技場は、県下、小中学

校が本当に使っていただいております。それに対して、長距離部分しか来れない、なぜかって言ったら、やっぱりそういう施設、設備がないということで、本当は合宿もしたいんですけども、長距離部門だけの合宿に終わっている状態です。今、ナイター陸上を始めて、本当に御存じのように、強い中学生の一流選手が来るようになりました。指宿は、その部分でいけば、本当にこう陸上に向けた取組、残念ながら、部活動としては全くありません。中学生の陸上部がありません。今、我々のところも、中学生が、1議員の息子さんですけども、北中の息子さんが、今度、県の代表として陸上競技場のリレーの1走として走ります。そういう子たちがいます。また、我々も、私も、去年も日清カップ、それから、一昨年はジュニアオリンピック、U-18に出ました。16に出ました。砲丸、幅跳び、100mハードルと。そういう子たちがいます。できればそういう子たちを、市で、こういう陸上競技があるってことで、みんなで支えてもらえれば助かります。そしてまた、今言ったみたいに、照明についても前向きに検討してもらえれば助かります。

どうもありがとうございました。一般質問を終わります。

### △ 延 会

○議長（下川床泉） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は、20日に行いたいと思います。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 3時08分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 下川床 泉

議 員 西 田 義 哲

議 員 恒 吉 太 吾

# 第 3 回 定 例 会

令和4年9月20日

(第3日)

第3回指宿市議会定例会会議録

令和4年9月20日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第71号 財産の取得について

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 2 番 議 員  | 松 下 知 恵 | 3 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 4 番 議 員  | 前 原 五 男 | 5 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 6 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 7 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 | 9 番 議 員  | 田 中 健 一 |
| 10 番 議 員 | 吉 村 重 則 | 11 番 議 員 | 東 伸 行   |
| 13 番 議 員 | 井 元 伸 明 | 14 番 議 員 | 新川床 金 春 |
| 15 番 議 員 | 福 永 徳 郎 | 16 番 議 員 | 高 田 ちよ子 |
| 17 番 議 員 | 前之園 正 和 | 18 番 議 員 | 下川床 泉   |

---

1. 欠席議員

|         |         |          |         |
|---------|---------|----------|---------|
| 1 番 議 員 | 中 村 昭 二 | 12 番 議 員 | 西 森 三 義 |
|---------|---------|----------|---------|

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 市 長     | 打 越 明 司 | 副 市 長     | 有 留 茂 人 |
| 教 育 長   | 吉 元 鈴 代 | 総 務 部 長   | 下吹越 寿   |
| 市民生活部長  | 増 永 智 美 | 健康福祉部長    | 山 元 成 之 |
| 産業振興部長  | 野 元 伸 浩 | 農 政 部 長   | 寺 田 昭 宏 |
| 建 設 部 長 | 星 倉 淳 一 | 教 育 部 長   | 紺 屋 聖 一 |
| 水道事業部長  | 坂 元 一 博 | 山 川 支 所 長 | 中 島 裕 一 |

|            |        |          |        |
|------------|--------|----------|--------|
| 開聞支所長      | 山下 秀一  | 市長公室長    | 渡部 徹也  |
| 総務課長       | 山下 浩二  | 経営改善推進室長 | 木下 英城  |
| 財政課長       | 東 忠孝   | 市民課長     | 貴嶋 昌代  |
| 税務課長       | 橋口 裕一  | 国保介護課長   | 湯ノ口 繁生 |
| 長寿支援課長     | 大岩本 幸司 | 地域福祉課長   | 内村 喜代志 |
| 観光施設管理課長   | 岩林 茂樹  | 土木課長     | 東 恵一   |
| 学校教育課長     | 山下 信久  | 社会教育課長   | 村元 重夫  |
| 学校給食センター所長 | 小吉 健治  |          |        |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |       |         |       |
|-----------|-------|---------|-------|
| 事務局長      | 鮎川 富男 | 次長兼議事係長 | 池水 拓也 |
| 主幹兼調査管理係長 | 川畑 裕二 | 議事係主査   | 古川 浩仁 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（下川床泉） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（下川床泉） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、新宮領實議員及び田中健一議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（下川床泉） 次は、日程第2、一般質問を行います。

16日に引き続き、一般質問を続行いたします。

まず、高田チヨ子議員。

○16番議員（高田チヨ子） 皆様、おはようございます。公明党の高田チヨ子でございます。

さて、9月1日は防災の日であり、9月は防災の月です。相次ぐ災害から身を守るためには、日頃からの取組が大切です。防災の基本は自分の命は自分で守る、という自助です。18日から19日にかけて、台風14号が九州、そして、この指宿を直撃いたしました。最大瞬間風速70mという非常に大きな台風でした。とても怖い思いをしたのではないのでしょうか。昨日は、朝10時から夕方5時まで、1人住まいの方や、特に気になる方のお宅の見回りを行いました。倉庫の屋根が吹っ飛んだ。18日の夕方、軒先のビニールの手直しをしようとして、脚立を踏み外して腰を痛めた。また、ずっと停電で困っているという方、木が倒れてきたなど、様々でした。でも、道路は木が倒れたのであろうという感じのところがとても多いでしたが、大木は取り除かれ、通行に困らないようにしてあり、さすがだなと思うことでした。今回の台風は思っていたよりは良かったのではないかと思います。農家の皆様はさぞ大変なことだと思います。被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従い一般質問を行います。今回は、安心・安全な生活のために。

1点目に、本市の川や用水路等について。

2点目に、公共施設のトイレについて。

3点目に、放課後児童クラブについての3点について、質問いたします。

はじめに、本市には川や用水路等はどれくらいあるのか。把握されているだけでいいので、お答えください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（打越明司） 答弁に先立ちまして、今般の台風14号に関する報告をさせていただきたいと思っております。本市では、16日金曜日、議会終了後に、直ちに災害警戒本部による事前の対策

会議を開催をさせていただきました。土曜日17日の午後3時に災害警戒本部を設置し、翌18日日曜日の午前6時には災害対策本部に切り替えて、災害対応に備えていたところでありませす。次に、避難者の状況であります。17日の土曜日、午後3時に自主的な高齢者避難を発令をいたしまして、その後、特別警報が出る可能性が高いということで、午後5時には避難指示を発令をいたしました。当初、17か所の避難所を想定しましたが、状況を勘案し、その後、20か所の避難所に増やしました。結果として、18日の午後6時頃が最大408名の避難者となり、そのほか、ホテルへ自主避難した方々も3百数十名おられまして、合計では約760名の市民が避難をされたというふうに確認をいたしておりますが、その他にもまだ、公民館単位で自主避難所を設けて、そちらに避難をしたという方々も随分いると伺ってはいるところがあります。交通関係では、国道226号は日曜日18日の午前10時から翌日の午前10時50分まで、岩本平川間で全面通行止めになり、また、指宿スカイラインについても、18日から19日に掛けては通行止めになるなど、本市への交通にも大きな影響が出たところでありました。それぞれの被害の状況でありますけれども、幸いに人に関する怪我でありますとか、事故でありますとか、そういったものについては、幸いに確認をされておられません。これが一番ほっとしたところであります。具体的な農産物の被害、あるいは農業施設に関わる被害状況、あるいは農道、市道の状況については、今回は非常に倒木が多かったという印象がありますけれども、現在、その調査中であります。指宿市の指定管理施設を含めた公共施設についての被害は、建物一部の損壊、雨漏り等々ありますけれども、大変大きな災害は、幸いにも被らずに、ほとんどの施設が19日、昨日に順次、営業を再開しております。砂むし会館砂楽と唐船峡そうめん流しが、本日から営業再開という予定となっておりますこと、御報告申し上げます。詳細な被害状況が分かりましたら、また、議員の皆さんにも御報告をさせていただきたいと思っております。

それでは、答弁に入りますが、高田議員から、川や用水路についての御質問をいただきました。本市の河川の数につきましては、県管理の2級河川が5河川、市が管理する準用河川と普通河川及び水路が51河川となっており、全体で56河川であり、延長は約85kmとなっております。また、用排水路につきましては大小あり、その全てについて把握はしていませんが、畑かん区域内にあります排水路につきましては、66路線、延長で約50kmとなっております。

**○16番議員（高田チヨ子）** それでは、2回目からの質問に入ります。

本市には、56河川と用水路が66路線あるということでした。それでは、安全性についてお伺いいたします。本市の川や用水路はいろんな場所にあると思っておりますが、安全な場所にあると思われませんか。安全対策を万全にすることが大事ではないでしょうか。なぜ、このような質問をいたしますかと言いますと、実は、7月に上野の御高齢の方が、利永にある用水路に落ち、お亡くなりになったという痛ましい事故がありました。認知症の方で、深夜徘徊をさ

れ、畑地の横を通っている用水路に落ちたということですが、草が生い茂っていたため、発見されるまで2日かかったということでした。普通、考えると、畑地だと他人の土地だということが分かります。でも、認知症の方や小さいお子様だと、他人の土地だということが分からずに入ってしまうことがあるのではないのでしょうか。そこでお伺いいたします。このような畑地の横を通っているような用水路なども、危険な箇所はたくさんあると思います。道路に面しているところだけでなく、畑地など、危険な箇所についても、地権者の了解をもらいながら、安全対策をすることが大事ではないかと思います。このことについて、どのようにお考えか、お伺いいたします。

**○建設部長（星倉淳一）** 川や用水路などの安全性について、御説明します。全国的にも用水路や排水路などの水路に転落して命を落とすなど、痛ましいニュースを耳にしているところがあります。特に夜間は、水路等において場所の特定が困難なことから落下の危険性があり、特に子供や高齢者は、更に危険性が増すと考えられております。このようなことから、安全性につきましては、今後も定期的に巡回点検を行うとともに、地域の方々からの情報提供を基に現地確認を行い、危険箇所の把握に努めていくことが重要であると考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** ありがとうございます。巡回点検を行ったり、危険箇所の把握に努めるという答弁でした。それでは、柵の設置など、今後の対策等については、どのようにお考えになっているのでしょうか、お伺いいたします。

**○建設部長（星倉淳一）** 柵の設置と今後の対応について、御説明します。設置されている柵につきましては、市道にはガードレールが、水路には転落防止柵や転落防止ネットなどの種類があります。今後の対応としましては、危険箇所の把握に努め、交通安全施設整備工事等の事業により、危険箇所への新設を行ってまいります。また、現在設置されている柵につきましても、老朽化や変形している箇所は、順次、交換を実施してまいりたいと考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** ありがとうございます。是非、命を守るという観点からも、とても大事なことで、市民の皆様の命を守るために、安全対策を十分に取ってほしいと思います。よろしくお伺いいたします。

それでは、2点目の公共施設のトイレについて。特に男性トイレについてお伺いいたします。なぜ、女性の私が男性トイレのことを、と思ったんですけれども、実はですね、男性トイレ、見たことがありませんので、どういうふうになっているかは分かりません。でも、公明新聞に、男性トイレにサンタリーボックスを設置したという記事が載っていたんです。え、なんで。男性トイレって、サンタリーボックスは設置されていないの、と思ったところでした。女性トイレには普通に設置されてあるので驚きでした。そこで、お伺いいたします。男性トイレにはサンタリーボックスは置いていないのでしょうか、お伺いいたします。

**○総務部長（下吹越寿）** 男性トイレへのサンタリーボックスの設置の状況でございますけれど

も、本市におきましては、ふれあいプラザなのはな館や指宿庁舎の一部の男性トイレにサニタリーボックスを設置しておりますけれども、ほとんどの男性トイレは設置されていない状況でございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** ほとんどの男性トイレにサニタリーボックスは置いていないということでした。私もこのことを公明新聞で見てから、いろんな方に聞いてみました。確かに、男性トイレには設置されていないということが分かりました。そこで、必要なのかも聞いてみました。すると、普段は必要ないけれども、今、前立腺がんとか、いろんな病気をすることがあります。そうしたときに、尿パッドを使ったり、おむつをはめたりとか、いろんなことがあるのではないかと。そういう尿パッドなどを使用したときに、必要になるのかもしれないということが分かりました。そこで、お伺いいたします。男性トイレにサニタリーボックスを設置するという点について、どのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

**○総務部長（下吹越寿）** 今回の議員の御提案を受けまして、男性トイレへのサニタリーボックス設置につきまして調査いたしましたところ、やはり前立腺がんやぼうこうがんを患った方々がトイレで尿漏れパッド等の処分に大変苦慮しているということが、全国的に報告されているようであります。本市につきましては、公共施設の男性トイレへのサニタリーボックスの設置につきましては、指定管理施設や学校といった教育施設もございしますが、他市の状況等も踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 今、前向きな答弁をいただいたところですが、このことについて、市長はどうお考えでしょうか。費用もさほど掛からないと思いますが、是非、早めに、早急に設置してほしいと思います。男性トイレにサニタリーボックスを設置するという点について、市長のお考えをお伺いいたします。

**○市長（打越明司）** 議員の質問をいただいた上で、調査をさせてもらいましたけれども、指宿市内の公共施設としては、男性の個室のトイレですね、数が全部で55か所ほどであると。しかし、それ以外にも学校の施設であるとか、指定管理者が持っているところなど、ほかにもありますので、箇所数としてはもっとありそうですけれども、なるほど、言われてみると、私も前立腺がんを患った方、あるいはその前に検査がありますけれども、あの検査を受ける方々、いろんな方々からそういった病気をされた方々は、ちょっと尿漏れが起きやすくなっているか、少し鈍感になる、よく分からなくなってしまうというような話を聞きます。そのおかげで、外に出掛けたくなくなったというような話もよく聞きますし、場合によっては、今、人工肛門を付けている方々もおられますけれども、そういった方々も含めて、個室内では、いろいろな対応が必要だなということを感じました。費用については、今、お話のとおり、それほど大きな費用が掛かるわけではありませんので、やるならもうしっかりやろうというつもりでおりますので、費用も含め前向きに検討させていただきたいというふうに思い

ます。

**○16番議員（高田チヨ子）** はい、ありがとうございます。是非、お願いしたいと思います。

それでは、3点目の小学校の敷地内に開設されている放課後児童クラブについて、お伺いいたします。まず、現状のほうからお伺いいたします。昨年度の指宿児童クラブ、山川児童クラブの登録児童者数などの実績について、お伺いいたします。

**○健康福祉部長（山元成之）** 昨年度の指宿児童クラブ、山川児童クラブの実績につきまして、お答えいたします。市では、令和3年4月に公設民営の放課後児童クラブとして、指宿小学校敷地内に指宿児童クラブを、山川小学校敷地内に山川児童クラブを整備いたしました。運営につきましては、市の委託を受けた事業者に運営いただいているところでございます。令和3年度の二つの児童クラブの事業実績を申し上げますと、指宿児童クラブにおきましては、年間291日開所しており、登録児童が20名、延べ1,443名の児童が利用しております。1日平均利用で申し上げますと5名の利用でございます。また、山川児童クラブにおきましては、年間297日開所しており、登録児童が43名、延べ4,074名の児童が利用している状況でございます。1日平均で申し上げますと14名の利用となっております。

**○16番議員（高田チヨ子）** それでは、次に、課題についてお伺いいたします。課題の一つとして、昨年度は指宿児童クラブの実績は利用者が少なかったように感じていますが、その原因は何だったのでしょうか。また、その対策はどうしたのでしょうか。そして、山川児童クラブのほうはどうだったのでしょうか。併せてお伺いいたします。それと、ほかに課題になるようなことがあったのでしょうか。あったとしたら、お知らせしていただきたいと思いません。また、課題改善のために、アンケート調査等もしているのでしょうか、お伺いいたします。

**○健康福祉部長（山元成之）** 令和3年度の指宿児童クラブの登録児童数は、定員40名に対し半分の20名でございました。定員に満たなかった要因としまして、新規で入所したい方への周知不足や、これまで他の児童クラブへ入所している方への周知不足もあったのではないかと考えております。今年度の登録児童数を増やすための取組、強化策としまして、広報紙への掲載や学校を訪問し、児童クラブの申し込み案内や募集チラシなどを配布していただくなど、周知を図ったところでございます。なお、山川児童クラブに関しましては、登録児童数が定員を超えていることから、安定的な運営がなされていたと考えております。そのほか、施設管理者や保護者から、大きな課題や要望等につきましては、特段、寄せられていないところでございます。また、改善のためのアンケート調査等につきましては、昨年はそれぞれの児童クラブにアンケートを実施してもらったところです。今後は、市でもアンケートを実施し、保護者からの要望や課題等の改善につなげ、安心して利用しやすい児童クラブにしていけたらと思っております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 指宿児童クラブは利用者数が少なかったけれども、山川児童クラ

ブは定員を超えていたということでした。どこに理由があったのか。また、これからそのことも考えながら、頑張っていたきたいと思います。

それでは、登録児童数を増やすために、それ以後、いろいろな取組をしたと思います。実は、夏休み期間中に、私はこの指宿児童クラブに見学に行っていました。子供たちがボール遊びをしていたり、部屋の中で楽しそうに遊んでいました。とても、ああ、いい風景になって、子供たちはとても喜んでいるんじゃないかな、児童クラブができてよかったな、そういうふうに思ったところでした。そこで、お伺いいたします。今年度の登録児童数の現状について、お伺いいたします。

**○健康福祉部長（山元成之）** 令和4年7月現在、指宿児童クラブは登録児童が53名、これまで97日開所し、延べ1,811名の児童が利用しているところでございます。今年度は、年間294日開所予定で、延べ5,433名の児童が利用すると見込んでおります。山川児童クラブにつきましては、登録児童が55名、99日開所し、延べ2,625名の児童が利用しております。今年度は年間297日の開所予定で、延べ7,875人の児童が利用すると見込んでおります。1日平均で申し上げますと、指宿児童クラブは5名から19名へ、山川児童クラブにつきましては、14名から27名へ、両児童クラブとも大幅に利用する児童が増えているところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** はい、ありがとうございます。今の答弁を聞きますと、指宿児童クラブは5名から19名、そして、山川児童クラブは14名から27名になったということで、本当に今年はたくさんの児童が利用されたんだということが分かりました。とても安心いたしました。ただ、放課後児童クラブができたところはいいけれども、丹波小学校や柳田小学校、また、ほかの小学校の方たちは、困っている方がいらっしゃるのではないだろうかと心配されている声をお聞きしたところです。そこで、お伺いいたします。丹波小学校や柳田小学校では、放課後児童クラブの利用人数が少ないと聞いています。各小学校の登録人数や登録率が分かっていたら、教えていただきたいと思います。お伺いいたします。

**○地域福祉課長（内村喜代志）** 市から委託を受け運営している14の放課後児童クラブの登録児童数で申し上げますと、令和4年5月1日現在の市全体の小学生1,886名のうち、登録児童数は473名、登録率は25%となっております。学校別の登録人数と登録率で申し上げますと、指宿小学校が84名で25%、魚見小学校が22名で21%、柳田小学校が69名で18%、丹波小学校が111名で22%、今和泉小学校が22名で28%、池田小学校が9名で38%、山川小学校が111名で33%、開聞小学校が38名で32%、川尻小学校が7名で18%という状況でございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** 指宿児童クラブや山川児童クラブは、小学校に設置されたことにより、利用する児童数が増えているということです。柳田小学校や丹波小学校など、学校に設置されていない各小学校に放課後児童クラブを設置すれば、保護者からも喜ばれると思いますが、今後、児童クラブを拡充していくお考えはないか、お伺いいたします。

**○健康福祉部長（山元成之）** 放課後児童クラブは放課後児童健全育成事業として、平成10年に

始まりました。労働等により、昼間、保護者のいない児童に、放課後、適切な遊び場、生活の場を与えることで、児童の健全育成を図ることなどを目的に開始されております。議員が言われるように、放課後児童クラブは小学校の敷地内にあったほうが安全・安心面で、また、保護者や児童のためにも喜ばれると考えております。しかしながら、先ほど申し上げましたように、平成10年の事業開始当初は学校に余裕教室などがなかったなどから、保育所や幼稚園敷地内に新たな施設を建てていただくなど、保育所等に協力をいただきながら、放課後児童クラブをスタートさせた経緯がございます。ところが、年々出生者数も減少してまいりました。同時に、子供の数も減ってきております。その中で、小学校敷地内への新たな放課後児童クラブの拡充につきましては、地域における児童数の推移や今後の需要動向等を踏まえ、慎重に検討する必要があると考えております。今年度は、令和2年3月に策定した、本市における子育て支援の羅針盤でございます、子ども・子育て支援計画の中間見直しの年でございます。その中間見直しの中で、アンケートによる需要動向調査や、子ども・子育て会議におきまして、委員の御意見をお聴きしながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 慎重に検討するという答弁でした。

それでは、小学校の児童数は、だんだん少なくなってきているので、教室が空いてきたのではないかと思います。空き教室はないのでしょうか。子供たちの安心・安全の面からも考えてほしいと思います。以前、私は薩摩川内市に視察に行ったことがあります。薩摩川内市では、全ての小学校に放課後児童クラブが設置されていました。その指導者にお聞きしたところ、子供たちが安心して、学校が終わったらこの児童クラブにみんな喜んで来ますよって。お母さんたちもとても安心していますよっておっしゃったのを覚えています。こうして安心して子供を預けることができることから、薩摩川内市では、小学校にこの児童クラブを作って良かったと、とても喜ばれているとお聞きしたところ。本市でも空き教室を利用して、児童クラブを設置するお考えはないのでしょうか、お伺いいたします。

**○教育部長（紺屋聖一）** 小学校の空き教室の状況でございますが、学級数の減少により、普通教室として使用しなくなった教室は、英語教室や算数教室といった特別教室や少人数教室など、指導方法の多様化に対応した教室として利用していることから、小学校に空き教室はないところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** 今、小学校のほうは、空き教室はほかのいろんな形でそこを使っているということが分かったんですけども、それであれば、ほかに何かできることはないのかな、そういうふうに思います。薩摩川内市でも、全てが学校に作っているわけではなく、学校の前のお家をお借りして、そこで児童クラブをしている、そういうところもありました。また、学校の校庭内にプレハブを造って、児童クラブを作った、そういうところもありまして、全ての学校が児童クラブは学校の近辺というか、そこに作ってありますよという

返事があったところです。

それでは、市長にお尋ねしたいんですけども、この放課後児童クラブについては、保育園とか幼稚園で、現在やっているところですね。実際のところは、できれば小学校で児童クラブができればありがたいという、保育園の園長先生からの声もお聞きしているところですね。理由は、学校にお迎えに行く時間が重なり危ないということでした。その上、保育園や幼稚園に行かなかった子供は預かってもらえない。中には、自分のところの保育園に来たことがない子でも預かっているという保育園もあるようではありますが、ほとんどが幼稚園、保育園に行っていない子は預かってもらえないという現状でございます。市長、この放課後児童クラブ、薩摩川内市のように、各小学校に設置できたらいいなと思うんですが、全てというわけにもいかないと思いますので、できるところからでいいですので、前向きにお考えいただけないでしょうか、お伺いいたします。

**○市長（打越明司）** 高田議員の思いは受け取りました。昨年から今年にかけて、取組を強化して、登録児童数が旧指宿であれば約4倍に、そして、十分、定員以上を活用されていた山川においても2倍に増えたということで、まだ活用したい児童数は、潜在的にはあるんだなということは、我々も受け止めているところであります。ただ、設置をしてきたこれまでの経緯もありますから、やはり子供たちは自分が卒業した保育園とか幼稚園というのは、過ごしやすいと言いますかね、また、よく知っている先生もいますし、そういったところを活用してきたということもあって、できればその民間の力と、市の力と、両方が上手く利用されるのが最も望ましいのかなというふうには感じているところであります。今後、その今の活用状況は、少しずつ増えてきており、特に今、預けている方々の大きな不満というのは届いていないところでありますけれども、その運用の在り方についても、いろんな声に耳を傾けながら、いい放課後児童クラブの運営をしていきたいと思っております。ちなみに、そういう子供たちを預かる方々から、僕自身がよく届いている声は、むしろ保育士を育てる学校を市に造ってくれんかということですね、保育士が非常に不足していると。子供たちを、いろんな意味で見守る仕事に就く方が非常に減ってしまっていて、そちらの人手不足を心配されている声も随分あるようであります。余計なことではありますが、付け足しておきたいと思っております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 市長、ありがとうございます。前向きに考えていただきたいなと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。保育士の問題も、併せてお考えいただいております。よろしくお伺いいたします。

それでは、最後、自分には力がないなどと思っただけではない。全ての人に自分しかできない使命がある。何かの才能がある。自分を信じ抜くのだ。使命ある限り、大いなる理想に向かって進んでいくのだとありました。私も、愛する指宿市の発展、市民の皆様のために、一生懸命頑張ろう、そういうふうに思ったところです。

以上で終わります。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時51分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、松下知恵議員。

○2番議員（松下知恵） おはようございます。2番、幸福実現党、松下知恵です。台風14号の影響、被害を受けた方々には、心からお見舞い申し上げます。

今日は9月20日、子供たちも2学期が始まり、夏休み気分が抜け、学校生活を楽しく送っている頃でしょう。私も4人の子育てをしまいいりました。そして、いつも子供たちが朝、元気に行ってきますと出て行き、夕方、ただいまと帰って来ることが、当たり前ではなく、その間、学校で、幼稚園、保育園で先生方やたくさんの方々に愛され、育てていただいているんだと感謝していたことをふと思い出しました。当たり前のことが当たり前であるためには、たくさんの方々の努力に支えられているのが社会なんだと感謝しつつ、政治においては当たり前のように国から下ろされてくる政策に、本当にそれは正しいことなのかと考えることも大事なのではと思います。

それでは、通告に従い、質問をさせていただきます。

まず、一つ目の質問は、生活保護についてです。厚生労働省のまとめによりますと、新型コロナの影響が長期化する中、国の生活保護の申請件数は2年連続増加となり、過去最多の水準で高止まりしているとのこと。その中でも、新型コロナ禍で仕事を失うなどした現役世代の受給者が増えているそうです。本来は支える側の現役世代の受給が長引けば、社会の影響は大きいと思われます。指宿市における生活保護の現状をお聞きしたいと思います。

1回目の質問として、生活保護受給の条件について、お伺いいたします。生活保護を受給するための要件と種類、扶助を教えてくださいたいと思います。

二つ目の質問は、マイナンバー制度についてです。平成25年5月に社会保障税制度の効率性、透明性を高め、利便性の高い公平・公正な社会を実現しようとするを目的として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が成立されました。その後、平成27年10月に法律が施行され、平成28年1月からマイナンバー制度が本格的にスタートしています。そのマイナンバー制度の概要と、市におけるこれまでの取組について、お伺いいたします。

まず、第1回目の質問として、マイナンバー制度の概要について。これまで何度も聞かれていますと思いますが、改めてもう一度、その概要についてお聞きしたいと思います。

これで、私の1回目の質問を終わります。

○市長（打越明司） 松下議員から、マイナンバー制度の概要について、質問をいただきました。マイナンバー制度は国民の利便性を高め、行政を効率化し、公平・公正な社会を実現す

るための社会基盤であり、複数の機関に存在する個人の情報が同一人物の情報であることを確認するために、マイナンバーを活用しているところであります。また、マイナンバーの利用範囲というのは、法律に規定された社会保障、税、災害対策の3分野の事務に限って利用されるとされておりまして、国や地方団体の全ての事務にマイナンバーを利用するということとはございません。このマイナンバー制度の導入により、市役所をはじめとした各公的機関の手續に必要な課税証明書や住民票の写しなどの添付書類が一部不要となるなど、行政手續が簡素化されて、市民の負担が軽減をされているところであります。

残余の質問については、関係部長に答弁をさせます。

**○健康福祉部長（山元成之）** 生活保護受給の要件につきまして、お答えいたします。生活保護は国の定めにおいて、生活保護の受給を希望する方が資産や働ける能力など、全てを活用してもなお生活に困窮する場合に、生活の困窮の状態に応じて必要な生活保護を行い、健康で文化的な生活を送れるよう最低限度の補障を行い、将来的に自立を助長する制度でございます。このようなことから、生活保護を受給するためには、申請していただいた書類等について慎重に調査を行い、あらゆる収入を合わせても国の基準である最低生活費に満たない人に、その差額が支給金額として決定されます。また、保護の種類につきましては、衣、食、その他日常生活の需要を満たすための生活扶助、義務教育を受ける子供の教育費に充てるための教育扶助、住む場所を確保するための住宅扶助、病気などの治療のため、医療機関等にかかるための医療扶助、要介護・要支援と認定された場合の介護扶助、生活保護を受けている人の妊娠に伴う出産扶助、高校進学や世帯の収入増加のための資格取得費などの生業扶助、葬儀のための葬祭扶助の合計八つの扶助があり、要保護者の必要に応じて支給されております。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。では、もう一度なんですけれども、生活保護の申請から決定までの流れを教えてくださいと思います。

**○健康福祉部長（山元成之）** 生活保護の申請につきましては、相談者の状況を把握した上で、制度の活用等についての助言を適切に行います。その上で、生活保護の仕組みについて十分な説明を行っております。そして、保護申請の意思を確認して、申請書一式を交付し、手續についての助言を行っているところでございます。その後、申請のあった日から、原則14日以内に、預貯金などの資産調査や実地による訪問調査など、必要な調査を行い、保護が必要かどうかを判定いたしております。

**○2番議員（松下知恵）** 申請から決定までの中で、職員によるきちんとした説明や、その都度、申請者に合わせた助言などもされ、厳正な調査をなされた上での決定ということですね。ありがとうございます。

では、現在の受給者数について、各年代の男女別でお伺いいたします。

**○健康福祉部長（山元成之）** 9月1日時点での生活保護受給者数は336人となっております。そ

のうち、稼働年齢層と呼ばれる15歳以上64歳未満の受給者は、男性が63人、女性が32人、合計95人で、全体の約28%でございます。

**○2番議員（松下知恵）** はい、ありがとうございます。

では、母子世帯などあると思いますが、世帯累計ごとの世帯数を教えていただきたいと思っています。

**○地域福祉課長（内村喜代志）** 7月末現在での世帯累計につきまして、65歳以上の者のみで構成されている高齢者世帯が210世帯で全体の約70%を占めております。そのほか、現に配偶者がいない65歳未満の女性と18歳未満のその子だけで構成されている母子世帯が5世帯、世帯主が障害者加算を受けているか、身体や知的障害者等の心身上の障害のために働けない者である障害者世帯が29世帯、世帯主が入院しているか、在宅患者加算を受けている世帯、又は世帯主が疾病のため働けない者である傷病者世帯が45世帯、その他世帯が13世帯となっております。

**○2番議員（松下知恵）** はい、ありがとうございます。先ほどの答弁にもあったんですけども、生活保護制度の趣旨を調べてみると、最後に、自立を助長することを目的としますが、実際、稼働年齢層と呼ばれる15歳以上64歳未満の受給者は男性が63人、女性が32人、合計で95人いらっしゃるということですが、その中で、今後、健康で働くことが可能と思われる方はどのぐらいいらっしゃるのか、お聞きいたします。まず、新型コロナウイルス感染症の影響で仕事をなくされて、生活保護を受給されている方はいらっしゃいますか。

**○健康福祉部長（山元成之）** 新型コロナウイルス感染症が発症してから2年以上経過し、本市におきましても、社会活動や経済活動に大きな影響を及ぼしております。市民の方の生活面におきましても、大変心配しておりますが、現時点で新型コロナウイルス感染症の影響で仕事を失い、生活保護を申請したり受給している方はいないところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。国としてはそういう世代が増えているということでしたが、指宿市としては、例えば職を失っても、自力で働く場所を探して働いているということでしょうか。遅しく、素晴らしいことだと思います。

では、生活保護受給者で、今後、働くことが可能と思われる方がどのぐらいいらっしゃるか、お聞きいたします。

**○健康福祉部長（山元成之）** 市としましては、病気などにより働くことができない方もいらっしゃると思っておりますが、一方では、支援をすることで就労による自立が可能になるのではないかとと思われる方もいらっしゃいます。そのようなことから、被保護者の病状調査や病院からの要否意見書などの状況を把握し、就労が可能な方につきましては、ハローワークや関係機関と連携するなどして、被保護者に応じた就労支援を行っており、生活保護からの脱却に向けて、可能な限り就労等による自立を支援しているところでございます。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。生活保護からの脱却に向けて、可能な限り就労等による自立を支援しているということですが、その自立支援の取組について、お伺いいたします。支援内容を教えてください。

○健康福祉部長（山元成之） 福祉事務所におきましては、被保護者に対しまして、自立支援の人的支援として、就労による自立を目的とし、支援員による就労に関する相談、助言、ハローワークへの同行支援を実施しております。また、ハローワークと福祉事務所が連携したチーム支援として、生活保護受給者と就労自立促進事業などにも取り組んでいるところでございます。一方、財政的支援としまして、新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯のうち、県社会福祉協議会が実施してまいりました、緊急小口資金や総合支援資金の貸付が終了した世帯に対しまして、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金も支給しております。この支援金は、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には、円滑に生活保護の受給へつなげるために支給するものであります。

○2番議員（松下知恵） はい、ありがとうございます。福岡県においては、リーガルエイドプログラムという生活保護受給者や自立支援対象の生活再建支援のため、弁護士が無料で月1回、市役所へ巡回法律相談をする事業を行っているそうです。多重責務や離婚、DV、経済的虐待など、問題を抱え、途方に暮れている方もいらっしゃるのではないのでしょうか。そういう法的な支援もあれば、生活を再建するための一助となるのではないかと思います。指宿市においても検討されてみてください。

では、先ほどの答弁の中にありました、市が支給している新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の受給者数を教えてください。

○健康福祉部長（山元成之） 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金は、令和3年7月から申請受付が始まり、令和3年度の受給世帯数は20世帯でございました。令和4年度は8月末現在で7世帯に支給しております。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。現在、政府予算の最大歳出項目は社会保障関係です。指宿市もそうであるように、地方政治においても社会保障の占める割合は非常に大きいと言えます。今後、少子高齢化が深刻になるにつれ、医療や介護の費用も年々増加してきます。社会保障に無制限に公金を投じる流れには、どこかで歯止めをかけなくてはなりません。手厚い福祉とは聞こえはよいですが、それは単なるばらまきであり、将来の国家破綻、生活破綻を招くのではないのでしょうか。そうならないためにも、日本本土最南端の小さな指宿市ですが、この指宿市から変えていきたいと思っております。自立支援とは、喉が渇いている人に水だけを与えるのではなく、井戸の掘り方を教えることだと思います。まずはやはり、自分たちで仕事を組み立ててやっていけるように、食べていけるように指導していかないといけないと思います。自分でやれることは自分でやって、自分の足場を固めて、自分が生きていける力をつけてこそ、家庭も営めれば、自由な意見も発言できるし、社会人として

一人前に認められる、そういう世界が当たり前なんですよということを知ってもらいたいと思います。ケネディ大統領の言葉にもあります。福祉の理想は十分に収入のある仕事を保障することだと。額に汗して働くとはすばらしいことです。働いて収入を得る、そして、市には税金が入ってくる。例えば、月に5万円受給されていた保護者の方がしっかり働けるようになると、年間60万円。こういう方が10人いらっしゃると年間600万円、予算が削られることになり、税金も入ってくる。こんな出づるを制す方法もあるんじゃないでしょうか。実際はこんな単純なことではないとは思いますが、でも、保護者、受給者の方が働くことにより、少しでも社会の一員としてお役に立てる喜びを味わっていただけるなら、微力ながら、私も自立支援のお手伝いをしたいと思っております。

今回、生活保護について、調べれば調べるほど、職員の方々の御苦勞が見えてきました。その担当職員のサポートについて、お伺いいたします。市役所職員は定期的に人事異動がありますが、初めてケースワーカーになった職員へのサポートはどうしているのでしょうか、お伺いいたします。

**○健康福祉部長（山元成之）** 生活保護の担当職員に限らず、市職員は定期の人事異動で初めての部署に異動することがありますが、前担当者からの引継書を参考に勉強したり、分からないことは同じ係員に聞いたり、参考図書を研さんするなどしながら、業務を覚えているようです。また、同僚職員がシステム操作のサポートをするなどして、負担の軽減を図ったりしております。地域福祉課援護係への異動となり、ケースワーカーになった職員へは、県主催で県社会福祉協議会が開催する新任ケースワーカー研修会が年5回ほど開催されますので、受講していただき業務を遂行してもらっております。また、被保護者宅への訪問等につきましては、同僚ケースワーカーが同行するなど、係内でサポート体制をとっているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。生活保護受給者には様々なケースがあり、担当職員は精神的にもきつい仕事だと思います。市として職員へのサポートはどのようにしているか、もう一度お伺いいたします。

**○総務部長（下吹越寿）** 生活保護の担当職員を含め、全職員へのメンタルヘルスケアとしまして、健康に不安を感じている職員や慢性的な長時間労働の職員を対象に、産業医による健康相談や臨床心理士によるカウンセリングを定期的実施しております。また、全職員を対象に、毎年実施しているストレスチェックテストで、高ストレスと診断された職員へのフォローや職場環境の改善、健康管理講演会を実施しているところでございます。今後もこれらの対策を通して、職員のメンタルヘルス不調の未然防止と、職場環境改善に努めてまいりたいと考えております。

**○2番議員（松下知恵）** はい、ありがとうございます。ある調査研究でも、生活保護の職員は他の部署に比べてメンタルヘルスに課題を抱えている人の割合が多いということが明らかに

なっているそうです。指宿市の職員の方々が心も体も健康で、仕事に従事できるよう、今後もサポートをお願いいたします。

保護受給者の中には、一見、健康そうに見えても、健康上の都合などで働きたくとも働けないという方も、また、様々な状況の中で可能な限り働いている方もいらっしゃるということを、市民の皆様も、是非、御理解していただきたいと思います。また、生活保護受給者の方々は、今の生活が当たり前ではなく、多くの方々に支えられているからこそ、自立に向けて努力してほしいと願っております。もちろん、一生懸命頑張っている方もいらっしゃることは存じております。お互いが理解し合えば、きっと優しい気持ちになれると信じています。そんな温泉のように温かい指宿を目指しましょう、私も努力していきます。

では、二つ目のマイナンバー制度について、2回目の質問をさせていただきます。先ほど、市長より回答していただきました。市民の負担が軽減されるということは理解できました。行政側におきましても、効率的な情報の管理、迅速な処理を行い、行政運営の効率化が図れると思われませんが、実際に当初の目的どおりに進んでいるのか。市におけるマイナンバーカードの普及促進に対するこれまでの取組について、お聞きしたいと思います。

**○市民生活部長（増永智美）** 本市におけるマイナンバーカードの普及促進の取組についてでございます。平成28年1月から、マイナンバーカード交付開始に伴い、普及促進に取り組んでおりますが、令和3年度からは、新たにマイナンバー推進係を設置し、さらに普及促進に取り組んでいるところでございます。具体的な取組としましては、マイナンバーカード時間外窓口の設置、事業所や自治会、学校等へ出向く出張申請、各種イベント会場でのチラシ配布や申請受付などがございます。また、マイナンバーカードの申請方法には、交付申請書を使用しました郵便申請、スマートフォンなどからのオンライン申請がありますが、市では、窓口で写真を無料で撮影し、申請するサポートも行っております。申請手続きにかかる時間は約10分ほどで、カードは申請してから約1か月後に窓口でお受け取りいただけます。なお、申請時に顔写真付きの身分証明書と通知カード、若しくは健康保険証を提示していただくことで、市役所に来ることなく、書留郵便で受け取ることができます。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。マイナンバーカードの申請手続きが煩雑で面倒くさいのではという声も多々聞いております。今の丁寧な答弁で、市民の理解も進んだと思われれます。国は導入の成果を高めようと、子育て支援や保健医療関係にマイナンバーを積極的に活用するように自治体に呼び掛けていますが、自治体の取組には温度差があり、カード利用の取組も、国の思惑どおりには進んでないと思われれます。そこで、マイナンバーカードの年代別の交付率についてお聞きいたします。マイナンバーカードの国・県・市の交付率と、市における年代別の交付率はどうなっているのでしょうか、お聞きいたします。

**○市民生活部長（増永智美）** 総務省が公表しております、令和4年8月末現在のマイナンバーカードの交付率は、国は47.38%、県は45.84%、市は41.47%となっております。また、本市

の独自集計にはなりますが、令和4年8月末現在の本市における年代別の人口に対する交付率は、20代が46.34%と最も高く、次いで30代、70代、60代の順になっているところがございます。

**○2番議員（松下知恵）** ただいまの答弁からも伺えるように、交付率が国・県・市とも50%に至っておりません。マイナンバーカード制度が開始されてから6年余り経過し、マイナポイントの付与等を行っているにも関わらず、取得が進まないのはなぜだと思われませんか、お伺いいたします。

**○市民課長（貴嶋昌代）** マイナンバーカードがなかなか普及しない理由として、まず一つ目に、マイナンバーカードから個人情報漏えいするのではないかと懸念されている方が多いと言われております。マイナンバーカード自体にはプライバシー性の高い個人情報は記録されないほか、偽造防止のための様々なセキュリティ対策が施されておりますが、このような対策の仕組みが十分に周知されていないことから、取得を敬遠しているためではないかと思われれます。二つ目に、国が行政のデジタル化を進めていこうとしておりますが、まだマイナンバーカードを利用したオンライン申請の拡充がなかなか進んでいないことから、メリットを感じにくいようです。三つ目に、単純に申請手続をするのが面倒だということなどが理由として考えられます。マイナンバーカードは顔写真を撮影して申請しなければ取得できませんし、カードが出来上がるまでに1か月ほどかかり、また、受取りは必要書類を揃えて、申請者本人が市役所へ足を運ぶ必要があるため、申請手続を煩わしく感じている方もいらっしゃるかと思います。四つ目に、マイナンバーカードを取得しなくても行政サービスが受けられるため、取得の必要性を感じない方がいらっしゃるようでございます。

**○2番議員（松下知恵）** はい、ありがとうございます。先ほどの答弁の中で、御高齢の方の交付率が意外と高いのは、身分証明書として役立つという理由がよく挙げられます。今の答弁にもあったように、それ以外には所持のメリットがあまりない、さほど必要性を感じないという方が多いように、私も感じております。しかし、政府は現在、導入効果ばかりを宣伝し、マイナンバーカードの普及を進めておりますが、本当によいことばかりなんでしょうか。そこで、行政側及び住民側にとって、それぞれのメリット、デメリットについてお聞きいたします。

まず、行政側及び住民側にとって、マイナンバーカードを取得することのメリットにはどのようなものがあるか、教えてください。

**○市民生活部長（増永智美）** マイナンバーカードは、公的な身分証明書として活用できるほか、今年度導入予定のコンビニ交付サービスや、今後、スマートフォンなどで行えるオンライン申請の拡充により、行政にとっては窓口業務の効率化という点が、また、市民の方にとりましては、市役所に足を運んで手続をする必要が少なくなるという点もメリットになると思います。また、事前申込みが必要となりますが、マイナンバーカードは健康保険証

としても利用できるようになっており、就職や転職、引っ越しをしたときも、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるため、健康保険証の切替手続中でも受診が可能となっております。

**○2番議員（松下知恵）** はい、ありがとうございます。

では、マイナンバーカードを取得することでのデメリットにはどのようなものがあり、その対策としては、どのようなことが挙げられますか、お伺いいたします。

**○市民生活部長（増永智美）** デメリットについてです。行政のほうには、特にございませんが、市民の方には、マイナンバーカードの紛失等により、住所、氏名、生年月日、性別、マイナンバー、写真などが第三者の目に触れてしまうという可能性はあります。このことの対策としまして、マイナンバーカードにはセキュリティ対策が施されているため、マイナンバーカードを拾得した第三者がなりすましの手続などに利用することはできなくなっているところでございます。また、マイナンバーカードの有効期限到来に伴う手続や、5年に1回発生するマイナンバーカードの暗証番号の更新手続のために市役所へ足を運ぶ必要があることから、煩わしさを感じる方もいらっしゃるようです。しかし、これらの手続は、マイナンバーカードの安全性を担保するための対策でもあり、市としては、マイナンバーカードの時間外窓口を設置し、通常の開庁時間以外でも申請交付の手続が行えるよう、便宜を図っているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。

では、市の情報セキュリティに問題はないのか、お聞きしたいと思います。マイナンバーカードにはどのようなセキュリティ対策が施されているのか、お聞きいたします。

**○市民生活部長（増永智美）** マイナンバーカードに搭載されておりますICチップには、住所、氏名、生年月日、性別、マイナンバー、顔写真等の必要最低限の情報のみ記録されております。税や年金、預金残高、薬剤情報の履歴など、プライバシー性の高い個人情報は記録されていないところでございます。また、ICチップを利用するためには、暗証番号の入力が必要であり、一定回数間違えるとロックが掛かるほか、ICチップから不正に情報を読み取ろうとした場合には、チップが壊れる仕組みになっております。

**○2番議員（松下知恵）** 税や年金、預金高、薬剤情報の履歴など、プライバシー性の高い個人情報は記録されておられません、と答弁いただきましたが、おっしゃるように、現段階ではカードを作っただけという方が多いと思われれます。しかし、政府は健康保険証、免許証、銀行口座など紐づけを推奨しております。そうすると、今後、あらゆる個人情報が搭載されかねなくなると思われれます。先ほどのマイナンバーカードの取得が進まない原因として、一番に個人情報が漏えいするのではないかと懸念されている方が多いと答弁していただきました。やはり、一番のデメリットは紛失や盗難の場合の情報漏えいの問題ではないでしょうか。もし、マイナンバーカードを紛失した場合はどうなるのでしょうか、教えてください。

**○市民生活部長（増永智美）** マイナンバーを利用する手続には、マイナンバーカードなどの顔写真付きの身分確認証が必要なため、マイナンバーカードを拾得した第三者がなりすましをすることはできませんが、マイナンバーカードの一時利用停止の手続をする必要があります。この手続は、24時間365日、通話無料のマイナンバー総合フリーダイヤルで受け付けております。ただし、とっさの出来事でどう対応したらよいか分からない場合もあるかと思えます。そういう場合は、まず、市民課に御相談をいただければ、必要な対応について御説明させていただいているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。紛失や盗難などあってはならないことではあります。もしものときは、是非、迅速な対応をよろしくお願いいたします。

マイナンバーカード自体にもセキュリティ対策が施されているようですが、市としてはどのような取組をしているか、市長にお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

**○市長（打越明司）** 松下議員から、マイナンバーカードについての詳しい質問をいただいているところでありますけれども、まず前提として、情報を運営をする、管理をするという仕事については、今、るる答弁があったように、このカードそのもののセキュリティという問題もありますけれども、その管理運営する側がモラルハザードを起こすと、これはもう、その管理している側のほうで間違いを起こしたら、いろんなことが起きてまいりますから、まずは、私、地方自治体の長としては、特定の個人情報に関する扱いに関しては、この運用をやはり厳しく、まず、見守ること。あるいはそのルール、運用をきちんとしておくことがますます大事になってくるというふうに思えます。これは全く国も一緒に、今、議員のほうでお話があったように、個人の氏名とか写真とか、そういった情報ではなくて、番号が付くわけですね。この番号がいろんなところに紐づけされていった場合には、番号ごと全てを、例えば、どっかに集まっている情報があるところに手を伸ばす輩がいればですね、そこで一遍にその情報ももれていくということになってきますので、リスクがゼロであるというふうには言い切れないというふうには思っております。その中で、マイナンバー制度に基づいた行政手続に必要な情報のやり取りは、国の仕様に基づいて構築された専用のネットワークシステム内で行われて、また、情報は一元管理ではなく、年金の情報は年金事務所、市税の情報は市というふうに、各情報は分散して管理されているという状況があります。また、市の業務においては、先ほど申し上げましたように、指宿市の特定個人情報の取扱いに関する管理規程に基づき、システムにアクセスできる職員も制限されており、マイナンバーを扱う担当課の職員には、毎年、教育研修を実施し、定期又は必要に応じて、内部監査及び点検を行いながら、セキュリティ対策に努めているところであります。なお、マイナンバーカードの交付率が地域のデジタル化に関わる財政需要を反映する指標であるという考えから、総務省ではマイナンバーカードの交付率を普通交付税の算定に反映させるという方針を出しており、各方面から反発の声も上がっているところであります。地域のデジタル化、つまり、自治体の

DXは、自治体各々が知恵を絞って、市民の利便性向上、又は市役所の効率化などを指すものであり、マイナンバーカードの交付率イコール自治体のDX化ということではありません。マイナンバーカードの普及自体が自治体DXの目的となつては、本来の目的とは違う、本末転倒になるのではないかというふうに危惧しております。今、そういったお話があちらこちらささやかれている中、いざとなれば私も、県の市長会等を通じて、言うべきところはしっかりと国に申し上げていかなければならないというふうに思っているところであります。本市については、市民の利便性向上の一つの手段として、マイナンバーの普及促進と情報セキュリティ対策に徹底的に取り組んでまいりますけれども、自治体それぞれのいろんな事情もあります。マイナンバーカードの交付率を普通交付税の算定に反映するという方針については、いささか疑問を感じているところでもあります。このカードを作るか作らないかということについては、基本的には個人一人ひとり、市民一人ひとりの判断によるものが一番基本であるというふうに思っております。先ほど入らない理由というのも、四つほど挙げられましたが、その一つ一つに該当するものだけではなく、やはりカード一つに自分の様々な情報を預けていくことに対する漠然とした不安を持つ市民というのもおられると思います。そしてまた、だんだん普及していったときに、取り残されたという言い方はあれですけども、自分で選んでマイナンバーカードを作らなかった人たちがだんだん少なくなってきました。この少なくなってきた少数派が非常に不利益を被るという可能性が、これもあつてはならないというふうに思っているところであります。私も未だにガラケーを使用しております。また、スマホ化が実現していないんですが、最近、非常にこのガラケーの不利益を感じておるところでありまして、残された少数派が、やっぱりちゃんと守られるようなことも大事だなというふうに思っているところであります。いずれにしても、今、過渡期で、しかも国は2万ポイントもあげて進めている。いろんなことをやはり感じますので、その中で間違いが起きないように、本市においても、個人の情報が軽々しく流出したり、取り扱われることがないように、一層、きちんとしていきたいというふうに思うところであります。

**○2番議員（松下知恵）** 市長の気持ちを聞けて、本当に嬉しかったです。私はちょっと歳を取ってくる、ちょっと心配症なものですから、政府は万全のセキュリティ対策をうたっております。しかし、大手メディア等では報道されませんが、国の個人情報保護委員会年次報告によりますと、漏えい等の重大な事態が発生しております。システム本体と人為的ミス等によるセキュリティ上の脆弱さを持っているのではないかと思います。今後、マイナンバーカードの活用範囲が広がるほど、被害がさらに拡大する可能性があるのではと危惧しているところです。そういうリスクもあるということをきちんと市民に周知し、一見、利便性の高いマイナンバー制度ではありますが、このような問題をはらんでいることを認識していただきつつ、市長及び執行部の方々におかれましては、今後とも市民の安心・安全と自由を守るための施策を進めていただきたいと存じます。

最後に、国の政策ありきなため、地方自治体においてはいかんともしがたいこともあり、歯がゆい思いをすることも多々あります。生活保護にしても、マイナポイントにしても、コロナ禍におけるあらゆる支援金にしても、政府は気前よく大盤振る舞いしていますが、そのお金の出どころはどこなのか。指宿の温泉のように、どこから湧いてくるものでしょうか。天から降ってくるものでしょうか。全ては私たちの血税であるということを、今一度認識していただきたいと思えます。上司に叱られ、言うことを聞いてくれない部下に悩んだり、理不尽なお客様のクレームに涙をこらえ、頭を下げたり、雨の日も風の日も畑で泥まみれになって働いたり、なにくそと歯を食いしばり、額に汗して働いた私たちの血税なんです。また、非課税世帯に5万円の給付があるとか。涙ながらに、私は昼も夜も1日中、休みなしで働いている、高すぎる税金を払うためにと訴える方もありました。そういう方々の税金であるということも忘れないでほしいと思えます。コロナ禍にあつて、苦難に直面し、政府になんとかしてほしいと考える方もいらっしゃるかもしれません。でも、そんな状況だからこそ、運命に立ち向かっていく各人の強さ、自助論の精神が求められていると思うんです。Be independent and strong。自立し、強くあつてほしいと思えます。私自身もそうありたいと思っております。努力する者が報われる社会をつくりたいと、私は心の底から思えます。指宿を豊かにしたいと思えます。新人で、まだまだ勉強不足ではありますが、市長をはじめ、行政の方々、そして、先輩議員の皆様の教えを請いながら、常に正しさとは何なのかを考え続け、市民の皆様の幸福を実現するために、真剣に誠実に市政に取り組んでまいりたいと思っております。最後は何かこう、ちょっと、決意表明みたいなになりましたけれども、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時50分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前之園正和議員。

○17番議員（前之園正和） 私は、日本共産党の議員の一人として、平和と民主主義を愛し、市民の命と暮らしを守る立場から、通告に基づき一般質問を行います。

まず、政治姿勢についてであります。故安倍元首相の国葬に対する市の対応について、であります。岸田首相は、安倍元首相の国葬を9月27日に行うことを閣議決定しました。今、多くの国民から国葬を行うことに疑問の声が上がっており、世論を二分というよりも、どのアンケートでも反対の声が多く、ますますその差が開きつつあります。国葬に法的根拠もなく、法治主義にも違反するものであります。日本共産党は、安倍元首相が無法な銃撃で殺害されたことに対して、深い哀悼の気持ちを述べ、民主主義に対する暴挙への厳しい糾弾を表明してきました。政治的立場は異にしても、亡くなった方に対して礼儀を尽くすのが我が党

の立場です。しかし、それは安倍元首相に対する政治的評価とは全く別物、別の問題です。安倍元首相でも内政でも外交でも全面的に礼賛する立場で国葬を行うことは、国民の中で評価が分かれている安倍氏の政治的立場や政治姿勢を国家として全面的に公認し、国家として、安倍氏の政治を賛美、礼賛することになります。個々人が弔辞を行うかどうかを含めて、内心の自由を侵害することがないように望む立場から、以下、伺います。

まず、国に国葬の中止を求める考えはないかどうか、伺います。

次に、市として市民や市職員及び児童生徒に弔意表明の強制はないかどうか、伺います。

次に、旧統一教会、世界平和統一家庭連合及びその関連団体との関係について、であります。安倍元首相殺害事件に端を発して、旧統一教会の反社会的活動や自民党を中心とする政治家との関係性に関する批判は、連日、マスコミでも大きく取り上げられ、大きな社会問題になっています。閣僚をはじめ、多くの国会議員との関係も次々明らかになり、岸田内閣の支持率低下の要因にもなっています。県内の自治体においても、関連団体との関係が取りざたされ、行政として過去に後援したものを取り消すなどの対応もあります。そこで、本市と旧統一教会及びその関連団体との関係について、伺います。

まず、旧統一教会及びその関連団体との関係の有無及びあればその内容を示していただきたいと思えます。

次に、旧統一教会とその関連団体とは一切関係を持つべきではないと思えますが、どうか、伺います。

また、市民への被害調査と相談窓口設置の考えはないかどうか、伺います。

次に、温泉資源の保護に関してであります。指宿市は農業と観光のまちを標榜しております。そして、温泉資源は農業にも観光にも関わる重要な自然が与えた財産、市民共通の財産であります。今の世代を生きる我々だけでなく、次の世代や子々孫々まで未来に向かって引き継ぐべき財産であります。そこでまず、指宿市にとって温泉資源はとりわけ大事なものであり、市民共通の財産だと思えますが、いかが考えるか、伺います。

次に、温泉法や指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例などに関して、であります。まず、温泉資源の利用者、温泉利用事業者は温泉法及び関連法令の順守義務があると同時に、指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例の順守義務があると思えますが、相違ないか、伺います。また、市条例を改正すれば、温泉保護のための強化を図ることは可能と考えますが、いかがでしょうか。もちろん、市条例の改正といっても、全体としての法体系を崩せない範囲での話であります。市条例第13条において、事業の計画の見直しの際は変更事業計画書を出して、市の同意を得るようになっていますが、同意案件とする場合には、どのような場合に、どのような変更とか条件があるかどうか、伺います。

次に、市情報公開条例との関係について、であります。同僚議員が地熱活用協議会会議録の情報公開を求めて開示された内容を見させていただきましたが、あちこち、いわゆる黒塗

りになっております。情報公開条例によって、個人情報については非開示、いわゆる黒塗りになっていることは理解できます。問題は個人情報以外のところの非開示部分について、いかなる理由で非開示、いわゆる黒塗りになっているのか伺います。

高齢者の補聴器購入に対する助成制度創設について、であります。歳を重ねると耳が聞こえにくくなる、そうするとコミュニケーションがとりにくくなることから、認知症になるリスクが高まる。つまり、高齢者の耳が聞こえにくくなることは認知症になる要因の一つと言われています。そのようなことから、私は高齢者の補聴器購入に対する助成制度創設を繰り返し求めてきました。前任の市長も、現打越市長も、その意義と効果を認め、検討するとなっております。問題は、それが実際にはどのように進捗しているかであります。そこで伺います。まず、その後の検討状況はどのようになっているか。また、いつ頃をめどに制度創設をする考えか伺いまして、1回目といたします。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 0時59分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

**○市長（打越明司）** 前之園議員より幾つかの質問をいただきました。

まず、故安倍元首相の国葬に対する御質問をいただきましたが、まず答弁の前に、亡くなられた元首相に対し、心より御冥福を申し上げたいと思います。政府において、国葬儀の実施が閣議決定されたことについては、様々な意見があるようであります。国葬儀の決定の過程、あるいはその実施においては、国のほうで適切に討議されていくものと思っているところでもあります。今後も、その議論の行方を注視してまいりたい、そう思うところでもあります。

次に、この国葬儀に関して、市民や市の職員に対して、あるいは児童生徒に対して、弔意の表明を強制しないかという質問でありましたが、本市におきましては、市民や市職員に弔意表明を求める予定はありません。なお、政府は国葬への弔意表明について、国民に要請しないという意向を示しているところでもあります。すべからくこのようなものについては、内心の自由でありまして、個々それぞれの判断によるものが適切であるというふうに考えます。

旧統一教会との関係であります。寄附金の受取や支出につきまして、指宿市文書取扱規程に基づき定められている文書保存期間の5年前まで遡って確認を行いました。そうした団体等に関わるようなものは確認をされなかったところでもあります。また、事業や催しに関する後援等につきましても、少なくとも3年前まで遡って全課を確認いたしました。そうした団体等に関連するものは確認をされなかったところでもあります。また、その関係を持つべきではないと思うがというような趣旨の御質問でありましたが、当該団体に限らず、社会

的に様々な問題等が指摘されているような団体と関係を持つということは、当然のことながら適切ではないと認識しております。今後も適切に対応してまいりたいと考えております。

最後に、この相談窓口等についての御質問であります。現時点におきましては、市民への当該団体に関わる被害調査といったものは、考えておりません。なお、本市におきましては、消費生活についての問題に関する相談窓口をはじめ、内容に応じて様々な相談窓口を設け、市民の方々の相談を受け付けております。相談内容や状況に応じて、それぞれ専門機関を紹介したり、おつなぎするなど、適切な対応を心掛けております。指宿市相談窓口というリーフレットも作成をし、各庁舎をはじめ、公共施設や校区公民館など市内77か所で配布しておりますので、今後、市民の皆様への一層の周知に努めてまいりたいと思っております。政府は9月の5日から30日まで、当該団体に関する被害相談を受け付ける合同相談窓口を開設しておりますので、そちらを紹介するなどの対応をしてまいりたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係部長等に答弁をさせます。

**○教育長（吉元鈴代）** 故安倍元首相の国葬に対する児童生徒の弔意表明についてでございます。教育委員会におきましても、市民及び職員と同様に、児童生徒に対して弔意表明を求める予定はございません。

続きまして、旧統一教会及びその関連団体への寄附金の受領、支出及び催しに対する後援等の有無についてでございますが、教育委員会におきましても、5年遡って確認しましたが、寄附金の受取りや支出につきまして、そういった団体等に関わるようなものは確認されなかったところでございます。また、事業や催しに関する後援等につきましても、そういった団体に関するものは確認されていないところでございます。

**○総務部長（下吹越寿）** 温泉資源の保護について、温泉に対する市の認識でございますが、本市は古くから温泉の恵みを受けて成長してきたまちであります。本市にとっては、温泉は観光、農業をはじめとする産業の振興はもちろん、市民の皆様の日常生活に深く根差したとても大切な資源だと認識しております。これからも、将来にわたり、持続可能な形で温泉の恵みにあずかっていくためには、温泉を利用する全ての人、一人ひとりが温泉を大切に使うことが最も大事なことであると思っております。

次に、温泉法及び条例等の順守義務があるが、それに相違はないかとの御質問ですが、相違はございません。

続きまして、条例を改正して、温泉の保護や利用を図れないかとの質問でございます。温泉法も含めてですが、温泉法の解釈では、掘削によって採取した温泉をどのような目的で使うかは、泉源所有者の自由であるとされております。しかしながら、地熱発電に限らず、周辺泉源も含めて、将来にわたって持続可能な利用ができるようなルール作りが大切だと思っております。また、これまでも取り組んできたところではありますが、条例において、本市の温泉資源を利用する発電事業については、その技術的な方法や規模等に関わらず、できる限

り例外を作らずに、その中身をしっかりと審議，チェックしていくことで乱開発を未然に防ぎ，持続可能な温泉資源の活用につなげていくことは可能かと思っておりますので，現在，その検討を行っているところでございます。

続きまして，事業計画の変更に伴う市の同意と事業計画の変更について，でございますが，指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例第13条では，地熱発電事業者は，市の同意を得たあと，事業計画の内容に著しい変更が生じる場合は，変更を行おうとする日の90日前までに変更後の事業計画を市に提出し，同意を得なければならないと規定されております。

続きまして，情報公開条例についてですが，議員の質問で非開示について，という御質問ですが，条例上，不開示というふうになっておりますので，不開示と答弁させていただきます。指宿市情報公開条例第7条で，次の6点の不開示情報を定めております。1点目に，個人に関する情報。2点目に，法人の利益を害する情報や公にしないという条件で提供された情報。3点目に，国や県の指示で公にできない情報。4点目に，生命や財産の保護，犯罪予防，安全・秩序の維持に支障がある情報。5点目に，審議，検討，協議などの情報で，率直な意見交換が損なわれる情報や，市民に混乱が起きる情報，また，特定の者の利益や不利益につながる情報。6点目に，監査や検査，契約，人事管理などの適正な遂行に支障を及ぼす情報。以上，6点が不開示情報と定められているところでございます。

**○健康福祉部長（山元成之）** 高齢者の補聴器購入に対する助成制度創設の検討状況でございます。高齢者を対象とする補聴器購入に対する助成制度の創設につきましては，これまでも何度か御質問をいただいております。他自治体の状況や国の動向について調査研究しているところでございます。全国的には，高齢者の補聴器購入助成は，主に都市部において助成制度が広がりつつあるようですが，助成額や所得制限など，条件は各自治体様々であります。一方で，導入していない多くの自治体では，多額の財源確保が課題となっているようです。このようなことから，本市におきましては，まずは元気な高齢者を少しでも増やしていくことが大事だと思っており，ふれあいデイやころぼん体操，各種ポイント事業など，様々な介護予防事業を展開し，耳の聞こえづらい高齢者の方々が参加することで，引きこもりを防ぎ，社会全体で高齢者を見守る施策を進めているところでございます。

続きまして，いつ頃をめどに助成制度創設をするかという質問でございます。先ほど答弁いたしましたとおり，高齢者の補聴器購入に係る助成制度創設の一番の課題は，財源確保であると考えております。全国の他自治体においても，助成制度の創設は国において対応すべきであると考えており，本年6月に開催された全国市長会でも，高齢者福祉施策に関する提言の一つとして，加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度の創設が国に要請されていることから，今後も国の動向を注視してまいりたいと考えております。

**○17番議員（前之園正和）** 政治姿勢について，国葬の関係ですが，確認も含めて，幾つか伺いたいと思います。憲法第14条で法の下での平等というふうになられておりますが，岸田首

相は在任期間が8年8か月と憲政史上最長になったということを繰り返すだけで、国葬実施することについて合理的理由を示しておりません。ときの内閣や政権等が政治的思惑や打算によって特定の個人を国葬という特別扱いすることになるわけですが、これは憲法の規定する平等原則に相容れないことというふうに思います。市長は、法の下での平等を定めた憲法14条の間で、問題があるというふうに認識されているかどうか、伺います。

**○市長（打越明司）** 私は先ほど答弁をさせていただきましたが、この国葬儀の定められてきた経緯、あるいは根拠法、あるいはその開催については、しかるべき場所で議論されるべきものというふうに認識をしておりますし、そのことに臨む基本は、一人ひとりの内心の自由であるというふうに答弁させていただきましたが、そのように思っているところであります。

**○17番議員（前之園正和）** しかるべきところで決められてくると、つまり、国が決めることであるということをおっしゃっていると思うんですが、それもそうですが、憲法に照らして、問題があるのかなのかというのは、一政治家としても、市長としても、それが問われた場合には答えなきゃいけないというふうに思うんです。そこで、内心の自由を侵してはならないというふうに市長の考えを述べられましたが、憲法の19条で思想及び良心の自由がうたわれているわけですけれども、国が決めたからということではなくて、内心の自由を侵してはならないということは、思想及び良心の自由を侵してはならないという憲法19条から見ても、国葬は問題だという立場に立たれているのかなと思うんですが、そういうことでよろしいのでしょうか。

**○市長（打越明司）** 今回の国葬儀の決め方、在り方については、何度も繰り返しますが、国会において議論されるべきもの、定められるべきものだと思っておりますが、それが定められ、開催が決定をしても、そこに参加をし、弔意を示すかどうかというのはそれぞれの判断で、現在、行われているというふうに認識をしておりますし、そのことも含め、憲法のその内心の自由を侵すものだというふうには、私は考えていない。それぞれが判断をし、それぞれが表現をしていくということであるというふうに思います。

**○17番議員（前之園正和）** 国葬として決定をして、弔意の押し付けをしないというふうに言っているからということ許されるわけじゃないと思うんですね。国葬としてやること自体が、国全体がうんぬんというふうに答え、その中には国民が入るというふうに首相が答弁しておりますけれども、国葬ということを持ち出したこと自体が内心の自由を侵すことではないかという見解を求めているんですが、これ以上は答弁できませんか。

**○市長（打越明司）** 同じ答弁になると思います。その国葬の在り方についての議論と、さらにその国葬の場、あるいはそれ以外の場で、どのように弔意を示す、示さないかということについては、それぞれに委ねられているということだと思います。

**○17番議員（前之園正和）** では、国葬をする、実施にすることについて、マスコミ等でも根拠法がないということが言われておりますけれども、そういう認識でよろしいのでしょうか。

**○市長（打越明司）** ここで指宿市長としての立場でお話を申し上げるのには馴染まないというふうに思いますけれども、このことが、その規定が議論になっていることは十分に承知しております、その議論の行方は見守りたいというふうに思います。

**○17番議員（前之園正和）** 質問の項目にも国に中止を求めるべきじゃないかということが入れているんですが、ということは行政の首長としての国に申し入れてほしいということですので、それを判断するについて、憲法についてどういう判断をしているかということをお聞きしているわけですので、行政事務に関わる内容ということをお聞きします。

それから、国葬を強行した場合の政治的害悪ですけれども、憲法第9条改定に向けた暴走、アベノミクス、あるいは貧困と格差を広げた経済対策、森友、加計、桜を見る会など、数々の国政私物化の疑惑もあるわけですが、国葬実施はこれらを国家として公認し、安倍政治への敬意を国民に強要することになります。そういうことでですね、一定の考えを、国の考えとして是認し、押し付けるということになるわけですから、死者の最悪の政治的利用ということもできると思うんです。国葬強行というのは、この政治的な害悪があるんじゃないかと思うんですが、これまで言われてきたいろいろなことについてですね、それを是認するわけですから。市長はそのことについて、どのように考えますでしょうか。

**○市長（打越明司）** 国葬に関わって、その自治体の長として市民、職員、あるいは学校の現場、様々なところに対しての強制的な弔意を示せということは、先ほど答弁したようにありません。これもまた、市民それぞれの立場で、それぞれの思いの中で示すもの、示さないものがあると思いますが、その自由は保証できるような体制をしたいと思います。先ほど、中止を求めるかどうかということについては、答弁しませんでした。中止を求めるということ、私ども指宿市からそれを求めるということはないということでもあります。

**○17番議員（前之園正和）** つまり、内心の自由を侵してはならないということをはっきりとしている。そしてまた、市民や市職員、あるいは児童生徒への弔意表明を強制することはない、求めることはない、これ、市長も教育長もそうですけれども、そういうことは改めて確認したいと思うんですが、そういうことでよろしいですね。

**○市長（打越明司）** そのとおりです。

**○17番議員（前之園正和）** それから、旧統一教会との関係、関連団体も含めてですね。調査の結果、ものによっては5年前、ものによっては3年前まで遡って確認したということですが、関わった事実は確認されていないということは、調査のつく限り、調べた結果においては、一切関わりは持っていないということでもよろしいわけですね。

**○市長（打越明司）** それぞれ保存義務の期間が若干違いましたので、後援、寄付というのと、それ以外のものについて、それぞれ精査をして、分かる限り遡って調査をした結果、関わりのあるもの、後援、寄付を受けた経緯はなしということでもあります。

**○17番議員（前之園正和）** 一切関係を持つべきではないんじゃないかということに対して

は、この旧統一教会のみに限らず、社会的に問題とされるような団体とは関わらないという答弁でした。この中に、旧統一協会ももちろん入るということだと思いますので、それを含めて、社会的に問題があるとされるような団体とは一切関わりは持たないという決意だということによろしいわけですね。

○市長（打越明司） そのとおりです。

○17番議員（前之園正和） それでは、温泉資源の保護に関して伺いますが、温泉法や指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例については、両方とも順守義務があるという答弁でしたが、それは温泉法も関係法も市条例も等しく順守義務があるということ、再度、確認したいと思います。

○総務部長（下吹越寿） はい、そのとおりでございます。

○17番議員（前之園正和） それから、市条例、どこをどのように変えるかということにもなるんですが、市条例を改正することによって、保護のための強化を図ることは可能じゃないかということについては、そういう立場で検討をしているという答弁だったかと思うんですが、中心的なことと言いましょかね、核になる部分はどういうふう考えていらっしゃるのか、お聞かせいただければと思います。

○総務部長（下吹越寿） 条例改正についてですけれども、計画の変更があった場合については、それは協議の対象になると、そういうことを条例上、盛り込むということになると思います。

○17番議員（前之園正和） 事業計画の変更について、変更の際には必要な手続を取って同意が必要ということにはなっているんですが、その中身がどういう場合かというところが、少し具体化に欠けるというふうに私も思うんですが、その計画変更についてが検討の一つの柱だということですが、今はどのようなところで問題があるという考えなのか、あるいは、今の中身では不十分だということになるのかを含めて、もう少し詳しく教えていただけるとありがたいんですが。

○総務部長（下吹越寿） 温泉法の解釈では、掘削によって採取した温泉をどのような目的で使うかは、やはり温泉所有者の自由であるとされておりますので、例えば、掘った後からの計画変更等あれば、そういうところを条例の中で説明を求める、同意を求めるという形で条例の改正を検討しているという状況でございます。

○17番議員（前之園正和） 事業計画の内容に著しい変更が生じる場合には、変更後の事業計画を提出し、同意を得なければならないというふうになっているわけですが、施行規則第5条においては、利用目的を変更する場合は著しい変更となるというふうになっています。つまり、利用目的の変更の際は改めて許可を必要とするということになっていると思うんですが、相違ないでしょうか。

○市長公室長（渡部徹也） 議員がおっしゃる利用目的が、もしかすると温泉掘削申請書を出す

際に、例えば農業利用という目的で出しておいて、掘削が終わったあとで農業には使わずに発電に使うという部分に、その部分についての御質問でありましたら、その利用目的の変更というのは、県が所掌している内容の事務になりますので、その変更されたことに対して、市の条例でいい悪いというのはなかなか判断ができないところです。ですので私どもとしましては、そういったケースがあった場合に、条例の中でしっかりとルールを作って、運用面をチェックをしていく、そのような形で対策を取っていきたいというふうに考えております。

**○17番議員（前之園正和）** 今の条例、施行規則においてでもですね、施行規則の第5条において、事業計画の内容の著しい変更とは何かというの4番目に、利用目的を変更する場合となっているんですね。利用目的を変更する場合は、著しい変更というのに値するとなっているわけです。条例13条には、著しい変更が生じる場合には、変更後の事業計画を出して同意を得なければならないというふうになっているわけですから、今のままでもですね、利用目的の変更は許可要件、許可条件、許可を必要とするというふうになっているんじゃないですか。そのように運用をされているんじゃないですか。

**○市長公室長（渡部徹也）** 現在ある条例、規則で定めている利用目的というのは、温泉掘削許可申請を出す際の目的を指しているものではございませんで、あくまでもこの地熱発電事業そのものの利用目的が変わったという場合には、事業計画の内容の著しい変更というところに合致しまして、再度、許可を得なければならないというところです。繰り返しになりますが、温泉を掘ってよろしいでしょうかという許可書、そこには確かに目的を書く欄がございます。それは県に届け出をして、県が判断をするという内容になっているところでございます。

**○17番議員（前之園正和）** 市条例の第13条とはなにかということを書いた施行規則の中に、第5条、事業計画の内容の著しい変更とは何かという第4項に利用目的を変更する場合と書いてあるんですよ。これは地熱発電のときがどうのこうのということは一切書いていないんですよ。事業計画の内容の著しい変更とは何かというものの中に、利用目的を変更する、そして、条例によれば事業計画の変更がある場合、地熱、ここは地熱発電事業者はとなっておりますけれども、地熱発電事業者は著しい変更を行う場合には、許可を取り直さなきゃいけないというわけですから、例えば農業用としたものを地熱発電に使う。あるいは、還元井としたものを生産井に使う。いろいろな、含めてですね、地熱に関わる重大な変更というのになるんじゃないですか。

**○市長公室長（渡部徹也）** 温泉掘削許可申請というのは、泉源の所有者しか出せないものでございます。議員おっしゃっているのは、今回のケースというのは、その個人が農業用利用目的ということで掘削許可申請を出しまして、その後、その個人の井戸を借りる形で発電事業者が事業をするという形態でございます。議員のおっしゃることもよく分かりますので、私

どもも、こういったケースがどんどん乱立していくようであれば、混乱を招きかねないということは重々承知しておりますので、今、こういったケースにも対応できる形での条例の改正に向けて検討を重ねている、そういう状況でございます。

**○17番議員（前之園正和）** 私は、農業用のということは、特定のものを指して言っているわけではなくて、広く一般的な場合で言っただけであります。いずれにしても、この著しい、とにかく、当初の同意、それから変更後の同意というものをより明確にして、同意要件とするようなふうに変えることを考えているということではよろしいのでしょうか。今はどうかということ等もありますけれども、さらに一歩進めて、保護のために、やっぱり同意要件としては、市としてはできるだけ同意を必要とするというようなふうに変えるというか、していくことを検討しているということでは、少なくともよろしいのでしょうか。

**○市長（打越明司）** 総務部長から先ほど答弁をさせてもらいましたけれども、今回の条例の見直し、検討につきましては、議員が先ほどから指摘していますように、この市のほうでチェックすべきこと、同意すべきことについて、できる限り例外を作らないにしようということをして最大の目的にしているということでありまして、そして、その最大のその心というのは、今後、持続可能な温泉資源をしっかりと守っていくということを前提としているわけでありまして。今回のことで、これは十分、できるのではないかと御指摘も幾つかありますけれども、もちろん、そのことは是として、できるだけこの守備範囲をしっかりとしていこうということが目的となっているものであります。

**○17番議員（前之園正和）** 今のままでもいいではないかという、固執したつもりでは言っているんじゃないかと、やろうと思えばできたのではないかということをお願いいたします。さらに強めていくことについては、その必要があるという立場であります。

それから、根本のほうに戻るわけですが、指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例となっているわけですが、この保護及び利用ということになっていけばですね、並列的に書いてあるんですが、やっぱり根本は保護だというふうに思うんですね。保護があってこそ、利用があって、保護される範囲内での利用。利用することによって、保護が台無しになってはいけないわけですが、そういう意味で言えば、保護の確保が優先事項だろうというふうに思うんですが、そういうことでよろしいのでしょうか。

**○総務部長（下吹越寿）** 今、議員がおっしゃるとおり、保護に関することが重要と考えております。

**○17番議員（前之園正和）** 市条例をより良きものとするように考えているところということですが、温泉法と関連法があって、市条例があってということですので、お互いがお互いを否定するような内容は組めないということだと思っておりますが、例えば、温泉法に記載されていないことについては、市条例で事細かく、例えば、規制なりすることは可能だと思っております。そういった立場で、温泉の保護が、まず優先されて、その上で可能であれば利用し

ていくということだと思えるんですけども、そういう立場で考えていくということによろしいでしょうか。

**○総務部長（下吹越寿）** 冒頭、言いましたように、温泉につきましては、将来にわたって持続可能な形で温泉の恵みにあずかっていくためには、温泉を利用する全ての人、一人ひとりが温泉を大切に使うことが最も大事なことであるということをお先ほど答弁したところでありますが、保護に関しても同じような認識でございます。

**○17番議員（前之園正和）** 先ほど伺って、答弁として、事業変更に伴うところはですね、もう少し明確に、具体的に、実のあるようにしたいということですが、検討ということになればですね、ほかにも大きな柱としてあるのか、この事業見直しのところがですね、中心的な一つということですので、ほかにも何か柱があるのであれば示していただきたいと思えます。

**○総務部長（下吹越寿）** 条例の改正につきましては、先ほど申しましたように、持続可能な利用ができるようなルール作りが大事だと。そういうことでこれまでも取り組んできたんですけども、今後、改正に当たっては、その中身をしっかりと審議し、チェックし、乱開発を未然に防ぎ、先ほど言いましたように持続可能な温泉資源の活用につなげることが可能かと思いますので、今、その改正についての検討を行っているところでございます。

**○17番議員（前之園正和）** 情報公開条例との関係で、私は不開示というべきところを非開示と言ったようですので、それは改めさせていただきたいと思いますが、例えば、活用協議会の会議録についても、開示請求に対して、個人情報に明確に非開示ということに、これはなっているわけですね。そのほかには、どういうところが非開示ということになるのか、伺います。

**○総務部長（下吹越寿）** 条例の中で、条例7条第1項で、個人に関する情報を不開示情報として定めております。先ほど申しましたように、具体的に申しますと、個人の氏名、生年月日、その他、特定の個人を認識することができる情報でございます。また、病歴なども含まれます。また、それ以外に特定の個人を認識することができなくても、公にすることにより、個人の権利、利益を害する恐れがある情報も不開示情報となっているところでございます。

**○17番議員（前之園正和）** 例えば、公にすることによって、何か問題が生じるようなところは、非開示の対象になるということですが、ということは、例えばA社、B社、C社、いろいろあったとして、この項目については公にすることについては問題があるということになればですよ、例えば温泉を言っていますから、深さなり距離なり、何かその数字に関わるものとしませんか。A社に対しても、B社に対しても、C社に対しても、それは同じように扱うということになるわけでしょう。A社に対しては開示できて、B社に対しては非開示になってというものではないということになるわけですよ。その、それぞれの非開示の根拠があるとするならばですよ。それに基づいてやるわけですから、事業所が変わることによっ

て、扱いは変わらないわけでしょう。

○**総務部長（下吹越寿）** 条例に定められた不開示情報以外につきましては、全て開示することとなっておりますけれども、条例の第7条第2号において、企業等から公にしないことを条件に提供された情報は不開示情報とするよう定めておりますので、開示に当たりましては、作成した企業等に確認を行って、公にしてほしくないという指示を受けた情報については不開示情報として取り扱っているところでございます。

○**17番議員（前之園正和）** 企業の、事業所のほうから、これについては公にしてほしくないといわれたものは、非開示になるということでしたが、例えば同じ項目についてですよ、Aという会社は公開しても、開示してもいいと。Bという会社は公にしてもらっちゃ困るという場合があった場合には、それぞれによって開示、非開示をするということを行っていると思うんですが、その理由が妥当なものか、そうでないかは、市によって判断の機会があるんでしょうか。それとも、これは開示しないでくださいという申出があれば、もうそれに従うんでしょうか。一定の市のチェックができるんでしょうか。

○**総務部長（下吹越寿）** 協議をしたいと思います。

○**17番議員（前之園正和）** 協議をしたいということは、それ、これからはいいと思うんですが、今まではどうしたんですか。今までは、Aという会社は開示をして問題はないと、特に指摘はない。Bという会社は公にしても困るという場合にですね、市としてのチェックがかかったのかどうか。今後に関しては協議するとしてもですね、今まではどうしたのか。言われるとおりしてきたのか、市の一定のチェックがかかったのか、それを聞いているんです。

○**総務部長（下吹越寿）** 企業等から提出された情報ですけれども、同じ種類の情報であっても、企業等によってその重要性は異なると考えますことから、不開示としてほしいという強い意思表示がある場合には、これまでも市として不開示情報として判断しているところでございますけれども、それにつきましても、今後、協議していきたいと考えております。

○**17番議員（前之園正和）** これまでは、言えばその事業所の要望に沿ってきたということですよ。言い方はちょっと悪い方向に変わるかもしれませんが、チェックはしなかったと。それが妥当かどうかということについては。これからは、そのところも研究したいというふうに聞こえたんですが、そういうことでよろしいんでしょうか。

○**総務部長（下吹越寿）** はい、そのとおりで結構です。

○**17番議員（前之園正和）** それでは、次の補聴器の問題に行きますが、調査研究をしているところだというふうに答えられました。しかし、国においてやるべきことであると、国の動向を見守るとも言いました。どっちなんですか。国がやるべきだから、国の動向を見守るのか、調査研究をしている。同じようで、微妙に違うんですよ。主体的に調査研究をすると、国や県がどうであれ。それが調査研究じゃないでしょうか。国によってやるべきで、国の動向を見守るっていうところはですね、二枚舌とは言いませんが、ちょっと違うところが

あると思うんですが。調査研究をするって言ったんですから、これはあくまでその道を追求すべきじゃないですか。

○健康福祉部長（山元成之） 制度設計につきましては、これまでも調査研究を行っております。要綱の検討、申請書や医師の意見書、所得条件の検討などが必要となっております。この助成制度を開始している他市の制度設計を調査研究しているところです。しかしながら、補聴器購入助成制度の一番の課題は財源の確保であるというふうに思っております。

○17番議員（前之園正和） 財源の確保と言いますが、その一定のどういう人たちに助成をする、どういう人たちがどれぐらいいるということを含めて、シミュレーションをしてあるのでしょうか。そして、それが多額になるのでしょうか。

○健康福祉部長（山元成之） この高齢者につきましては、聞こえの程度というのはそれぞれでありますので、その数につきましてはの推計は難しいというふうに判断しております。

○17番議員（前之園正和） 推計が難しいので、多額の金が掛かるといのがどうして分かるんですか。

○健康福祉部長（山元成之） まず、今、高齢化が進んでおります。耳の遠い人たちも増えていくのは自分たちも感じておりますので、その方々が仮に必要なとなれば、多額のお金が掛かるだろうというふうには推計しております。

○17番議員（前之園正和） 耳が聞こえなくなるとことはコミュニケーションに問題が出てくると。認知症の一つの要因でもあるというふうに繰り返し言われているんですが、そのことはよろしいでしょうか。認知症の一要因として指摘されているということは。

○健康福祉部長（山元成之） 認知症の発症には、高血圧や糖尿病、喫煙などのほか、難聴もその一つとされているようです。認知症と難聴の因果関係や発症に至るメカニズムは解明されてはおりませんが、耳から入る情報量が減少することでコミュニケーション力や社会活動が少なくなり、脳の機能低下を招くことで認知症につながりやすいという仮説もあるというふうには聞いております。

○17番議員（前之園正和） 高齢化社会になって、耳が聞こえにくくなっている人が増えていくので、金が掛かるといこと、言いたいのだと思うんですが、聞こえにくくなる人が増えていくということは、困っている人、困る人が増えているということじゃないですか。

○健康福祉部長（山元成之） 今後、認知症予防を進める上で、そういう方も増えてくるかと思っております。また、耳が遠くなることで、そういう方々も増えてくると思っております。そのようなことから、市としては、まず、ふれあいデイやころぼん体操、高齢者サロンへの参加やグラウンドゴルフなど、地域での活動、交流を通じて、引きこもりを防いだり、社会全体で見守るなど、元気な高齢者を増やす施策を進めているところでございます。

○17番議員（前之園正和） 医療でも福祉でもなんでもそうですが、困った人がいれば、そこに手を差し伸べる。そして、また、その原因、それとはもう一つ別に、そういう問題が生じ

ないようにするということが大事だと思うんですね。ですから、その耳が聞こえにくくなった人には補聴器の助成をする。そしてまた、それと同時に健康を維持するための健康教室とかですね、当然、必要がありますけれども、それはこっちをするから、こっちがなくていいっていうものではないと思うんですね。ですから、そういう人たちが増えてくるっていうことは明らかなので、手を差し伸べるのが大事だと思うんですけども、どうですか。

**○健康福祉部長（山元成之）** 耳が遠い人など、ある一定の障害のある方には、各種の障害福祉施策がメニュー化されております。また、高齢者の施策も様々なメニューを用意しております。議員がおっしゃるように、補聴器の助成も有効な手段の一つであるとは思いますが。しかしながら、現時点では財源的な課題がありますので、まずはふれあいデイやころばん体操、先ほど申しましたように、様々な地域での交流を通じまして、社会で見守るなど、元気な高齢者を増やす施策を進めております。

**○17番議員（前之園正和）** 多額のお金が掛かるって言いながら、先ほども指摘しましたけれどもシミュレーションはしていないんですよね。どういった人たちに、対象年齢をどうして、所得制限を例えばあるなし、助成内容をどうするかということについて、対象者がどれだけいて、ということでシミュレーションをしてもない。その一方で、お金が掛かるというふうになっているわけですから、具体性がないです。説得力がないですよ、それは。それと、地方自治法によっては、地方自治体の基本は住民の福祉の増進を図ることとなっておりますが、この観点こそ必要だと思うんです。その観点からすれば、手を差し伸べるべきじゃないかというふうに思うんですが、どうでしょうか。

**○健康福祉部長（山元成之）** 繰り返しになりますけれども、先ほども申しましたように、その一つとして補聴器の助成もあると思っております。この補聴器助成も有効な手段の一つではあると思っておりますが、現時点では財源的な課題があります。そのために、社会全体で見守るなど、元気な高齢者を増やす施策を進めております。

**○17番議員（前之園正和）** もう、やっても仕方ありませんので、対象年齢、所得制限をどうするか、助成内容をどうするかという一定のことを決めてですね、シミュレーションをしてみると。どれくらい掛かるかをですね。それからにしていきたいと思う。シミュレーションをする必要を訴えたいと思うんですが、どうでしょうか。

**○健康福祉部長（山元成之）** 様々な、まだ課題等々がございますので、引き続き調査研究を進めてまいりたいと思っております。シミュレーションにつきましても、調査項目の一つとして研究してみたいと思っております。

**○17番議員（前之園正和）** 何回かやり取りしたのを、市長、お聞きでしょうけれども、地方自治法によって住民の福祉を増進することを目的というのが地方自治法の基本であります。そういう視点からして、困っている人がいる、これからも増えるだろうというふうに言って

いるわけですので、まず財源をいうんだったら、どれぐらい掛かるのかというのを計算する、してみるのは当然だと思うんですが、市長の、シミュレーションも含めて、最後に市長の答弁を、お考えを伺いたいと思います。

**○市長（打越明司）** 地方自治体が住民の福祉の向上について、あるいは健康の増進について取り組むべきことというのは当然のことだというふうに受け止めております。一番、この課題になるのは、やはりいわゆる加齢性によって、ときどき我々もそうですけれども、体調がおかしくなって病院に行って、原因はなんですかねと言ったら、加齢ですと言われるのが一番ショックなんですけれども、そういう形で少し聞きづらくなっていくという方々は、これはもう、確実に年をとれば増えていく。それ以外の、突発性の難聴であったり、病気によるものや事故によるもの、いろいろありますけれども、この自然増で増えていくものに対しては、一過性の政策で済ますわけにはいかないものですから、やるとしたら腹を括って、継続的にそれを見ていかないといけない。そういったことを考えますと、今の段階で、財政再建と結びつけるつもりはありませんが、それほどまだ豊かではない自治体が、まだ積極的に取り組む決断をなかなかできないというのは、もう正直なところであります。しかし、一体どれぐらいの設計にお金が掛かり、持続的に行うとすれば、どれぐらいなら可能なのか、可能でないのかということも、何も研究せずに、研究しましたというわけにはいかないの、きちんと研究はしていきたいというふうに思います。前向きにシミュレーションしてまいります。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 1時55分 |
| 再開 | 午後 | 2時03分 |

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、吉村重則議員。

**○10番議員（吉村重則）** 私は、日本共産党の議員の一人として、平和憲法の改憲に反対し、市民の命と暮らしを守る立場から、通告に基づいて一般質問をいたします。

ヘルシーランド及び山川砂むしについて、質問いたします。施設の長寿命化のため、今議会に基本設計の補正予算を上程し、令和5年、6年で大規模改造をするために、2年間、直営で営業するために、指定管理を今年度で終了すると説明していますが、この施設の指定管理には多くの疑問点があり、今後の指定管理の在り方にも影響がありますので、これまでの指定管理について検証する必要があります。そこで、質問いたします。平成22年度、つまり指定管理初年度に数回にわたり、しかも、面積は322㎡の大規模の改造が行われ、平成29年の議会の決算委員会で指摘されて、初めて明らかになり、保健所にも変更届を提出していません。指宿市公の施設の指定管理の手続等に関する条例の第14条では、指定管理は現状回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときにはこの限りではないとなっているが、

市においても入浴者の安全を考えると、現状回復をさせるべきです。どのような理由で承認したのか、明確に答弁を求めます。

次に、インボイス制度について質問いたします。令和5年10月から導入が決まっていますが、ほとんどの市民が理解されていないのが現状ではないでしょうか。令和2年3月現在、我が国において消費税課税業者は315万業者で、1,000万円以下の事業者は、フリーランス白書2020による推定で1,000万人以上存在すると言われていています。これらの零細企業者は、現在、事業者免税制度により納税が免除され、消費税とは縁のない人々です。零細事業者にも大きな影響が出てきます。どのような制度か、答弁をお願いいたします。

次に、子育て世帯支援について伺います。学校給食費の助成額が今年度から増額されていますが、しかし、物価上昇はどこまでも続くか分かりません。子育て支援は国の施策として取り組まなければなりません。住民の暮らしを守るのが地方自治体の責務でもあります。同僚議員も含めて、何度も学校給食を無料化することを取り上げているが、無料化の考えはないか。

これで、1回目の質問といたします。

**○市長（打越明司）** 吉村議員から、いわゆるインボイス制度についての御質問がありました。令和元年10月1日から導入された消費税の軽減税率制度に伴い、令和5年10月1日から、複数税率に応じた消費税の仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が開始され、課税事業者が仕入税額控除を受けるために、売り手が買い手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段として、一定の事項が記載された請求書などを保存しなければならない制度となっているところであります。

残余の質問については、関係部長等に答弁をさせます。

**○教育長（吉元鈴代）** 学校給食費についての御質問をいただきました。本市では、子育て支援を推進し、学校給食費に係る保護者の負担を軽減することを目的として、令和元年度から学校給食費の一部補助を実施し、令和4年度は月額1,100円、年額で1万2,100円を補助しているところでございます。学校給食費の完全無償化につきましては、子供を生み育てやすいまちを目指していく上で大事なことであると認識しておりますが、一方で継続的な予算の確保が課題となるところでございます。当面は保護者の皆様に学校給食費の一定負担をお願いしたいと考えておりますが、今後、学校給食費の完全無償化につきましては、慎重に検討していきたいと考えているところでございます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** ヘルシーランド及び山川砂むし保養施設の管理に関する基本協定書では、指定管理日を基準として、管理物件を現状に回復し、市に対して管理物件を明け渡さなければならないとなっておりますけれども、市が認めた場合には、指定管理者は管理物件の現状回復を行わずに、別途、市が定める状態で、市に対して管理物件を明け渡すことができるものと定められております。この条項から、市が認めた場合についてはということ

で、現在、利用している施設の状態が、市の定める状態であると判断しているため、現状回復の必要はないというふうに考えているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 配管を上水道から井戸のほうに切り替えているわけですよね。山川で直営でやってきているわけですよ、この間、ずっと。それで、1期目、1期3年についてはほかの指定業者がやり、そのあと今の指定業者がするようになったわけですよね。本当言って、平成29年度の決算委員会の中で問題になったときに、図面もないんだということが騒がれたわけですよね。指定管理が22年度に行ったときの配管図面そのものはどうなんですか、図面がないのに、そういう改良ができたのか。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 平成29年度の決算特別委員会等におきまして、様々な御指摘をいただいたように、建設時の竣工図を紛失していたということに関しましては、市として適切な事務処理がなされていなかったということについては、深く反省をしているところでございます。この配管図につきましては、新たに作成をしましたので、その新たな配管図をもって、市が定める状態であるというふうに認識しているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 私が聞いているのは、平成29年度には竣工図が見つからないということだったわけですよね。平成22年度、今の指定管理がなされた時点で、市のほうでない図面が、地下の配管図そのものは、何で出てきたんだろうと。あの、指定管理になれば、そういう重要な書類も全部指定管理に渡すっていうのが、今の指宿市の指定管理の状態なんですか。

**○産業振興部長（野元伸浩）** その配管図等に関しましては、その現場であるヘルシーランドに保管されていたものというふうに考えているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** ちょっと観点を変えますけれども、今の指定管理になってから、レジオネラ菌が発生していますよね。何回発生しているんですか。直営のときはどうだったんですか。

**○産業振興部長（野元伸浩）** これまでヘルシーランドにおきましては、レジオネラ属菌が3回、検出されているところでございます。1回目が平成27年の12月、2回目が平成29年の11月、3回目が令和3年の3月という形になっているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** このレジオネラ菌の発生の原因。これについて、どういう調査が行われたんですか。その井戸水と上水道との関係も含めて、どのような検討がされてきたんですか。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 公衆浴場での井戸水利用につきましては、配管等の管理、水質検査をしっかりとすれば、特に問題がないということを加世田保健所に確認しており、井戸水の利用に当たっては、井戸水のタンクに入る前に、塩素消毒を行っているところでございます。これまで指定管理者は、水道料の経費を節減するために井戸水を使用してきましたけれども、こういった加世田保健所とか、そういったところに確認して、水質検査等も実施して

おり、問題はないというふうに考えておりますので、井戸水を利用することについては、加世田保健所からの指導もあって、水質検査もいいということでございますので、そういったところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 指定管理になった22年から25年、これが1期の契約だと思うんですよ。この間に、水質検査も、保健所にも届はされていないわけでしょう。直営のときに、上水道で営業してきたんですよ。22年度にそういうことが行われているのに、指定管理の契約として、異常とか、そういう面では考えてはいないんですか。あくまでも指定管理の立場に立って行政を進めると、今の答弁聞いてたら、指定管理の立場なんですよ。オーナーとしての感覚は全然ないんですよ。直営でされてきたものを、水道料を減らして、利益を得るために勝手にしていることなんですよ。これまで同僚議員が何度もこの問題については質問している中で、無届けで、しかも4回、4回にわたって改良しているという議会報告もされているんですよ。そういう中で、22年度に知らないうちに、無届けで知らないうちにやられたことに対して、行政としては、指定管理を守るため、水道料金を減らして利益を増やすために、これが当たり前だという捉え方するんですか。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 現指定管理者に平成22年度から指定管理として業務を担っていただいているんですけども、これが1期目ということでございますが、その当時から水質検査については実施しておりますので、その水質検査の結果は特に問題はないというふうに認識しているところです。指定管理者につきましては、やはり自分たちのその利益、利潤追求というところもございますので、水道料金について井戸水を使って経費節減をしているというところは、その指定管理者の考え方だというふうに思っているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** オーナーとして、市は、ヘルシーランド、市の物の中で指定管理をお願いしているわけですよ。それだったら、直営でやったときに、何で井戸水のほうに変えてやらなかったんですか。そこには大きな問題があったんじゃないですか。その辺はどうなんですか。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 市が直営でやってきたときにつきましては、水道料を使用していたということでございますけれども、指定管理者としては、やはり自分たちの利潤というものを追求しないといけないというところもあって、井戸水を利用、活用しているというところでございますので、その付近に関しましては、その指定管理者の考え方に基づいてのことだというふうに思います。市としましては、指定管理業務につきましては、モニタリング等も実施しておりますので、その都度、問題とかそういうところがあれば指導をしてきたつもりではあります。

**○10番議員（吉村重則）** 同じ繰り返しになっているんで、あと、平成30年の時点で、指定管理の職員が内部告発をしていますよね。二重帳簿の問題で。この資料については、市のほうにもちゃんと送られていると思うんですよ。この間、この問題についても同僚議員が何度も

取り上げている中で、その二重帳簿は、23年から27年の分、5年間だということは、この二重帳簿について、メールとして市のほうには届いているんですか。

○産業振興部長（野元伸浩） 議員御指摘のとおり、その部分についてはメールで市のほうに届いているところでございます。

○10番議員（吉村重則） NHKでもニュースで流れていますよね。ですので、市としてはそれなりの対応をしていると思うんですけども、この二重帳簿について、どのような審査と言ったらいいのでしょうか、されてきているんですか。

○産業振興部長（野元伸浩） この件に関しましては、本市の監査委員において監査を実施しまして、概ね適切に処理されているということが認められております。この結果につきまして、当時、公表もされているところでございます。なお、指定管理者におきましても、公認会計士に調査を依頼し、問題はなかったと調査結果を受けて、市のほうにもそういう報告もなされているところでございます。

○10番議員（吉村重則） 市の会計監査でされているということですけども、議会の答弁の中では、27年度についてはされていると。23年度からについては、担当課のほうで調査していくという答弁もされているんですよ。23年から27年まで、全部、あのされているんですか。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時32分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

○産業振興部長（野元伸浩） 平成23年度から平成29年度の調査を行った結果、数字の改ざんや二重帳簿はいずれも認められなかったところでございます。

○10番議員（吉村重則） 1月30日の改ざんのメールを受けて、内部告発された方と電話で4回、面談で2回、文書で1回されているんですけども、これは事実ですか。

○産業振興部長（野元伸浩） 二重帳簿の件に関しましては、市の監査におきましても適切に処理されているということもございますので、いずれも、もう二重帳簿については認められなかったということでございます。

○10番議員（吉村重則） 二重帳簿には認められなかったということを、今、答弁あったわけですけども、平成30年の5月7日付で、市長名の回答書では、要約すると、貴殿からの回答書が事実であるとすれば誠に遺憾であり、今後、貴殿からの情報提供を踏まえ、これまでのモニタリングの方法や調査内容を再検討し、さらに踏み込んだ調査を行いますという回答をしているにも関わらず、二重帳簿はなかったという判断をするんですか。

○産業振興部長（野元伸浩） 二重帳簿の件に関しましては、もう先ほどから説明しておりますとおり、本市の監査委員による監査、そういったことも実施しましたし、指定管理者におき

ましては公認会計士に調査を依頼して問題はなかったというところがございますので、二重帳簿に関しましては認められなかったということがございます。

**○10番議員（吉村重則）** そんな無責任な答弁があるんですか。今まで議会で、答弁していること、全部否定することになるんですよ。二重帳簿がなかったっていうことは、平成29年度から31年ぐらいにかけて、同僚議員が質疑をしています、質問をしていますよ。その中で、二重帳簿については、平成27年度については市の監査でやりますと。それは答弁の中にあります。23年からほかの年度については、担当課でちゃんと調査するという答弁もされているのに、これも全部否定するということではよろしいんですか。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 否定をしているつもりはございません。先ほどから話をしているとおおり、二重帳簿については、市の監査、指定管理者の公認会計士、いずれも認められないという報告をいただいておりますので、その結果、私どものその二重帳簿については認められなかったということを説明しているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** その内部告発された方と電話で4回、面談で2回、文書で1回、やっていますけれども、市の監査にしても、指定管理にしても、本人とは何もされていないわけでしょう。本人が告発をしているのに、そこは避けてやったら異常ありませんでしたと、これが市の態度なんですか。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 本人とは直接は会って話はしておりませんが、その本人から頂いたその資料に基づいて検査をした結果、認められないということではございます。

**○10番議員（吉村重則）** 議会の中で、1月30日に改ざんのメールを受け、内部告発をされた方と電話でやり取りが4回、面談が2回と答弁されているんですけども、虚偽答弁をしているということなんですか。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 虚偽答弁ということではないということです。  
（「休憩してください」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時54分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 先ほどの答弁で、面談をしたことはなかったという答弁をいたしました。本人と面談が2回、電話で4回、実施されております。訂正してお詫び申し上げます。すいませんでした。

**○10番議員（吉村重則）** そういう中で、市の監査にしても、指定管理の監査にしても、本人との確認、本人がそういう数字を出しているわけですね。これについては、市の監査でも担当課でも、していないと、調査はしていないということではよろしいんですか。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 担当課のほうで平成23年度から平成29年度に調査をした結果、認

められないということでございます。

○10番議員（吉村重則） 担当課でしたんだったら、4回電話で、面談で2回、しているわけですよ。この調査するに当たっては、本人は呼んで調査はしていないということによろしいんですか。

○観光施設管理課長（岩林茂樹） 調査を実施するときには、直接的な聞き取りはしておりませんが、提供のあった資料を照らし合わせながら調査を行ったところです。

○10番議員（吉村重則） 本人を呼ばずに、その提供のあった資料について調査したというけれども、どっちが当たり前でどっちが当たり前でないかということなんか、担当課でその辺ははっきりしたんですか。

○観光施設管理課長（岩林茂樹） 報道されたあと、様々な調査が行われ、いずれも報道されたようなことは認められなかったという結果であったところです。本件の調査結果につきましては、調査が終了した段階で議員の皆さんにも御報告しております。

○10番議員（吉村重則） 本人と面談して調査していないということを含めて、納得のできる内容ではないんですけれども、あと、観点を変えると、平成22年度に配管替えをして、上水道の利益の部分がかかなり上がっているんですよ。この問題でも取り上げられたときに、当時の部長は、そういう決算の差額がありますと。決算の中には、ほかにも修繕料であったとか、需用費であったりとか、委託料があったりして、そういう部分も含めて予算化していますので、修繕料にも相当使われているという答弁をされているんですよ。それだったら、現在、ヘルシーランドの温泉館、故障だらけですよ。シャワーにしても温度調整が効かずに危ないと。何か、ほかの部分でもタイルが剥がれたりとか、故障だらけなんだということが言われるんだけど、年に2回は現場に行って、職員が行って、モニタリングをされると言われるんだけど、これが現状が当たり前だという感覚でいるんですか。

○産業振興部長（野元伸浩） モニタリングについては、年2回実施するということになっておりますので、それに基づいてモニタリングの調査を実施しているというところでございます。

○10番議員（吉村重則） 温泉内で不良箇所があるが、それは関係ないと。これまで最高28万人から、年間、入っているわけでしょう。それがもう、どんどん減ってきている。レストランは大赤字だと。だから、検討して造り直すというような方向だったと思うんですけれども、そんな施設に誰が行きますか。不良箇所がどんどん増えているのに、これが指宿の指定管理をお願いしている、指定管理の実態なんですか。

○産業振興部長（野元伸浩） 修繕等につきましては、そのモニタリングのときに指定管理者からも報告を受けておりますので、その都度、しなければならない修繕については、市が予算を付けて実施するという形をとっているところでございます。

○10番議員（吉村重則） つまり、今の保養館は故障があって、熱いお湯がシャワーから出て

も、入浴者が問題だという捉え方でよろしいんですか。もう、本当言って、今の状態が、今の答弁からすれば、今の管理状況が当たり前だという答弁だと思うんですけども、この状態をそのまま受け入れるということでもよろしいんですか。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 先ほど申し上げましたとおり、その修繕等についても、その都度、報告を受け、市で対応しなければならない分については対応しているという状況でございます。

**○10番議員（吉村重則）** さっきも水道料の問題で利益をしている中で、需用費とか修繕費のほうに回しているんだという答弁が議会でもされているんですよ。市としてのその修繕については、当然、50万以上についてはやっているでしょうけれども、それ以下について、指定管理者がしていないと。そういう故障だらけの温泉に市民を呼んでいるということでもよろしいんですか。

**○観光施設管理課長（岩林茂樹）** 50万円未満の修繕においては、指定管理者側の負担で行われ、毎月の連絡調整会で報告されております。令和3年度には年間149件の修繕が行われております。

**○10番議員（吉村重則）** 私の質問に対して、全然答弁がなされていないんですけども、今、故障だらけ、利用者からそういう声はどんどん返ってきています。故障だらけの実態が、指定管理がちゃんとしているんだということになると思うんですけども、令和元年の第4回の決算委員会の中で、これは30年度に指定管理が締結されたときの元年の第4回の決算委員会で、議会で行われていることは、ヘルシーランド及び山川砂むし保養施設などの指定管理者がいろいろな問題があったにも関わらず、引き続き、指定管理者に決定をし、予算執行が同社に対してなされている。同社が指定管理者としてやってきた中で、必要な県や市への書類提出を怠り、あるいは遅れたりしたことも明らかになり、配管設備に関するものや、その他、必要な書類も残っていない。適切な水質検査という面でも問題がある。複数年度にわたって通常では考えられない予算、決算になっている。これらは単なる間違いという域を超えて、体質の問題、根本的な問題であり、指定管理者の資質や資格にも関わる重要な問題でありました。指定管理者として適正でないと判断すべきだというのが決算委員会でも言われているんですよ。29年の決算の中で大問題になって、保健所に届をし、30年の1月には二重帳簿の関係で告発があったわけですよ。30年度のその指定管理の指定について、どのような審議がされたんですか。こんだけ不良が、いろんな問題を抱えていたにも関わらず、30年度に、次、5年間の指定管理をしたのはどういうことなんですか。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 当時のその指定管理者の選定につきましては、当時、その指定管理者に関わる選定委員会が開催されておりますので、その中で審議され、決定されたものと思っております。

**○10番議員（吉村重則）** 決算委員会の中で、平成29年度の決算委員会の中で大問題になって

いるんですよ。上水道を井戸水に配管替えをした。これについても、直営のときにはそのままし、1期3年にほかの指定管理がしたときには、そのままできているんですよ。22年度にやった年度から、もうさっそく水道料を、利益を追求するためにやる。なんでここまで指定管理の立場で市の行政をしなきゃならないのか、不思議でたまらないんです。なんで、今回、この問題を取り上げたかと言いますと、5年、6年に直営で大改造をすると。だけど、その配管についても、指定管理の利益を得るために配管設備もさせました。今度、大改造するときには、市の責任で改造をやりますと、説明の中で言われているんですよ。何で市民の血税を使って、そこまでしなきゃならないのか、理解に苦しむんですよ。だからこそ、まだ指定管理の期間中ですので、ちゃんと現状復旧させるべきだと思うんですけども、それでも指定管理の立場に立って、認めていくんですか。

**○観光施設管理課長（岩林茂樹）** これまで指定管理者は、水道料の経費を節減するために井戸水を使用してきましたが、市が直営で運営するに当たっては、運営上どちらがよいか、直営での運営が始まるまでに検討したいと考えております。

**○議長（下川床泉）** まだ答弁がありますか。

**○市長（打越明司）** 答弁をちょっと補完いたします。上水道と井戸水のどちらを使うかというのは、今の配管の設備では、どちらでも使えるようになっていまして、このバルブの操作で切り替えが可能なので、新たな工事は必要でないという判断であります。ですので、経費削減の観点から、指定管理者は上水道を活用せずに、井水を使ったというふうなことのようでもありますけれども、今のところはそれも保健所では問題はなしというふうにしておりますが、井水の場合にはやはりきちっと塩素で消毒をしたり、いろんなこともありますので、今後、どちらでも使える状態にあることは間違いありませんので、この引継ぎを段階を含めて、直営に切り替わるまでの間に適切な判断をしたいというふうに思っているところです。

**○10番議員（吉村重則）** 指定管理のほうが利益追求のために上水道から井戸水に変えたという面では、本当、指定管理違反と言ったら違反だと思うんですよ。当然、その改善する時点で、市と協議をした中でやっているんだしたら、まだ分かります。7年後の決算、議会の決算委員会で問題視されて、初めて県のほうにも届出をすると。こういうことは本当に許されるのかどうか。あと、大規模改造をするということですけども、竣工図なんかは全部あるんですか。

**○市長（打越明司）** 先日の東伸行議員の質問にも少し触れましたけれども、この平成29年度の決算特別委員会等において、様々な御指摘をいただいていたようであります。建設時の竣工図を紛失していたこと、あるいは配管の改造等を口頭でのやり取りだけで行ってきたこと。こういったものを含めて、やはり市としては、適切な管理運営に問題があったということで、深く反省をし、今後、そのようなことがないようにやる。当時、そのような形で反省もした上でスタートをしたというふうに承知しております。ちなみに、図面についてはです

ね、新たに平成29年から30年にかけて、配管図を、現状のものを造り直しまして、それを市が定める状態ということに判断をしておいて、30年から指定管理が始まったというふうに承知をしています。

当時の竣工図については、市が承認したと確認できる書類がなかったために、市の指定管理者がどのような改造したか分からない状況であったことから、配管経路が変更された箇所の調査を行いまして、新たな配管図の作成を行ったということでもあります。そして、その状態での使用が心配ないかどうかということを保健所等々に確認をいただいて、問題はないという了解をいただいて、それをもって、その後の運営にスタートして、それを基本として、現在もやっているということでもあります。

(発言する者あり)

○議長(下川床泉) 竣工図についての答弁を。

○産業振興部長(野元伸浩) 竣工図につきましても、平成29年度に新たに作成をしてございます。

○10番議員(吉村重則) ということは、保養館の図面は全部揃っているということでしょうか。

○産業振興部長(野元伸浩) はい、そのとおりでございます。

○10番議員(吉村重則) ヘルシーランドの保養館が運営されるようになってから、もう20何年になっているわけですよね。この間、大規模な改修については、ちゃんとした記録は残っているんですか。

○産業振興部長(野元伸浩) 建設当時から現在までですけれども、大規模改修というような大きな改修ということは実施してきていないところです。

○10番議員(吉村重則) 今度の予算の中で、基本的な設計ということで、1,000万から予算があげられているんですけれども、委員会の審議の中でもこれから検討、これから検討とか、そういうことが言われたんですけれども、1,000万によって、これからのその保養館のあり方、どういう運営の方向を検討しているのか、その辺はどうなんですか。

○産業振興部長(野元伸浩) 今回の改修につきましては、ヘルシーランドが今後、10年、20年、使い続けられるように、施設の長寿命化を念頭に、温泉保養館については建物の外壁や各種タンク、電気設備、温泉配管、浴場やプール、トイレなど、そういった施設の全体的な改修を行うということを考えているところでございます。露天風呂につきましても、タンクや配管等の改修を計画しているところでございます。露天風呂とか、そういうところにつきましては、市民、観光客等が利用できるように、改修ができることを考えているところでございます。

○10番議員(吉村重則) ヘルシーランドの保養館が、最初、運営されるようになったときには、グラウンドも芝がちゃんとしていて、高校生が何年も、鹿実が成川の区民センターに合

宿をして、何回もやっているんですよ。そういう意味では、ちゃんと改修すべきだと思うんですけども、市長、どのように考えますか。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 多目的広場の芝生についてでございますけれども、こちらのほうはサッカー、グラウンドゴルフなど、年間を通じて利用されているというところもございませので、今後もそういう活用をしていただきたいというふうに思っているところでございます。改修については、今のところ予定はないところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** グラウンドのほうは野芝に変わっています。そういう面では、改修については検討していないということですが、グラウンドも含めて、やっぱり利用者、増やしていくということを、今後、検討していただきたい。

あと、時間の関係で、もう次に入ります。インボイスについて。来年の10月から導入されるわけですが、1,000万以下については、これまで納税する必要はなかったと、免税により申告もされなかったわけですが、財務省の試算では、1,000万円以下の平均納税額が15万4千円になるという試算も出ております。納税者になる事業者の平均、年間課税売上が550万円、税金を、550万円、粗利益率を28%として計算すると、粗利益は150万円になり、10%で15万4千円になると。粗利益の中には、やっぱり家族だけではできないということで、アルバイトを入れれば30万も払わんといかんということで、事業者としては120万ぐらいしか残らないという実態なんですよ。それと、このインボイス方式になった場合には、その領収書の関係で、課税業者になるか、それとも、非課税業者、選んだ中で、取引が停止されて廃業されるか、それと同時に、また、消費税額を減らした取引になるか、本当いって、中小零細企業にとっては廃業せざるを得ないというような状態になるわけです。そういう意味では、市民にとって大きな打撃を受けるという面で、やっぱり国に対して廃止を求める考えないのかどうか、市長にお願いいたします。

**○市民生活部長（増永智美）** インボイス制度は、消費税の納付をより確実なものとするための国の施策であり、法律において、消費税の軽減税率制度の導入、3年以内をめどに事業所の準備状況や事業者取引への影響の可能性などを検証し、必要があると認めるときは法制上の措置や、その他の必要な措置を講ずると明記されております。以上のことから、今後の国の動向について注視していきたいと考えているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 市内の中小零細企業、シルバーにしても、例えば全国平均で言いますと、年間、平均43万円ぐらいになるんだと。そういう中で、約2万円、消費税に持っていかれるということで、市がそういうシルバーへの委託する分についても、多分、値上げせざるを得ないと。消費税分を値上げしていかざるを得ない状態になるんだと。そういう面では、本当、事業者は廃業せざるを得ない状態も出てきます。そういうことを考えれば、国に求めていくべきだと思います。

あと、給食、子育て支援については、無料化する考え、今のところないと。学校給食なん

かについては、第3子から無料にするとか、その辺の検討はされないですか。

○**教育部長（紺屋聖一）** 本年度の学校給食費等補助金の見込み額は、対象者2,865人で約3,470万円でございます。お話がございました第3子以降について、学校給食費を無償化した場合、対象者は218人で、補助額は約700万円の増額となり、合計で約4,170万円となります。現在におきまして、児童生徒に対して、学校給食費等の一律補助を行っていることから、一部の無償化につきましては検討していないところでございます。

○**10番議員（吉村重則）** 毎月発表される全国の消費者指数によると、10月以降、食料費は約7千品が。

○**議長（下川床泉）** 簡潔をお願いします。

○**10番議員（吉村重則）** 値上げされ、年内には2万点から値上げをされるとなっております。子育て支援への、支援が必要だと思うんですけども、この辺はどのように考えますか。

○**教育部長（紺屋聖一）** 先ほども申し上げましたが、現在におきましては、児童生徒に対して、学校給食費等の一律補助を行っていることから、一部の無償化につきましては検討していないところでございます。

○**議長（下川床泉）** これにて、一般質問を終結いたします。

#### △ 議案第71号上程

○**議長（下川床泉）** 次は、日程第3、議案第71号、財産の取得について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

○**市長（打越明司）** 今回、追加して提案いたしました案件は、財産の取得に関する案件1件であります。

それでは、議案第71号、財産の取得について、御説明いたします。

本案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格2,000万円以上である財産の取得について、議会の議決を求めるものであります。

議案の詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○**総務部長（下吹越寿）** それでは、命によりまして、追加して御説明申し上げます。追加提出議案の1ページを御覧ください。

議案第71号、財産の取得について、であります。

本案は、開聞方面隊の4分団に配置されている小型動力ポンプ軽積載車が、購入から既に20年を経過していますことから、これらの車両の更新と、ほかの5分団に新たに同車両を配置したいことから、合計9台の小型動力ポンプ軽積載車を取得しようとするものであります。取得する財産は、小型動力ポンプ軽積載車9台、取得の方法は随意契約、取得金額は3,296万7千円、契約の相手方は鹿児島市松原町12番32号、鹿児島森田ポンプ株式会社、代表取締役尾曲昭二であります。なお、今回の財産の取得方法が随意契約になっておりますが、当初、指名競争入札を実施したものの、物価上昇による資材価格の高騰などが原因で不落札となったため、地方自治法施行令第167条の2第1項の規定に基づき、随意契約としたものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時27分  
再開 午後 3時28分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議案第71号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（下川床泉） これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第71号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第71号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第71号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 御異議なしと認めます。

よって、議案第71号は、同意することに決定いたしました。

### △ 散 会

○議長(下川床泉) お諮りいたします。

9月21日は本会議の日でありましたが、一般質問の終結により休会といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 御異議なしと認めます。

よって、9月21日は休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後3時29分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 下川床 泉

議 員 新宮領 實

議 員 田 中 健 一

# 第 3 回 定 例 会

令和 4 年 9 月 29 日

(第 4 日)

### 第3回指宿市議会定例会会議録

令和4年9月29日 午前10時00分 開議

~~~~~

#### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第63号 指宿市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第64号 指宿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第65号 令和4年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第5 議案第69号 令和4年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第6 議案第70号 令和4年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 議案第66号 令和4年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 議案第67号 令和4年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第68号 令和4年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 審査を終了した陳情
  - 陳情第10号 川内原発の20年延長運転期間に関する陳情書
  - 陳情第11号 市議会の委員会に於いて、休憩中に実質的な討議がされていて、その内容が委員会会議録には残らない事態が発生しているため、委員会での休憩中の討議をせず、議論の過程が全てきちんと議事録に残る様子を求める陳情
  - 陳情第12号 6月議会で審査された令和4年陳情第8号「陳情者は2004年に指宿市へ転入してきているが、それ以来、今年2022年に至るまで一回も回覧資料の配布がなく、そのことの確認が市当局から拒否されていることについての陳情」に於いて、陳情者は自治会費を納め、自治会に加入していることが陳情本文に記載があるにもかかわらず、自治会未加入であるため回覧がされないのは当然だという審査結果が出て

いるため、再度の審査を求める陳情

陳情第13号 令和4年6月議会で陳情第4号から同8号までのタイトルが異例にも、全く読み上げられず、本会議の議事録に記載さない事態になり、陳情の意味が曲解された形で議事録に残ることになったため、そのようなことを明確に禁止し、必ず、陳情のタイトル全体を本会議の場で読み上げることがを求める陳情

陳情第14号 令和4年6月議会の委員会審査で陳情第4号から同9号までについて、異例にも市側（執行部）からの説明が無いまま議員だけの審査がされたので、同陳情内容についての市側の事実認定や説明を委員会審査の場ですることなどを求める陳情

○日程第11 閉会中の継続審査について

議案第55号 令和3年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第56号 令和3年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第57号 令和3年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第58号 令和3年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第59号 令和3年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第60号 令和3年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について

議案第61号 令和3年度指宿市公共下水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について

議案第62号 令和3年度指宿市温泉供給事業会計決算の認定について

○日程第12 報告第5号 指宿市の令和3年度決算に基づく財産の健全化判断比率の報告について

○日程第13 報告第6号 指宿市の令和3年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について

○日程第14 議案第72号 令和4年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について

○日程第15 意見書案第2号 川内原発の40年の運転期間を守るための意見書（案）

○日程第16 閉会中の継続調査について

○日程第17 議員派遣の件

---

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

---

1. 出席議員

2 番 議 員	松 下 知 恵	3 番 議 員	山 本 敏 勝
4 番 議 員	前 原 五 男	5 番 議 員	東 勝 義
6 番 議 員	西 田 義 哲	7 番 議 員	新宮領 實
8 番 議 員	恒 吉 太 吾	9 番 議 員	田 中 健 一
10 番 議 員	吉 村 重 則	11 番 議 員	東 伸 行
12 番 議 員	西 森 三 義	13 番 議 員	井 元 伸 明
14 番 議 員	新川床 金 春	15 番 議 員	福 永 徳 郎
16 番 議 員	高 田 千ヨ子	17 番 議 員	前之園 正 和
18 番 議 員	下川床 泉		

---

1. 欠席議員

1 番 議 員	中 村 昭 二
---------	---------

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	打 越 明 司	副 市 長	有 留 茂 人
教 育 長	吉 元 鈴 代	総 務 部 長	下吹越 寿
市民生活部長	増 永 智 美	健康福祉部長	山 元 成 之
産業振興部長	野 元 伸 浩	農 政 部 長	寺 田 昭 宏
建 設 部 長	星 倉 淳 一	教 育 部 長	紺 屋 聖 一
水道事業部長	坂 元 一 博	山 川 支 所 長	中 島 裕 一
開 聞 支 所 長	山 下 秀 一	市 長 公 室 長	渡 部 徹 也
総 務 課 長	山 下 浩 二	経 営 改 善 推 進 室 長	木 下 英 城
財 政 課 長	東 忠 孝		

---

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	鮎 川 富 男	次 長 兼 議 事 係 長	池 水 拓 也
主 幹 兼 調 査 管 理 係 長	川 畑 裕 二	議 事 係 主 査	古 川 浩 仁

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（下川床泉） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（下川床泉） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、吉村重則議員及び東伸行議員を指名いたします。

## △ 議案第63号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第2、議案第63号、指宿市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、を議題といたします。

本案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（東勝義） 総務水道委員会へ付託されました、議案第63号、指宿市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月5日、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました質疑、意見について申し上げます。

育児休業等を取得しようとする職員に対し、条例の改正された点をどのように周知するかとの質疑に対し、本市には、育児休業支援プログラムというのがあり、取得方法等については、本人及び所属長に説明をしていくとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第63号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第64号(委員長報告, 質疑, 討論, 表決)

**○議長(下川床泉)** 次は、日程第3、議案第64号、指宿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長(新宮領實)** 文教厚生委員会へ付託されました、議案第64号、指宿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月6日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、年末に休日を1日追加することは市民への影響が大きいです。周知はどのようにするかとの質疑に対し、広報紙やホームページ等で、クリーンセンターと足並みを揃える形で12月31日は休日になるということを十分に周知するとの答弁でした。

次に、市民がごみの問題について真剣に考えられるような周知を考えているかとの質疑に対し、これまで以上に分かりやすく周知するとの答弁でした。

意見として、改正は致し方ないが、指宿市民がごみ処理を適切に行えるよう、周知徹底を図っていただきたいというものがありませんか。

以上で、報告を終わります。

**○議長(下川床泉)** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第64号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 御異議なしと認めます。

よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第65号(委員長報告, 質疑, 討論, 表決)

○議長(下川床泉) 次は、日程第4、議案第65号、令和4年度指宿市一般会計補正予算(第9号)について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長(東勝義) 総務水道委員会へ分割付託されました、議案第65号、令和4年度指宿市一般会計補正予算(第9号)について、の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月5日、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、健幸・協働のまちづくり課所管分について。市民会館の建設に伴い、ふれあいプラザなのはな館の電気料と一本化することで、電気料の節約及び軽減できるということかとの質疑に対し、支払事務の効率化・簡素化にはなるが、電気料の節約にはならないとの答弁でした。

市民会館での一括受電ということで、配線代が生じると思うが、それに対しての経費はないのかとの質疑に対し、その配線代も市民会館建設工事費用の中に含まれているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、総務課、市長公室、デジタル戦略課、危機管理課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局の各所管分につきましては、人件費のみの補正であるため、説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長(下川床泉) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長（新宮領實）** 文教厚生委員会へ分割付託されました、議案第65号、令和4年度指宿市一般会計補正予算(第9号)について、の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月6日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、環境政策課所管分について。指宿の指定ごみ袋はすごく立派だが、他自治体では簡易なロール式の袋を使用しているところもある。すぐ破れたりすることもあるのかもしれないが、コストを下げて買いやすい袋にできないかとの質疑に対し、ごみ袋の素材は、市町村ごとに異なっている。本市の素材は、ごみを出すまで破れることがないように選定している。今後、近隣市と比較してどのような違いがあるのか調査をしたいとの答弁でした。

ごみ袋について、世界情勢や原油高騰によるナフサ高騰もあり、原材料も上っているが、今後、交付金が使えなくなった場合に、ごみ袋代に転嫁されることはないかとの質疑に対し、現時点では値上げは考えていない。今後も変わらないとは言えないが、素材を安いものにするなど、努力した上で検討したいとの答弁でした。

2tダンプを軽ダンプに変更する件について、報道であるメーカーの不正による販売停止の影響によるものかとの質疑に対し、それが理由ではない。車種変更の理由は、日々の業務の状況による。2tダンプはこれまで山間部への大量不法投棄などに対応しているが、本年度もだが、近年、住宅地付近への不法投棄が増えており、必要に応じて警察にも連絡をしながら対応している。まずは、現場確認を行って対処しているが、そういうものに対応するためには、軽ダンプのような小回りのきく車両がどうしても不足するので変更したとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、国保介護課所管分について。地域介護・福祉空間整備等施設整備事業というのは、どういう事業なのかとの質疑に対し、高齢者施設等の防災・減災対策を推進するために、スプリンクラー等の整備、耐震化改修、大規模修繕等のほか、非常用自家発電・給水設備の整備、水害対策に伴う改修と倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修に対策を講じるものであるとの答弁でした。

認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業に2事業者の要望があったということ

だが、指宿市には認知症に対応しているグループホームなどの施設が他にもあるかとの質疑に対し、市が指定をしている事業所は、グループホームや通所介護の施設が30数箇所あり、全てに照会をかけて、今回2事業者が応募したとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について。DVは認定したのが何件あるかとの質疑に対し、昨年度からの入所が1世帯あり、本年度の相談については4件あるが、入所に至っていないとの答弁でした。

警察関係との協力体制はできているかとの質疑に対し、ケース会議等を警察や児童相談所などと一緒にやって対応しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、健康増進課所管分について。返納金について、これは新型コロナウイルスに関する支出が少なかったので返納をするということかとの質疑に対し、申請して交付された額より実績が少なかったために返納が生じたとの答弁でした。

交付された額より実績が少なかったというのは、コロナウイルスワクチン接種を受けなかった方がたくさんいたということかとの質疑に対し、当初予算では、接種率を100%で見た予算を組んでいる。接種率そのものは3回目で66%を超えているが、100%で見ていたので返納が生じることになった。中には体質的に接種したいができないという方もいるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、学校給食センター所管分について。給食配送車を新車購入する予定が、様々な状況で延びているということだが、納車の時期は決まっているのかとの質疑に対し、年度初めに入札契約を行っても、納車は1年後であったため、まだ契約を結んでいないが、ディーラー側に納車時期を確認したところ、おおむね1年を要するとのことと、新車のシャシーが届いても、上の架装部分のコンテナの取替えに1か月から2か月を要するとのことと、販売業者と調整をしているとの答弁でした。

買換え予定の車両以外の残り2台も年数がたって、買換えが必要な時期ではないか。同じように時間が掛かるのであれば、検討する必要があるのではないかとの質疑に対し、年次的に買い換える予定だが、今回1台目で購入時期がずれ込んだこともあり、あとの2台も車の傷み具合や状態を見て、一緒に買い換えないと車もたないという事態に対応できるようにしたいとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、社会教育課所管分について。各校区公民館にインターネット環境を整備するということだが、どのような使用方法を想定しているか。その目的は何かとの質疑に対し、現在はインターネット環境が全く整備されていない状況であり、生涯学習講座の先生や生徒とのオ

ンラインでのやり取りや、インターネットを使って調べ物を行うといったことができず、事務処理にも支障を来している状況にある。令和4年10月以降、各校区公民館に試験的に、1か月当たり3GBのデータを限度としたWi-Fi環境を整備、運用し、その結果を見ながら、後年度においてデータ量の拡大をするかどうかということを検討していきたいとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、歴史文化課所管分について。NHK全国放送公開番組の実施に伴い、指宿市民会館に仮設舞台を設置ということだが、新たに造られた舞台では物足りないということかとの質疑に対し、NHKの公開収録があり、「にほんごであそぼ」という番組に決定しており、NHKと打ち合わせをしているところだが、今の舞台に対して、番組収録で使う広さが十分なのか検討したところ、舞台を広げることについて依頼があったとの答弁でした。

NHKは公共放送なので、収録するのに広さが十分でないということであれば、NHKがこの費用を出すことはできないのかとの質疑に対し、NHKでは番組に関する準備はするが、設備については各市町村で準備することになっているようであるとの答弁でした。

このテレビが放送されることで、市民への効果と同様に、指宿市の経済効果、例えば、観光客の誘客なども考えて公開収録に応じたのかとの質疑に対し、観光的な効果ということだが、これからNHKと打ち合わせをしていくので、できる限り指宿の良さを紹介できるような番組になるようお願いしていきたい。収録日は、来年の2月5日と決まっているが、観客はNHKが募集をして決定されるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、教育総務課所管分について。理科教育設備費補助金で購入する備品はどのようなものかとの質疑に対し、理科の授業で使う空気中の酸素濃度を測るデジタル酸素濃度チェッカーや、プログラミングの学習導入セット、顕微鏡等を購入するとの答弁でした。

現在、その様な設備が学校に整っていないから補充をするということになるのかとの質疑に対し、基本的にはそのように考えているが、老朽化した物の買換えなどもあるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、学校教育課所管分について。適応教室のノートパソコン購入ということだが、パソコンだけがあっても、ネット環境がないと困ると思うが、そういったところはどうかとの質疑に対し、GIGAスクール構想において、パソコンのWi-Fi機能については、現時点で全学校で使えるようになっているとの答弁でした。

GIGAスクールの中でいろいろな調べ物や、オンライン授業があつたりすると、データ容量というのはとても大事になってくるが、1か月当たりどれぐらいの容量で考えているのかとの質疑に対し、データ容量は無制限で検討しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、市民課、税務課、指宿商業高等学校の各所管分につきましては、人件費のみの補正であるため、説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（下川床泉）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（田中健一）** 産業建設委員会へ分割付託されました、議案第65号、令和4年度指宿市一般会計補正予算(第9号)について、の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月2日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、土木課所管分について。県単砂防事業において、向吉地区を流れる山王川に堆積した土砂を除去するということだが、どういう状態なのかとの質疑に対し、河川の流路内に土砂が幅約3m、高さ約1m50cmほど溜まっており、今後、土砂災害等を引き起こす恐れがあることから、その寄り洲の除去をすると県から聞いているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、農政課所管分について。経営発展支援事業補助金を受けた新規就農者について、万が一、離農となった場合はどうなるのかとの質疑に対し、申請時に目標計画を立てて、それを4年後までに達成するようになっているが、もし達成できなかった場合は、計画を改善して達成に向けて一丸となってサポートしていく。申請を受ける際には離農ということが起こらないかしっかりと審査をしたうえで認定していきたいとの答弁でした。

意見として、新規就農者が生計を立てられるように十分なサポートをお願いしたいというものがありました。

次に、農産技術課所管分について。土壌診断に関する予算が含まれているが、もうエンドウマメ、ソラマメ関係は畝の準備ができています。それにも関わらずこれから実施することなのかとの質疑に対し、土壌診断については、これまでも県や農協にお願いをして実施している農家もいると思われる。豆類については、既に畝が立っているので、これから新たにということは難しいと思うが、オクラなど、その後の作物等に対して実施する方については、今後、継続して県と協力しながらやっていきたいと考えているとの答弁でした。

肥料価格高騰対策支援事業について、農家の方にはどのような周知をされるのかとの質疑に対し、この事業については、国・県・市がそれぞれ事業を実施することになっているので、できれば併せて説明をした方が良いだろうと思っている。ただ、国・県の事業がまだ明確になっていない部分もあるので、そこが分かり次第、9月下旬から10月くらいに説明会を開催できればと思っているところであるとの答弁でした。

意見として、肥料、飼料等について、いろいろ補助してもらうことはありがたいことであるが、農家に漏れなく周知できるような体制を取っていただきたいというものがありました。

次に、耕地林務課所管分について。小牧地区の農道の路肩補修について、工事期間はどの程度を見込んでいるかとの質疑に対し、この工事は大規模なことから、工事期間は年度いっぱいを考えているが、掘削等をすれば状況が変わって繰越も考えられるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について。商工会議所及び菜の花商工会への緊急経営安定化助成事業というのは、会費負担への助成ということかとの質疑に対し、年会費の半額を助成するものであるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、ふるさと納税室所管分について。指宿の資源であるかつおぶしを鍵に商品開発やPRを行うということだが、どのような構想かとの質疑に対し、地域内に来ていただいた方を中心に、指宿鰹節を良い物だと見ていただけるような取組をしていく。既存の一般的な小売の商品だけでなく、道の駅や飲食店などでかつおぶしの入ったメニューを作っただけ、実際に産地で食べてもらえるように取り組んでいきたいとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光施設管理課所管分について。ヘルシーランドの大規模改修については、どのような計画かとの質疑に対し、ヘルシーランドが今後も10年20年と使い続けられるような施設の長寿命化を念頭に、温泉保養館については、建物の外壁や各種タンク、電気設備や温泉配管、浴場やプール、トイレなど、施設の全体的な改修を行うこととしている。また、併設するレストラン等は、令和5年度以降の運営は行わない方針として、施設の在り方についても基本設計の中で検討したいと考えているとの答弁でした。

砂むし保養館の法面改修についてはどのような工法かとの質疑に対し、地熱や蒸気によって風化が進んでも崩壊しないために、安定勾配を確保して切土を行い、法面の安定を図りたい。今後も、経年劣化に対する維持管理が重要なため、法面の排水と維持管理等の点検作業を考慮して、設計基準に基づき、法面の高さ7mから8mごとに1.5m幅で小段を設け、法面の中央付近には約3m幅の管理用道路を設置する予定である。法面の対策工法は、県砂防課や南薩地域振興局、鹿児島大学に助言をいただき、法面の下に砂湯里があることも含めて、

最大限の安全を確保するために、モルタル吹付工で復旧を行う。また、復旧工事の際に、地熱や蒸気を開放できるパイプ等も設置する予定であるとの答弁でした。

意見として、ヘルシーランドの大規模改修については、ただ多くの市民が利用しているから改修するというのではなく、本当に観光地としての経済効果があるような方向での検討をするためにも、民間のノウハウを入れた中での検討が必要だと思いうもの、法面工事については、また何年か後に崩れるということにならないような工法でしていただきたいというものと、ヘルシーランドの大規模改修については、意匠的な部分も考えながら、観光客も市民も本当に楽しめるような施設になるように努力をしていただきたいというものがありました。

なお、観光課所管分については質疑、意見ともにありませんでした。

また、スポーツ振興課、建設監理課、都市・海岸整備課、建築課、農業委員会の各所管分につきましては、人件費のみの補正であるため、説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（下川床泉）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第65号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告はいずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第69号及び議案第70号（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（下川床泉）** 次は、日程第5、議案第69号、令和4年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について、及び、日程第6、議案第70号、令和4年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○**総務水道委員長（東勝義）** 総務水道委員会へ付託されました，議案第69号，令和4年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について，及び，議案第70号，令和4年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について，の2議案について，審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては，既に提案理由の説明がなされておりますので，省略させていただきます。

本委員会は，去る9月5日に審査いたしました結果，2議案ともに全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお，2議案ともに人件費のみの補正であるため，特に説明を求めませんでした。

以上で，報告を終わります。

○**議長（下川床泉）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（下川床泉）** 別にありませんので，質疑を終結いたします。

これより，討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（下川床泉）** 別にありませんので，討論を終結いたします。

これより，議案第69号及び議案第70号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は可決であります。

2議案は，委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって，議案第69号及び議案第70号の2議案は，原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第66号及び議案第67号（委員長報告，質疑，討論，表決）

○**議長（下川床泉）** 次は，日程第7，議案第66号，令和4年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について，及び，日程第8，議案第67号，令和4年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について，の2議案を一括議題といたします。

2議案は，文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので，文教厚生委員長の報告を求めます。

○**文教厚生委員長（新宮領實）** 文教厚生委員会へ付託されました，議案第66号，令和4年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について，及び，議案第67号，令和4年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について，の2議案について，審査の経過と結果を御報告

申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月6日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、2議案ともに全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第67号について。償還金及び還付加算金は、前年度の還付加算のところで還付するとき利子が発生するののかとの質疑に対し、利子についてはありませんとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第66号については、質疑、意見ともありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（下川床泉）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第66号及び議案第67号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第66号及び議案第67号の2議案は、原案のとおり可決されました。

#### **△ 議案第68号（委員長報告、質疑、討論、表決）**

**○議長（下川床泉）** 次は、日程第9、議案第68号、令和4年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算(第1号)について、を議題といたします。

本案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（田中健一）** 産業建設委員会へ付託されました、議案第68号、令和4年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算(第1号)について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月2日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

唐船峡そうめん流しの在り方や経営改善等を検討する委員会の出会謝金として報償費を18万円計上しているが、委員は何名でどのような方々なのかとの質疑に対し、委員は8名から10名程度を予定しており、構成内容はまだ確定はしてないが、商工会議所、菜の花商工会、開聞区長会、飲食店の経営者、唐船峡のOB職員、金融機関の代表の方などを考えているとの答弁でした。

意見として、唐船峡は指宿の観光の目玉の一つなので、今後どのように経営を改善していけばいいのか協議し、エレベーターや階段、トイレなどをしっかりと現状を見て、唐船峡がさらに発展し、飛躍していくように努力していただきたいというものがありました。

以上で、報告を終わります。

**○議長（下川床泉）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第68号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時58分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 審査を終了した陳情（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（下川床泉）** 次は、日程第10、審査を終了した陳情を議題といたします。

陳情第10号から陳情第14号までの5件は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

**○総務水道委員長（東勝義）** 総務水道委員会へ付託されました、陳情第10号、川内原発の20年延長運転期間に関する陳情書、から、陳情第14号、令和4年6月議会の委員会審査で陳情第4号から同9号までについて、異例にも市側（執行部）からの説明が無いまま議員だけの審査がされたので、同陳情内容についての市側の事実認定や説明を委員会審査の場ですることなどを求める陳情、までの5件について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月5日に審査いたしました結果、まず、陳情第10号について。原子力発電所の運転状況は、鹿児島県や原子力発電所が存在する薩摩川内市で、専門の委員会などが設置され、その状況などは、ホームページなどにアップされて情報提供も行われている。また、UPZといわれる準備区域にも本市は入っていない。さらに、原子力発電所というのは民間の所有するもので、運転延長を実施する・しないというのを考えるのもその企業である。仮に、20年運転延長を行うとなった場合、その申請を受けた国の機関である原子力規制委員会が、認可する・しないというのを判断するわけで、本市が直接関わることはない。したがって、議員が個人的に調査研究を行うというのは大いに結構なことだと思うが、議会として、意見書や議決をする必要はないというふうに判断することから、不採択とすべきであるという意見と、東日本大震災で様々な問題が発生し、40年延長ができていない原発もある。県民、市民の生活を守るために、エネルギーというのは、国が考えることであって、原子力発電に頼ることはないと思う。ロシアによるウクライナ原発の攻撃されるような戦争がいつまで続くのかわからないが、原発によるリスクの方が大きいと思われるので、採択すべきであるという意見と、川内原発20年延長については、太陽光、若しくは、風力、水力、地熱、火力と、いろいろとエネルギーはあるが、いずれも不安定な状態であると思う。天候に左右される部分を補うのは火力発電が主であったわけだが、現在、この火力発電にしても、ウクライナ・ロシアの関係で、輸入が不安定な状態である。この問題については、国が判断をする機関であり、地方の議会が立ち入れない部分だと思うので、この陳情については不採択とすべきであるという意見と、福島第一原発の事故以来、明らかになったことは、その瞬間だけではなく、11年半ぐらい経った今でも、帰還できず避難生活をしている人がいるし、後処理ができていない。また、被害の内容自体も、細部にわたっては把握できていない状況ということである。また、陳情によると、核燃料の管理が将来にわたって10万年も必要だというふうにあるように、未来永劫にわたって管理が必要だということである。原発というのは、後の処理も含めて考えるならば、技術的にも確立していないと思う。他の発電方式もいろいろあり、それぞれメリット・デメリット等はあると思うが、原発によるリスク以上

のものはないというふうにも思われる。また、この件については政府が決定すべきということだが、だからこそ、危険だということ、政府、あるいは、県に対して、意見を申し上げてくれということである。市が決定するということではなく、政府が決定すべきことだということ、これを前提にして、政府にその立場を申入れてくれというのが陳情の趣旨であり、原発の20年延長を認めないという立場は妥当なものと思うので、採択すべきであるという意見が出され、起立採決の結果、可否同数となり、委員長において採択すべきものと決しました。

次に、陳情第11号について。休憩中の議事録を残さなくてもいいと思う。なぜなら、質疑する項目が間違っているか確認をしたりするときに休憩があると思っている。必要なものはしっかりと質疑しているので、あえて休憩中で確認したことが載らなくてもいいと思うことから、不採択とすべきであるという意見と、委員会の会議録は、要点を記録するようになっていて、一定期間保存の義務もあり、それに基づいて処理されている。休憩中については記録の義務もない。そこを綿密に審査してほしいということは理解できるが、どのように審査するかは委員会の主体性に基づくものである。また、主題に対して関連性が少し疑問なものについて確認をしたいという場合、休憩は必要と考える。休憩中のもの全てを議事録に残すという根拠はないと考えることから、不採択とすべきであるという意見が出され、起立採決の結果、起立なしで不採択にすべきものと決しました。

次に、陳情第12号について。この陳情は、第2回定例会の中で陳情第8号として委員会で審査され、結果が出ているものを再度審査してほしいという陳情である。再審査することはできないことから、不採択とすべきであるという意見が出され、起立採決の結果、起立なしで不採択にすべきものと決しました。

次に、陳情第13号について。議場でタイトルを全て読まなくても、公開している正規の会議録は、陳情のタイトルも記載されていることから、不採択とすべきであるという意見と、議会を効率的に運営するという意味において、議案第何号から第何号まで、あるいは、陳情第何号から第何号までという使い方をすると思う。また、場合によっては、お示しのおおりに、ということで済ますことがある。効率的に、かつ、密に審査し、議事運営をするという意味においても、そのような手法を取ることはあり得る。よって不採択とすべきであるという意見が出され、起立採決の結果、起立なしで不採択にすべきものと決しました。

次に、陳情第14号について。議会に提出された陳情であり、議員が審議するのは当たり前の話であって、執行部を必ず呼んで行く必要はない。分からない箇所があった場合には、必要に応じて執行部を呼んで説明を求めていることから、不採択とすべきであるという意見が出され、起立採決の結果、起立なしで不採択にすべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

**○議長（下川床泉）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

山本敏勝議員。

**○3番議員(山本敏勝)** 陳情第10号を採択することに反対する立場で討論いたします。

本陳情は、原子力発電所の老朽化により、20年稼働延長することは非常に危険であるため、延長稼働は認めてはならないと言っています。それに関しては、国が定めた中立機関である原子力規制委員会が、原子炉等を規制法に基づき、運転開始35年以降のデータを詳細に確認し、経年劣化に関する技術的な評価をしたうえで、延長を認めるか否かを判断の材料にすとなっています。また、耐震強度について、陳情にある1,580galは、熊本地震で被害の大きかった益城町で観測したもので、ここは軟らかい地盤であり、地下の硬い岩盤では237galとなっています。川内原子力発電所は硬い岩盤の上に建設されており、620galしかないというのは比較にならないと思います。参考までに言うならば、平成9年5月13日に鹿児島県北西地震の際観測されました川内市内の軟らかい地盤では470gal、そこから3kmほどしか離れていない原子力発電所では68galとなっています。このことは、九州電力のホームページに出ています。また機会があれば見ていただければ分かると思います。また、福島原発事故後、全国原発が稼働していないときでも、電力不足は起きていないと言っていますが、全国的にカーボンニュートラル、CO<sub>2</sub>削減に取り組み、停止していた火力発電所を再稼働させたものであり、今、世界中で問題視されている地球温暖化は、CO<sub>2</sub>排出量の多い火力発電を止め、CO<sub>2</sub>を排出しない原子力発電と再生可能エネルギーの普及を推進しています。そういったことから、地方議会が決議や、まして、意見書を出す必要はないと思います。国の機関である原子力規制委員会に判断を委ねて、結果を待てば良いのではないのでしょうか。

よって、本陳情は、不採択にするべきと思います。以上です。

**○議長(下川床泉)** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

前之園正和議員。

**○17番議員(前之園正和)** 陳情第10号は採択すべきものとして、賛成の討論を行います。

原子炉等規制法で原発の運転期間は使用前検査に合格した日から起算して40年とされ、1回に限り、20年を超えない期間延長ができるということになっております。原発の運転期間は基本的に40年ということであり、20年延長はあくまで例外的なものとされています。原発は一度事故があれば取り返しのつかない事態になることは、スリーマイルやチェルノブイリ、そして、福島第一原発が物語っています。安全性に課題が多いということにとどまらず、

危険極まりない、技術的にも未確立のものであります。それらのことから、40年間の運転期間を守り、20年の延長を認めないという本陳情の主旨は、妥当なものと考えます。自然災害は時として甚大な被害をもたらしますが、原発事故が起きればその比ではないことは、これまでの実態が示しております。その被害は時を超え、子々孫々にも及びます。自然災害と原発による事故や被害の一番の違いは、自然災害は人間の手では基本的にどうにもなりません。原発は人間の意思によって決められるということであり、40年の運転期間を守り、20年延長をしないよう、指宿市議会として政府や県に求めることは必要なことであり、陳情は、妥当なものと考えます。技術的判断に基づいて、原子力規制庁などがやっているの判断だということではありますが、それにしてもいまだに炉の中が、第一原発の話ではありますが、炉の中がどうなっているかも、詳細にも分からない。ましては、どのようにデブリを取り除くか、あるいは、その後の処理をどうするかということにも、まだ手が付かない状態ではないでしょうか。ロボットで処置をすることとしても、そのロボットの開発を今やっている状況。それが技術的に確立したものと言えるのでしょうか。また、CO<sub>2</sub>の削減との関連でも言われますけれども、電気を発電する段階において、化石燃料を燃やすわけではないから、そういう意味ではCO<sub>2</sub>が排出されないと、ここだけ強調されるわけですが、熱水が出てくる、そういうことはもちろん、発電以外の副次的なところではCO<sub>2</sub>は出てきます。ましては、今後、どのようにして、回収を、事故の後処理をするのか、保管をするのか、そういうところでのCO<sub>2</sub>の排出は全く算出されておられません。川内原発20年延長運転期間に関する陳情書、正に妥当なものと言えます。第一原発事故以来、日本の原発は全て止まった時期があります。そのときも電気の供給が危ないということで、電力制限をするという話もありましたが、基本的には全ての原発が止まってもやってこれたわけであり、仮に、電力が足りないということがあったとしても、地球を滅ぼす、人類を滅ぼす、未来永劫に影響が出てくる、そういう技術的に確立されていない原発に頼ることは許されないと考えます。

よって、本陳情は採択すべきものと思いますので、賛成討論とします。

**○議長（下川床泉）** ほかにありませんか。

西森三義議員。

**○12番議員（西森三義）** 陳情第10号、川内原発の20年延長運転に関する陳情の委員長報告は採択ですが、不採択の立場から討論を行います。

最強クラスの勢力を維持した台風14号は、急発達した原因として、地球温暖化により海面水温が高い状態が続いていることが指摘され、産業革命前と比べ、世界全体の平均気温が4℃上昇すると、日本の南海上は猛烈な台風が発生する頻度が増える可能性が高いと新聞に掲載されていました。また、これまでは50年に1度の豪雨と報道されていたのが、最近では頻りに豪雨が発生するためなのか、記録的大雨として報道されているようですが、温暖化対策には再生可能な自然エネルギー等で必要な電力を確保できるまでは、どうしても原子力発

電所が必要と思われます。さらに、原子力発電所の運転延長については、国が設置した原子力規制委員会で、問題等や安全性を十分に慎重に審査し、問題がないと判断した場合に延長が認められるものと理解することから、この陳情第10号は、不採択にするべきであります。以上です。

○議長（下川床泉） ほかにありませんか。

福永徳郎議員。

○15番議員（福永徳郎） 陳情第10号について、反対の立場で討論をいたします。

東日本大震災における福島第一原発の事故は、多大な被害を発生させ、その傷跡は現在も色濃く残っているといえます。将来的には、原発に依存しない電源構成を実現することが理想であるということは共通認識とする一方、現在の電力市場において、原子力を直近でゼロにするということは、非常にリスクが高く、日本の電力安定供給が非常に難しくなるといえます。電力安定供給が難しくなった場合は、電気料金の暴騰として、市民生活に大きな影響を与えるだけでなく、事業者の生産活動やサービスの提供にも大きな影響を与え、産業競争力の喪失につながるリスクも多大にあります。このようなリスクを回避しながら、再生可能エネルギーの普及を目指すためには、現時点においては、福島第一原発事故で学んだ教訓を生かしながら、原子力発電を一定程度活用した中で、目指すべき電源構成を構築することが現実的といえます。また、20年の延長となった場合でも、著しく進歩している技術力をベースとした最適な電源構成が実現できた時点で、川内原発の運転について再考することも可能であると考えられます。

以上のことから、陳情10号について、不採択の討論といたします。

○議長（下川床泉） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、陳情第10号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（下川床泉） 起立少数であります。

よって、陳情第10号は、不採択と決定いたしました。

次に、陳情第11号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、この採決は、起立により行います。

陳情第11号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（下川床泉）** 起立なしであります。

よって、陳情第11号は、不採択と決定いたしました。

次に、陳情第12号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、この採決は、起立により行います。

陳情第12号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（下川床泉）** 起立なしであります。

よって、陳情第12号は、不採択と決定いたしました。

次に、陳情第13号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、この採決は、起立により行います。

陳情第13号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（下川床泉）** 起立なしであります。

よって、陳情第13号は、不採択と決定いたしました。

次に、陳情第14号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、この採決は、起立により行います。

陳情第14号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（下川床泉）** 起立なしであります。

よって、陳情第14号は、不採択と決定いたしました。

#### △ 閉会中の継続審査について（議案第55号～議案第62号）

**○議長（下川床泉）** 次は、日程第11、閉会中の継続審査について、を議題といたします。

決算特別委員長から、目下、委員会において審査中の議案第55号から議案第62号までの8議案については、会議規則第111条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

決算特別委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

#### △報告第5号，報告第6号及び議案第72号一括上程

○議長（下川床泉） 次は、日程第12，報告第5号，指宿市の令和3年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について，から，日程第14，議案第72号，令和4年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について，までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

○市長（打越明司） 今回，追加して提出いたしました案件は，財政の健全化判断比率の報告に関する案件1件，公営企業の資金不足比率の報告に関する案件1件，補正予算に関する案件1件の計3件であります。

まず，報告第5号，指宿市の令和3年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について，及び，報告第6号，指宿市の令和3年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について，の2議案であります。

両案は，本市の令和3年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について，地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により，監査委員の意見を付けて議会に報告するものであります。

次に，議案第72号，令和4年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について，であります。

本案は，令和4年9月2日の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会で，初回接種を終了した12歳以上の全員を対象に，オミクロン株対応ワクチン接種を，予防接種法に基づく予防接種と定め，実施を想定して準備するよう決定したことなどを受け，ワクチン接種に伴う委託料等を補正しようとするものであります。

議案の詳細につきましては，総務部長に説明させますので，よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（下吹越寿） それでは，命によりまして，追加して御説明申し上げます。

追加提出議案の1ページを御覧ください。

報告第5号，指宿市の令和3年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について，であります。

本案は，地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により，前年度の決

算に基づく健全化判断比率として、4つの指標である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率をそれぞれ毎年度算定し、監査委員の意見を付けて議会に報告するものであります。

また、本市の比率の状況と併せて、早期健全化基準と財政再生基準についてもお示ししております。この基準の内容等につきましては、本議案の参考資料を提出しておりますので、参照していただきますようお願い申し上げます。

それでは、指宿市の令和3年度決算に基づく財政の健全化判断比率である4つの指標について、御説明申し上げます。

1つ目の実質赤字比率ですが、一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、実質収支額は赤字でないため、数値なしとなりました。

2つ目の連結実質赤字比率ですが、一般会計等や公営事業会計に係る実質収支合計額における実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、実質収支合計額が赤字でないため、数値なしとなりました。

3つ目の実質公債費比率ですが、公債費に特別会計及び一部事務組合の公債費に充当された出資金等を加えた実質的な公債費の標準財政規模に対する比率の3か年平均値で、9.3%となりました。

4つ目の将来負担比率ですが、地方債残高のほか、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債の繰入見込額、一部事務組合の起債の負担見込額、職員の退職手当支給見込額、第三セクター等への損失補償見込額等、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、46.5%となりました。

早期健全化基準及び財政再生基準は、財政健全化法に基づき財政の早期健全化及び財政の再生を図るための計画を議会の議決を経て策定の上、計画実施の推進を図るための財政上の措置を講ずることとなる基準であります。本市の比率は、いずれもこの基準を下回っているところであります。

次は、追加提出議案の2ページを御覧ください。

報告第6号、指宿市の令和3年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について、であります。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業ごとの資金不足比率を毎年度算定し、監査委員の意見を付けて議会に報告するものであります。

また、本市の資金不足比率と併せて経営健全化基準についてもお示ししておりますが、これは、報告第5号で説明しました早期健全化基準に相当するものであります。

それでは、指宿市の令和3年度決算に基づく公営企業ごとの資金不足比率について、御説明申し上げます。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額が、事業の規模に対してどの程度あるかを示した比率で、まず、地方公営企業法が適用される水道事業会計、公共下水道事業会計、温泉供給事業会計については、資金不足でないため、数値なしとなりました。

次に、地方財政法により特別会計を設けて運営する公営企業で、地方公営企業法が適用されない唐船峡そうめん流し事業特別会計については、資金不足でないため、数値なしとなりました。

経営健全化基準は、財政健全化法に基づき公営企業の経営の健全化を図るための計画を議会の議決を経て策定の上、計画実施の推進を図るための財政上の措置を講ずることとなる基準であります。本市の比率は、いずれもこの基準を下回っているところであります。

次は、追加提出議案の3ページを御覧ください。

議案第72号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について、であります。

別冊の令和4年度指宿市一般会計補正予算、予算に関する説明書（第10号）の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,889万円を追加し、歳入歳出予算の総額を277億5,863万7千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出のほうから御説明いたしますので、13ページを御覧ください。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節10役務費107万3千円から、節17備品購入費55万円までの合計8,889万円の補正につきましては、オミクロン株対応の新型コロナウイルスワクチン接種に係る接種業務委託料等であります。

次に、歳入について御説明いたしますので、12ページを御覧ください。

款15国庫支出金、項1国庫負担金8,026万円、同じく、項2国庫補助金863万円の補正につきましては、説明欄にお示しの負担金及び補助金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時36分  
再開 午前11時50分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △報告第5号及び報告第6号（質疑）

○議長（下川床泉） これより、質疑に入ります。

まず、報告第5号及び報告第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

前原五男議員。

**○4番議員（前原五男）** 先ほどの意見書について、内容についてからですね、ちょっとそれに基づいての質疑をいたしたいと思います。

第5号、第6号についてですね、質疑したいと思います。

指宿市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書についてのものですが、個別の赤字はなかったということで、それが一つと、総務省から出ております実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、これらの報告に出す数値は全て健全であるのにかかわらず、市長は当時の選挙において、指宿市は赤字財政だということで、また、その運動をされる方も赤字、いつまでツケを残すのかと、子供たちに。確かに、それは良くないなと私も思っておりました。けども、まさか急激に赤字になるうとは私も考えなかったもので、よくよく勉強させてもらいました。で、その結果が、今日の報告だと思っております。どうか市長、どこからあの当時のあなたの御意見は、あるいは、考え方は発せられたのか、質疑をいたします。

**○総務部長（下吹越寿）** 単年度の実質的な赤字・黒字を示す数値としまして、実質単年度収支というのがございます。これにつきましては、単年度収支に財政調整基金、地方債、繰上償還額を足して、財政調整基金の取崩額を引いたものと、実質的な、先ほど申しましたように、その単年度の赤字・黒字を示すものです。これで申しますと、平成26年から令和2年まで赤字で推移してきており、3年度が黒字になった、そういう状況を踏まえての話だと考えております。

**○4番議員（前原五男）** 私は正直言って、1回目で終わろうとしていたんですよ。市の部長が、そういう危ないというのであれば、私は以前も言いましたよね、あなたの机の前で。意見具申をなさって。危ないんであれば。今頃ですよ、そういう話をされても、市民は納得しないと思いますよ。市長、市長に聞いています。端的に。あの当時の赤字財政っていうのはどこから出られたんでしょうか。質疑をいたします。

**○市長（打越明司）** これまでも議場において詳しく、再三にわたって説明をしまいましたが、指宿市の単年度の収入に見合う支出をとというのが、今、私の財政運営の柱でありますけれども、収入に見合った支出ということで考えますと、今、総務部長からお話がありましたとおり、残念ながら7年連続支出がオーバーをしてきたというのが、これまでの決算の状況であります。まずは、これを正そうと。願わくば、収入以内で支出を抑えるということが、家計においても、あるいは、市の財政においても、同じように大事なことであるということでもあります。ようやく、この令和3年度の決算において、8年ぶりに実質収支を、赤字はなくなったという報告が来ておりますけれども、今後とも、そのような形で、実質収支で赤字を出さないということは、これからも財政運営の中心にしていきたい、そのように思っております。

**○4番議員（前原五男）** 市長が言われることも分からなくてもいいです。しかしながら、積立金というのは、大きな事業をするために積み立ててきているわけです。そこを使えたらやばいと、危ないという発言を市民に対して発しても構わないと私は思います。あの当時、前市長はいろんな事業をしました。たくさん事業をしました。その理由は、合併特例債があるうちに早く片付けようと、必要なものは、ということで、来年ぐらいからはもうそういう大きな建設債を使うようなことはないだろうというような話を伺っておりました。だけど、打越市長、本当にあの事業は間違っていたんでしょうか。そして、合併特例債を使ったり、積立金を取り崩してゼロになるようなことはない中で、ああいう話ができるのか、もう1回質疑をいたします。

**○市長（打越明司）** 過去の指宿市が行った事業についての評価をこの場ですというつもりはありませんし、これまでもそれなりに申し上げてきましたけれども、これまで投資をしてきたものについては、それを引き継いだ我々が、最大限利活用して、できる限りその投資に見合った活用、市民への恩返し、あるいは、様々な地域の方々をお招きしての活用をやっていた方がいいと、そのことに全力で尽くしているところでもありますけれども、実はその収入というのは2通りあって、交付税や、あるいは、市税といった、自分たちで収入を納める。この収入と、もう1つの収入というのは、起債による収入です。借金による収入。この借金高も、今までもお話をしてきましたが、概ね指宿市の人口の規模、財政の規模、事業の規模から考えれば、適正な起債残高という、いわゆるこれまでしてきた借金の残高というのは、できれば指宿市の体力の2倍以内、大体240億から260億くらいが適正かな、これくらいだと全国の800弱の市の中で大体真ん中ぐらい、400位くらいになります。これがアベレージ。それから考えますと、現在、310億円を超える起債残高ということになりますと、これまでの収入の中でも、借金をしながら使ってきたという部分もありますので、両方が、今は、借金をする金額を上回らないように変えていきたいと思いますということも目標の一つ。そして、先ほど申し上げたように、自分たちの収入というのは限られてきますから、それを上回らないように運営をしていく、そのことは長い目で見て、指宿市民に対して大きな負担を残さないということにつながってまいります。それが今、私が努めなければならない方針であるというふうに思っているところであります。

**○議長（下川床泉）** 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第5号及び報告第6号は終了いたしました。

**△議案第72号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）**

○議長（下川床泉） 次に、議案第72号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第72号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第72号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第72号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 意見書案第2号上程

○議長（下川床泉） 次は、日程第15、意見書案第2号、川内原発の40年の運転期間を守るための意見書（案）、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

○5番議員（東勝義） 川内原発の40年の運転期間を守るための意見書（案）、の提案理由を述べさせていただきます。

陳情第10号にもありますように、激しく劣化する原子炉圧力容器の交換が不可能なこと、耐震強度に問題があること、避難計画に疑問が残ること、使用済み核燃料の後処理が確立していないことなどが挙げられております。

最近では、ロシアによるウクライナ原発施設が攻撃されたことで、全世界が震撼させられました。我が国においても、東日本大震災による大津波で福島第一原発が爆発し、大量の放

射能の影響で、11年以上経った今でも、生まれ育った大切な思い出の残るふるさとに帰還できず、不自由な避難生活を余儀なくされている方々が多くいらっしゃるのが現状であります。

原子力発電を有する自治体においては、政府からそれなりの支援や援助を受けている関係で、なかなか声を上げにくいのではないかと推測されます。UPZといわれる準備区域内にも入っていない我々だからこそ、できることがあるのではないのでしょうか。

川内原発の運転延長を判断するのは政府がすることであって、本市が関わることではないということは十分理解したうえで、県、あるいは、政府に対して、川内原発のリスクを十分熟慮していただきたいという意味のある意見書案であると考えます。

住んでいる当該地域の方々の思いを理解していただきまして、御賛同くださいますよう、よろしく願いいたします。

以上で、意見書案の提案理由とさせていただきます。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩	午後	0時03分
再開	午後	0時09分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### **△ 意見書案第2号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）**

**○議長（下川床泉）** これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、意見書案第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、山本敏勝議員。

**○3番議員（山本敏勝）** 私は、意見書案に反対する立場で討論いたします。

討論内容としましては、先ほど、陳情第10号を不採択するための討論をいたしましたとお

り、その中でも、意見書案に対して必要はないというふうに述べさせていただきましたので、そのとおりで、意見書案を提出する必要はないと思います。以上です。

○議長（下川床泉） 次に、前之園正和議員。

○17番議員（前之園正和） 意見書案第2号について、賛成の討論を行います。

陳情第10号に対する反対者が主張しておりましたが、原子力規制委員会、そして、国が技術的判断に基づいてちゃんと判断をしていると、そして、原子力推進をしているからということについてですが、その前に、討論の主な内容は陳情第10号で申し上げたとおりでありませんが、若干付け加えさせていただきます。原子力規制委員会や国が技術的判断に基づいて、大丈夫だということ推進の立場を取っているということについてですが、これまでも原発は安全、安全と繰り返し言ってきた中で、福島第一原発の事故が起こったわけでありまして。まさに、安全神話という言葉がトレンドになった時期もありますが、安全神話の中で福島第一原発は事故が起きました。20年延長を認めるという主張の中には、福島原発事故から何も学ばず、依然として安全神話を根拠とするものであります。また、提案者の話にもありましたが、ロシアのウクライナ侵略によって、テロや原発はその標的にもなるということが言われてきております。そういう意味で本意見書は妥当なものと考え、必要なものと考えますので、賛成といたします。

○議長（下川床泉） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、意見書案第2号、川内原発の40年の運転期間を守るための意見書（案）、を採決いたします。

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本意見書案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（下川床泉） 起立少数であります。

よって、意見書案第2号は、否決されました。

#### △ 閉会中の継続調査について

○議長（下川床泉） 次は、日程第16、閉会中の継続調査について、を議題といたします。

総務水道委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第111条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

また、各常任委員長から、所管事務調査を行うため、会議規則第111条の規定により、お

手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### △ 議員派遣の件

**○議長(下川床泉)** 次は、日程第17、議員派遣の件、を議題といたします。

本件は、11月1日、鹿児島市で開催されます、鹿児島県町村議会議長会主催の議会広報研修会への議員派遣について、会議規則第167条の規定により、議会の議決を求めるものです。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議員派遣の件につきましては、お手元に配布しております議員派遣書のとおり、議員を派遣いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配布いたしました議員派遣書のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

#### △ 閉議及び閉会

**○議長(下川床泉)** 以上で、本会議に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じ、あわせて、令和4年第3回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 0時15分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 下川床 泉

議 員 吉 村 重 則

議 員 東 伸 行

## 参 考 资 料

# 議 員 派 遣 書

令和4年9月29日

次のとおり議員を派遣する。

○ 目 的 議会広報紙作成に係る研修会参加のため

1 鹿児島県町村議会議長会主催の議会広報研修会

(1)派遣場所 鹿児島市

(2)期 間 令和4年11月1日（1日間）

(3)派遣議員 松下 知恵 議員

なお、内容変更の必要がある場合は、その取扱いを議長に一任する。